

AMC／ステート・ストリート・リスクバジェット型 バランス・オーブン(ステイブル)

追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2025年11月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

1. AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オープン（ステイブル）の受益権の募集については、発行者であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（委託会社）は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2025年5月20日に関東財務局長に提出しており、2025年5月21日にその効力が発生しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者がファンドを取得する時までに投資者から請求があつた場合に交付を行う目論見書です。
3. AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オープン（ステイブル）の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
4. 当ファンドは元金が保証されているものではありません。

発行者名	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 越前谷 道平
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オープン（ステイブル）
(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

* 基準価額とは、信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、販売会社（後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）でご確認いただけるほか、下記の照会先までお問い合わせください。

<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

（受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。申込手数料には消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2025年5月21日から2026年5月20日まで

※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の＜照会先＞までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳細については、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受けた販売会社とします（前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 申込証拠金

該当事項はありません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）

への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、株式会社トータルアセットデザインが算出した資産配分に基づき、日本および世界主要国の株式や公社債等を主要投資対象とする資産別のインデックス型マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に「AMCリスクバジエット型資産配分モデル指数」に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、2兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ 従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による 投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいま す。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投信及び その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉 とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指標に連動する運用成 果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本 北米			
債券 一般 国債 社債	年6回 (隔月)	欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()	日経 225

その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア			TOPIX
不動産投信	日々	中南米			
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券)、資産配分 変更型))	その他 ()	アフリカ	ファンド・ オブ・ファンズ	なし	その他 (AMCリスク バジェット型 資産配分モデル 指數)
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		中近東 (中東)			
		エマージング			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)、資産配分変更型))	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象 インデックス	その他 (AMCリスクバジェット型資産配分モデル 指數)	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

④ ファンドの特色

1 株式会社トータルアセットデザインが算出した資産配分に基づき、マザーファンドの配分を行います。

- 日本および世界主要国の株式や公社債等、運用資産全体のリスク(=収益のブレ)総量をバジェット化することにより、株式会社トータルアセットデザインが決定した資産配分に基づき、資産別のインデックス型マザーファンドの配分を行います。なお、資産配分は定期的に見直しが行われます。

＜株式会社トータルアセットデザインの概要＞

1998年2月に設立され、年金基金ならびに金融機関等の資産運用について、資産配分の策定・運用機関の選択と配分構成・リスク管理に至るまで、トータルなコンサルティングサービスを提供しています。なお、2015年1月29日付にて、株式会社エー・エム・シーは、株式会社トータルアセットデザインに社名変更されました。

2 マザーファンドは、それぞれのベンチマークに連動した投資成果の獲得を目指し、当ファンドは、「AMCリスクバジェット型資産配分モデル指数」に連動した投資成果の獲得を目指します。

- AMCリスクバジェット型資産配分モデル指数は、株式会社トータルアセットデザインが決定した資産配分に基づき、投資対象とするマザーファンドのベンチマークのリターンを合成した指数であり、当ファンドの投資成果の比較基準となるベンチマークとします。

投資対象とするマザーファンドのベンチマークについては「マザーファンドの概要」をご参照ください。

3 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資対象とするマザーファンドの概要

日本株式インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	日本の金融商品取引所に上場されている株式
投資態度	<ul style="list-style-type: none">・ TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。・ 株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

日本債券インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、NOMURA-BPI総合の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	わが国の公社債等
投資態度	<ul style="list-style-type: none">・ NOMURA-BPI総合をベンチマークとします。・ 債券組入比率は原則として高位を維持します。

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	日本を除く世界の証券取引所に上場されている株式(これに準ずるものも含みます。)
投資態度	<ul style="list-style-type: none">・ MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

外国債券インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	日本を除く世界主要国の国債、政府機関債等
投資態度	<ul style="list-style-type: none">・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとします。・ 公社債への投資は原則として高位を維持します。・ 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

※投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

■ ベンチマーク(オリジナル指標)

以下に掲げるベンチマークは、マザーファンドのベンチマークです。

TOPIX

- ①TOPIXの指標値およびTOPIXの商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」と言います。)の知的財産であり、株価指数の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ②JPXは、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ③JPXは、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指標の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④JPXは、TOPIXの指標値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- ⑦JPXは、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指標値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧上記に限らず、JPXは当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指標で、当該指標に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

MSCI コクサイ・インデックス

MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.の登録商標です。

当ファンドは、MSCI Inc.(以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社およびMSCI指標の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指標はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指標は、MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下、「SSGA」といいます。)は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指標の能力に関して、明示的であると默示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指標は、当ファンドまたは当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に関わらず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指標の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人の要求を考慮にいれる義務はありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI関係者は、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指標の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係者は、MSCI指標またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも默示的にも、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人が、MSCI指標またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行うものではありません。MSCI関係者は、MSCI指標およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指標およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係者は、明示的、默示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人または法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、販売、または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本)

FTSE世界国債インデックス(除く日本)(以下、「WGBI」といいます。)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。WGBIのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。WGBIに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

(2) 【ファンドの沿革】

2012年3月9日 信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

- ① 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

- 2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）

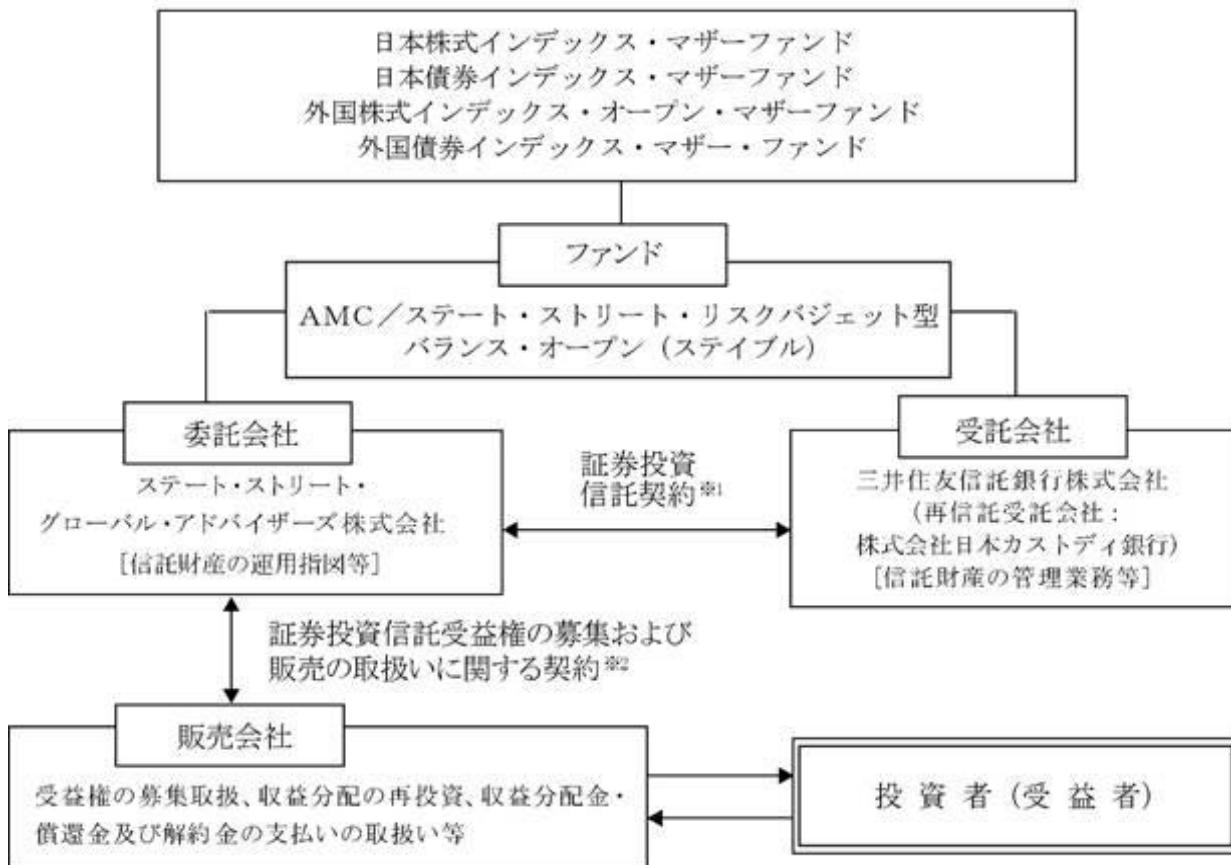
（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。

- 3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



※1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならびに運営に関する事項等が定められます。
なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

※2 証券投資信託受益権の募集および販売に関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

③ 委託会社の概況（本書提出日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

1998年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
1998年3月31日	投資顧問業の登録
1998年8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年9月30日	金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第345号）
2008年7月1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

当ファンドは、株式会社トータルアセットデザインが算出した資産配分に基づき、日本および世界主要国の株式や公社債等を主要投資対象とする資産別のインデックス型マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に「AMCリスクバジエット型資産配分モデル指標[※]」に連動した投資成果を目指して運用を行います。

※ 株式会社トータルアセットデザインが、日本および世界主要国の株式や公社債等、運用資産全体のリスク（＝収益のブレ）総量をバジエットすることにより決定した資産配分に基づき、各資産のベンチマークのリターンを合成した指数で、資産配分は定期的に見直しが行われます。

「日本株式インデックス・マザーファンド」、「日本債券インデックス・マザーファンド」、「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」および「外国債券インデックス・マザー・ファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

① 「AMCリスクバジエット型資産配分モデル指標」をベンチマークとします。

② 各マザーファンド受益証券のベンチマークは下記の通りで、各マザーファンド受益証券においては、それぞれのベンチマークに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行います。

日本株式インデックス・マザーファンド

[ベンチマーク：TOPIX（東証株価指数、配当込み）]

日本債券インデックス・マザーファンド

[ベンチマーク：NOMURA-BPI総合]

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

[ベンチマーク：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）^{※1}]

外国債券インデックス・マザー・ファンド

[ベンチマーク：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）^{※2}]

^{※1} MSCIコクサイ・インデックスの構成国の国別指数および構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出したものです。

^{※2} FTSE世界国債インデックス（除く日本）の構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出したものです。

- ③ マザーファンド受益証券の組入れに伴う実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）②の3）4）5）に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

- ⑥ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
- ⑦ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

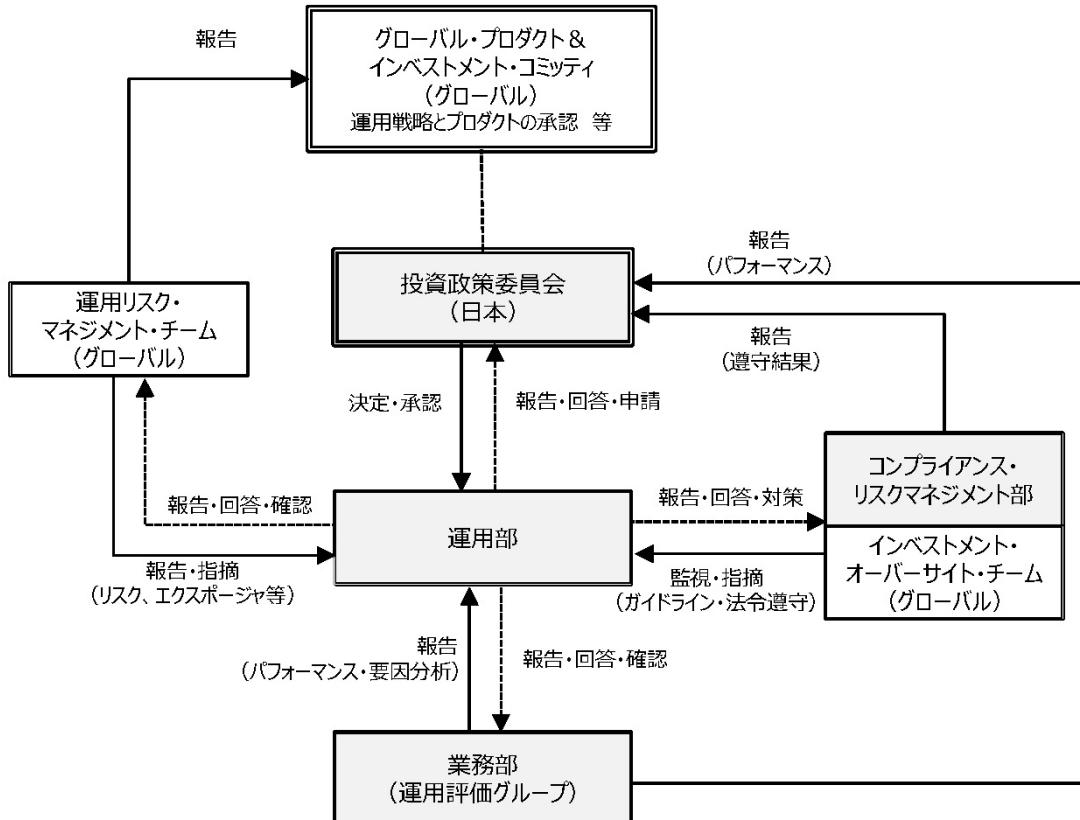
② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてストート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された「日本株式インデックス・マザーファンド」、「日本債券インデックス・マザーファンド」、「外国株式インデックス・オーナン・マザーファンド」および「外国債券インデックス・マザー・ファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で19) の有価証券の性質を有するもの
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 上記⑤において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部の代表等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・インベストメント・マネジメントのグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行ってています。当チームは運用チームとは独立した組織で、グローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意図したエクスポージャーによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として2月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<分配金に関する留意事項>

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5) 【投資制限】

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める主な投資制限
 - 1) マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
 - 2) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
 - 3) 公社債の実質投資割合には制限を設けません。
 - 4) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
 - 5) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - 6) デリバティブ取引は、後記②の3) 4) 5) の範囲で行います。
 - 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

1) 投資する株式等の範囲（信託約款第18条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2) 信用取引の指図範囲（信託約款第19条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記（a）の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 上記（b）においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) 委託会社は、上記（a）の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3) 先物取引等の運用指図（信託約款第20条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

4) スワップ取引の運用指図（信託約款第21条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超える場合は、当該スワップ取引の想定元本の合計額を信託財産の純資産総額に調整するものとします。

額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

- (d) 上記（c）においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第22条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6) 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第23条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7) 公社債の空売りの指図範囲（信託約款第24条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記（a）の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

8) 公社債の借入れ（信託約款第25条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記（a）の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記（b）の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 上記（a）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

9) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10) 外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第27条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 上記（a）の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 上記（b）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(d) 上記（a）および（b）において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

11) デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第22条の2）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 法令に基づく投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議ができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）「日本株式インデックス・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「日本株式インデックス・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

(1) 投資方針

この投資信託は、中長期的な観点から、TOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

日本の金融商品取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含む）を主要投資対象とします。

- ① TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。
- ② 株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。
- ③ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）の指図をすることができます。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図することができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図することができます。
- ⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑦ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券

- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 13) 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、1) の証券または証書、15) の証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券、15) の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12) の証券および13) の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。

- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 信用取引の指図は、信託約款第15条の範囲で行います。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、信託約款第16条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、信託約款第17条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引は、信託約款第18条の範囲で行います。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑩ デリバティブ取引等にかかる投資制限
委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（参考）「日本債券インデックス・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「日本債券インデックス・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

（1）投資方針

この投資信託は、中長期的な観点から、NOMURA-BPI総合に連動した投資成果を目指して運用を行います。

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

① NOMURA-BPI総合をベンチマークとします。

② 債券組入比率は原則として高位を維持します。

③ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図することができます。

⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑦ 資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（2）投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第17条に定めるものに限ります。）

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

13) 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券に係るものに限ります。）

15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書、15) の証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、2) から6) までの証券、15) の証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、12) の証券および13) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

- ① 公社債の投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、信託約款第15条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、信託約款第16条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引は、信託約款第17条の範囲で行います。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑩ デリバティブ取引等にかかる投資制限
委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(参考) 「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

(1) 投資方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

日本を除く世界各国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

- ① 株式への投資にあたっては、日本を除く世界各国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ② 株式の組入率は、原則として高位を維持します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書

- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 15) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書および8) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、2) から5) までの証券および8) の証券または証書のうち2) から5) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また、9) または10) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は信託約款第17条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、信託約款第18条の範囲で行います。

- ⑦ 金利先物取引及び為替先渡取引は、信託約款第19条の範囲で行います。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ デリバティブ取引等にかかる投資制限
委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(参考) 「外国債券インデックス・マザー・ファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「外国債券インデックス・マザー・ファンド」の概要は、以下の通りです。

(1) 投資方針

この投資信託は、主として日本を除く世界主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象としFTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

- ① 公社債への投資は原則として高位を維持します。
- ② 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- ③ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。その際の投資比率は、原則として信託財産の純資産総額の100%以内とします。また、投資比率がこの上限を超過した場合には、速やかに調整するものとします。なお、ここでいう投資比率は、現物資産の時価総額と有価証券先物等の買建玉の時価総額の合計額から売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第17条に定めるものに限ります。）
 - (c) 金銭債権

- (d) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
- (a) 為替手形
- ② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等
- 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 20) 外国の者に対する権利で19)の有価証券の性質を有するもの。
 - 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (3) 主な投資制限
- ① 公社債の投資割合には制限を設けません。
 - ② 株式への投資は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - ⑤ 有価証券先物取引等は、信託約款15条の範囲で行います。
 - ⑥ スワップ取引は、信託約款16条の範囲で行います。
 - ⑦ 金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款17条の範囲で行います。
 - ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
 - ⑨ デリバティブ取引等にかかる投資制限
委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本および世界主要国の株式や公社債等に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さんに帰属します。

したがって、投資者の皆さんの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 資産配分リスク

当ファンドは、国内外の株式や公社債等、運用資産全体のリスク（＝収益のプレ）総量をバジエット化することにより、市場環境に応じて決定した最適な資産配分比率に変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予期しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

② 株価変動リスク

株式の価格は、一般に個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

③ 信用リスク

当ファンドは、日本および世界主要国の株式や公社債等を実質的な投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また公社債等の価格は、公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって変動し、特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。したがって、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する株式や公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

④ 金利変動リスク

公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 為替変動リスク

当ファンドの実質的な投資対象である世界主要国の株式や公社債等（日本を除く）は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。

⑥ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てるために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限ら

れてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当が間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑦ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑧ パッシブ運用のリスク

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマークとするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

マザーファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑨ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

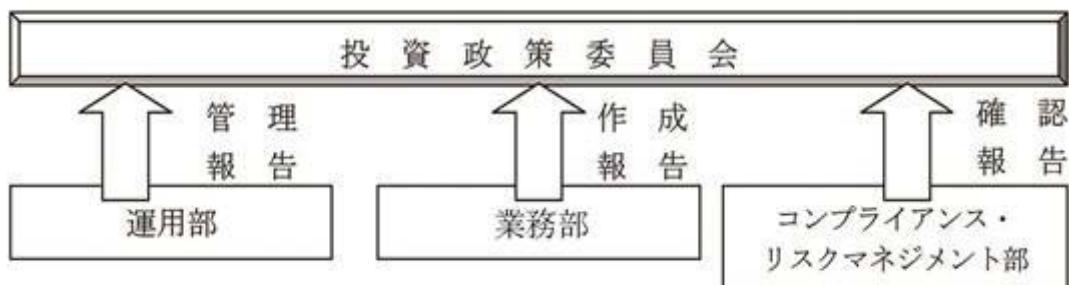
（2）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

(3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

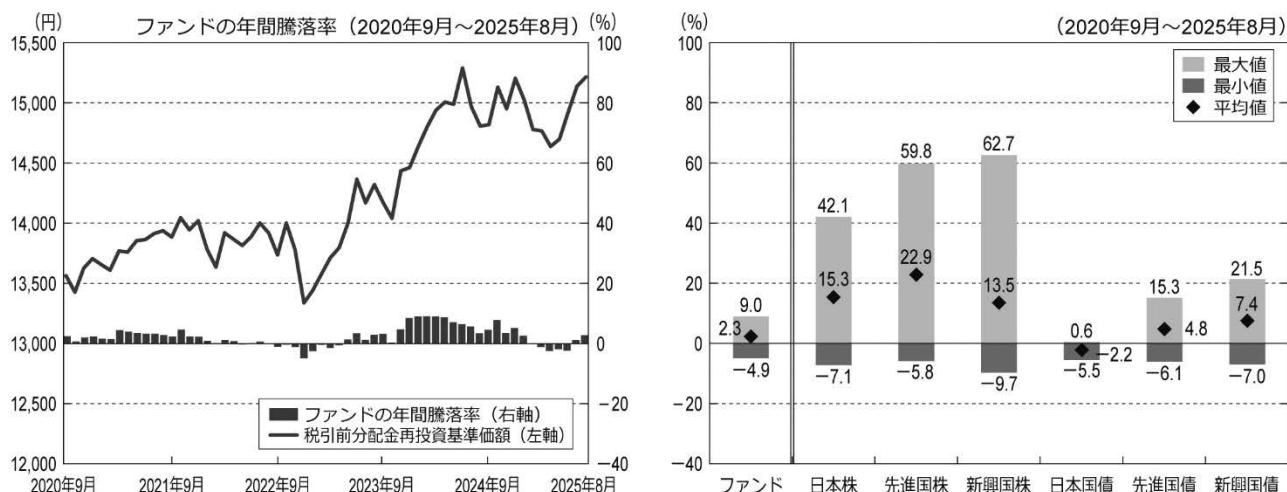
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞ ＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



- 上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
- 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:TOPIX(東証株価指数、配当込み)

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料（購入時手数料）は、取得申込受付日（購入申込受付日）の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。
※購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の事務等の対価です。
- ② 「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の購入時手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金時に信託財産留保額（換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率0.825%（税抜0.75%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

<信託報酬率の配分（税抜）>

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.60%	委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	0.10%	運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（注）マザーファンドで有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料のうち当ファンドに属するとみなした額の100分の50以内の額を、別途、信託財産から支払います。

※消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せざかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。
- ④ ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
- 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合がありま

す。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※上記（1）～（4）の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

◆法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収^{*}が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

◆受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記の内容は、税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合等には変更となることがあります。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.85%	0.82%	0.03%

※対象期間は2024年2月21日～2025年2月20日です。

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2025年8月29日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,831,657,687	85.76
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		802,582,930	14.24
純資産総額		5,634,240,617	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本株式インデックス・マザーファンド）

(2025年8月29日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	日本	46,817,902,080	98.01
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		948,330,890	1.99
純資産総額		47,766,232,970	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本債券インデックス・マザーファンド）

(2025年8月29日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	日本	51,360,904,590	83.68
地方債証券	日本	3,471,617,195	5.66
社債券	日本	3,350,663,800	5.46
特殊債券	日本	3,164,288,685	5.16
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		28,767,701	0.04
純資産総額		61,376,241,971	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券（外国株式インデックス・オープン・マザーファンド）

(2025年8月29日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	アメリカ	254,197,004,508	72.50
	イギリス	12,956,824,854	3.70
	カナダ	11,597,287,152	3.31
	フランス	9,398,792,278	2.68
	ドイツ	8,902,122,672	2.54
	スイス	8,324,792,541	2.37
	オーストラリア	5,791,607,006	1.65
	オランダ	3,944,825,334	1.13
	スウェーデン	3,193,173,252	0.91
	スペイン	3,116,427,629	0.89
	イタリア	2,841,299,936	0.81
	香港	1,766,979,555	0.50
	デンマーク	1,752,538,398	0.50
	シンガポール	1,510,313,044	0.43
	ベルギー	933,089,349	0.27

フィンランド	922, 159, 550	0.26
イスラエル	901, 768, 777	0.26
ノルウェー	515, 900, 156	0.15
アイルランド	384, 997, 880	0.11
オーストリア	193, 834, 583	0.06
ポルトガル	183, 054, 574	0.05
ニュージーランド	159, 071, 672	0.05
小 計	333, 487, 864, 700	95.11
投資証券		
アメリカ	4, 908, 094, 264	1.40
オーストラリア	348, 329, 432	0.10
フランス	133, 131, 844	0.04
シンガポール	85, 517, 125	0.02
イギリス	74, 326, 667	0.02
香港	63, 429, 979	0.02
小 計	5, 612, 829, 311	1.60
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	11, 524, 475, 695	3.29
純資産総額	350, 625, 169, 706	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券（外国債券インデックス・マザー・ファンド）

(2025年8月29日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	39, 194, 438, 270	45.35
	中国	9, 798, 588, 167	11.34
	フランス	6, 307, 492, 268	7.30
	イタリア	5, 935, 788, 582	6.87
	ドイツ	5, 049, 292, 283	5.84
	イギリス	4, 763, 616, 509	5.51
	スペイン	3, 794, 019, 135	4.39
	カナダ	1, 704, 354, 202	1.97
	ベルギー	1, 298, 427, 519	1.50
	オーストラリア	1, 088, 022, 043	1.26
	オランダ	1, 077, 778, 227	1.25
	オーストリア	962, 257, 551	1.11
	メキシコ	706, 812, 460	0.82
	ポーランド	552, 791, 485	0.64
	ポルトガル	495, 226, 476	0.57
	フィンランド	443, 694, 213	0.51
	マレーシア	428, 974, 934	0.50
	アイルランド	362, 906, 361	0.42
	シンガポール	348, 659, 910	0.40
	イスラエル	320, 398, 223	0.37
	ニュージーランド	247, 244, 948	0.29
	デンマーク	197, 902, 712	0.23
	スウェーデン	157, 473, 840	0.18
	ノルウェー	142, 092, 300	0.16
	小 計	85, 378, 252, 618	98.79
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1, 043, 744, 455	1.21

純資産総額	86,421,997,073	100.00
-------	----------------	--------

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年8月29日現在)

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国債券インデック ス・マザーファンド	—	823,802,372	2.9833	2,457,649,617	3.0963	2,550,739,284	45.27
2	日本	親投資信託 受益証券	日本債券インデック ス・マザーファンド	—	942,446,158	1.1706	1,103,227,473	1.1452	1,079,289,340	19.16
3	日本	親投資信託 受益証券	日本株式インデック ス・マザーファンド	—	151,371,669	5.3696	812,818,849	5.9328	898,057,837	15.94
4	日本	親投資信託 受益証券	外国株式インデック ス・オープン・マザーフ ァンド	—	37,554,429	7.6855	288,624,565	8.0835	303,571,226	5.39

(注1) 投資有価証券は4銘柄です。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	85.76
合計		85.76

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

②【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本株式インデックス・マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

(2025年8月29日現在)

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	571,900	2,849.50	1,629,629,050	2,873.00	1,643,068,700	3.44
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	679,700	1,927.50	1,310,121,750	2,259.00	1,535,442,300	3.21
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	371,100	3,583.00	1,329,651,300	4,083.00	1,515,201,300	3.17
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	276,400	3,709.00	1,025,167,600	4,049.00	1,119,143,600	2.34
5	日本	株式	任天堂	その他製品	67,900	11,175.00	758,782,500	13,310.00	903,749,000	1.89
6	日本	株式	三井住友フィナンシャル・グループ	銀行業	218,800	3,775.00	825,970,000	4,048.00	885,702,400	1.85
7	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	53,200	7,997.00	425,440,400	16,230.00	863,436,000	1.81
8	日本	株式	三菱重工業	機械	190,000	2,275.00	432,250,000	3,753.00	713,070,000	1.49
9	日本	株式	三菱商事	卸売業	210,400	2,552.50	537,046,000	3,354.00	705,681,600	1.48
10	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	81,800	9,185.00	751,333,000	8,579.00	701,762,200	1.47

11	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	141,600	4,200.00	594,720,000	4,895.00	693,132,000	1.45
12	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	101,200	5,420.00	548,504,000	6,401.00	647,781,200	1.36
13	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	76,500	6,795.00	519,817,500	8,397.00	642,370,500	1.34
14	日本	株式	キーエンス	電気機器	10,800	62,100.00	670,680,000	56,780.00	613,224,000	1.28
15	日本	株式	三井物産	卸売業	163,600	2,780.50	454,889,800	3,426.00	560,493,600	1.17
16	日本	株式	NTT	情報・通信業	3,209,600	146.90	471,490,240	155.80	500,055,680	1.05
17	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	22,800	22,035.00	502,398,000	20,665.00	471,162,000	0.99
18	日本	株式	信越化学工業	化学	95,800	4,476.00	428,800,800	4,557.00	436,560,600	0.91
19	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	96,000	4,482.00	430,272,000	4,421.00	424,416,000	0.89
20	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	254,900	1,410.50	359,536,450	1,642.00	418,545,800	0.88
21	日本	株式	HOYA	精密機器	20,700	17,765.00	367,735,500	19,250.00	398,475,000	0.83
22	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	33,900	7,753.00	262,826,700	11,675.00	395,782,500	0.83
23	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	1,731,200	215.10	372,381,120	228.20	395,059,840	0.83
24	日本	株式	三菱電機	電気機器	110,500	2,512.50	277,631,250	3,552.00	392,496,000	0.82
25	日本	株式	KDDI	情報・通信業	151,600	2,453.50	371,950,600	2,550.50	386,655,800	0.81
26	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	7,700	47,318.44	364,351,988	46,520.00	358,204,000	0.75
27	日本	株式	富士通	電気機器	100,000	3,126.00	312,600,000	3,576.00	357,600,000	0.75
28	日本	株式	第一三共	医薬品	99,100	3,598.00	356,561,800	3,529.00	349,723,900	0.73
29	日本	株式	日本電気	電気機器	76,800	3,095.00	237,696,000	4,537.00	348,441,600	0.73
30	日本	株式	丸紅	卸売業	93,500	2,444.50	228,560,750	3,382.00	316,217,000	0.66

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	電気機器	16.68
	銀行業	9.26
	情報・通信業	7.88
	卸売業	7.07
	輸送用機器	6.83
	機械	5.89
	化学	4.64
	小売業	4.51
	サービス業	4.24
	医薬品	3.62
	保険業	3.25
	その他製品	3.11
	食料品	2.85
	陸運業	2.40
	建設業	2.35
	精密機器	1.95
	不動産業	1.90
	電気・ガス業	1.34
	非鉄金属	1.19
	その他金融業	1.13
証券、商品先物取引業	0.97	
鉄鋼	0.77	
ゴム製品	0.66	

ガラス・土石製品	0.61
海運業	0.57
金属製品	0.48
石油・石炭製品	0.46
繊維製品	0.37
空運業	0.34
鉱業	0.31
倉庫・運輸関連業	0.14
パルプ・紙	0.14
水産・農林業	0.08
合計	98.01

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	TOPIX（先物） (2025年9月限)	大阪取引所	買建	13	401,058,580	399,425,000	0.84

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本債券インデックス・マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

(2025年8月29日現在)

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第361回利付国債 (10年)	0.100	2030/12/20	1,350,000,000	94.45	1,275,075,000	94.49	1,275,655,500	2.08
2	日本	国債証券	第368回利付国債 (10年)	0.200	2032/09/20	1,080,000,000	92.81	1,002,435,600	92.47	998,740,800	1.63
3	日本	国債証券	第363回利付国債 (10年)	0.100	2031/06/20	990,000,000	93.86	929,293,200	93.78	928,422,000	1.51
4	日本	国債証券	第367回利付国債 (10年)	0.200	2032/06/20	980,000,000	93.24	913,763,100	92.89	910,371,000	1.48
5	日本	国債証券	第151回利付国債 (5年)	0.005	2027/03/20	900,000,000	98.37	885,375,000	98.78	889,056,000	1.45
6	日本	国債証券	第1回クライメー ト・トランジション 利付国債(10年)	0.700	2033/12/20	910,000,000	94.52	860,132,000	94.12	856,573,900	1.40
7	日本	国債証券	第346回利付国債 (10年)	0.100	2027/03/20	800,000,000	98.55	788,448,000	98.92	791,432,000	1.29
8	日本	国債証券	第351回利付国債 (10年)	0.100	2028/06/20	773,000,000	97.57	754,268,160	97.70	755,282,840	1.23
9	日本	国債証券	第347回利付国債 (10年)	0.100	2027/06/20	750,000,000	98.33	737,527,500	98.67	740,092,500	1.21
10	日本	国債証券	第350回利付国債 (10年)	0.100	2028/03/20	600,000,000	97.61	585,714,000	97.97	587,820,000	0.96

11	日本	国債証券	第1回クライメート・トランジション利付国債（5年）	0.300	2028/12/20	600,000,000	97.40	584,442,000	97.74	586,482,000	0.96
12	日本	国債証券	第364回利付国債（10年）	0.100	2031/09/20	620,000,000	93.55	580,034,800	93.39	579,067,600	0.94
13	日本	国債証券	第162回利付国債（20年）	0.600	2037/09/20	600,000,000	87.99	527,946,000	86.57	519,432,000	0.85
14	日本	国債証券	第122回利付国債（20年）	1.800	2030/09/20	500,000,000	103.84	519,230,000	103.15	515,760,000	0.84
15	日本	国債証券	第32回利付国債（30年）	2.300	2040/03/20	500,000,000	105.91	529,585,000	102.05	510,290,000	0.83
16	日本	国債証券	第474回利付国債（2年）	0.700	2027/07/01	500,000,000	99.80	499,017,000	99.73	498,690,000	0.81
17	日本	国債証券	第360回利付国債（10年）	0.100	2030/09/20	520,000,000	94.72	492,544,000	94.82	493,105,600	0.80
18	日本	国債証券	第349回利付国債（10年）	0.100	2027/12/20	500,000,000	97.87	489,370,000	98.24	491,200,000	0.80
19	日本	国債証券	第160回利付国債（20年）	0.700	2037/03/20	550,000,000	89.91	494,538,000	88.71	487,954,500	0.80
20	日本	国債証券	第379回利付国債（10年）	1.500	2035/06/20	480,000,000	99.22	476,256,400	99.15	475,929,600	0.78
21	日本	国債証券	第366回利付国債（10年）	0.200	2032/03/20	510,000,000	93.66	477,669,000	93.27	475,712,700	0.78
22	日本	国債証券	第168回利付国債（5年）	0.600	2029/03/20	450,000,000	98.39	442,755,000	98.52	443,376,000	0.72
23	日本	国債証券	第157回利付国債（5年）	0.200	2028/03/20	450,000,000	97.91	440,595,000	98.21	441,985,500	0.72
24	日本	国債証券	第153回利付国債（5年）	0.005	2027/06/20	440,000,000	98.24	432,291,400	98.51	433,444,000	0.71
25	日本	国債証券	第362回利付国債（10年）	0.100	2031/03/20	450,000,000	94.17	423,796,500	94.15	423,697,500	0.69
26	日本	国債証券	第115回利付国債（20年）	2.200	2029/12/20	400,000,000	105.29	421,176,000	104.60	418,412,000	0.68
27	日本	国債証券	第130回利付国債（20年）	1.800	2031/09/20	400,000,000	104.24	416,960,000	103.29	413,188,000	0.67
28	日本	国債証券	第132回利付国債（20年）	1.700	2031/12/20	400,000,000	103.66	414,640,000	102.68	410,752,000	0.67
29	日本	国債証券	第365回利付国債（10年）	0.100	2031/12/20	440,000,000	93.23	410,247,200	93.03	409,362,800	0.67
30	日本	国債証券	第2回利付国債（30年）	2.400	2030/02/20	380,000,000	106.41	404,380,800	105.56	401,135,600	0.65

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
国債証券	—	83.68
地方債証券	—	5.66
社債券	—	5.46
特殊債券	—	5.16
合計		99.95

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券（外国株式インデックス・オープン・マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

(2025年8月29日現在)

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体 製造装置	758,600	20,351.84	15,438,912,227	26,470.57	20,080,579,257	5.73
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	219,512	62,416.27	13,701,122,429	74,876.30	16,436,248,297	4.69
3	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェアおよび機器	464,368	34,747.76	16,135,748,452	34,167.71	15,866,393,572	4.53
4	アメリカ	株式	AMAZON COM INC	一般消費財・サ ービス流通・小 売り	297,060	30,560.07	9,078,175,252	34,026.67	10,107,963,184	2.88
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	メディア・娯楽	67,502	84,694.97	5,717,080,027	110,353.08	7,449,053,687	2.12
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体 製造装置	138,960	24,333.16	3,381,336,848	45,346.85	6,301,399,388	1.80
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	180,940	24,865.07	4,499,087,488	31,094.14	5,626,175,284	1.60
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	152,720	25,061.28	3,827,358,787	31,201.40	4,765,077,869	1.36
9	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車 部品	90,130	50,663.99	4,566,346,308	50,831.38	4,581,432,424	1.31
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	86,390	36,739.48	3,173,924,043	44,233.20	3,821,306,528	1.09
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	42,134	71,119.41	2,996,545,601	73,439.43	3,094,296,994	0.88
12	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	53,195	46,706.91	2,484,574,309	51,401.43	2,734,299,133	0.78
13	アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	25,049	116,651.99	2,922,015,861	107,539.56	2,693,758,519	0.77
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	13,237	131,578.81	1,741,708,754	180,924.63	2,394,899,380	0.68
15	アメリカ	株式	MASTERCARD INC- CLASS A	金融サービス	26,624	78,910.49	2,100,913,142	86,753.32	2,309,720,434	0.66
16	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	134,038	17,309.26	2,320,099,592	16,653.38	2,232,186,017	0.64
17	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	74,866	22,801.75	1,707,076,433	25,777.11	1,929,829,417	0.55
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流 通・小売り	136,448	13,614.07	1,857,613,359	14,120.48	1,926,711,419	0.55
19	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流 通・小売り	13,787	143,046.22	1,972,178,253	138,833.52	1,914,097,784	0.55
20	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・ サービス	52,659	27,160.19	1,430,228,524	35,307.81	1,859,274,199	0.53
21	アメリカ	株式	HOME DEPOT	一般消費財・サ ービス流通・小 売り	30,939	62,800.38	1,942,981,242	59,862.55	1,852,087,558	0.53
22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	54,957	26,935.26	1,480,281,443	30,547.60	1,678,804,805	0.48

23	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	72,939	26,277.95	1,916,687,634	22,868.09	1,667,976,200	0.48
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	222,887	6,943.21	1,547,551,682	7,417.99	1,653,373,715	0.47
25	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	70,400	11,154.73	785,293,681	23,230.99	1,635,461,724	0.47
26	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	60,922	23,345.09	1,422,229,580	23,407.29	1,426,019,189	0.41
27	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	12,248	112,867.67	1,382,403,311	112,192.82	1,374,137,672	0.39
28	アメリカ	株式	GE AEROSPACE	資本財	33,200	26,980.41	895,749,900	40,549.92	1,346,257,344	0.38
29	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	32,475	38,762.89	1,258,825,076	40,526.93	1,316,112,198	0.38
30	アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	127,207	9,448.34	1,201,895,193	10,043.45	1,277,597,297	0.36

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	半導体・半導体製造装置	10.24
	ソフトウェア・サービス	10.07
	資本財	7.45
	金融サービス	7.18
	メディア・娯楽	7.00
	銀行	6.39
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.18
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.89
	一般消費財・サービス流通・小売り	5.02
	エネルギー	3.54
	ヘルスケア機器・サービス	3.18
	素材	3.12
	保険	2.95
	食品・飲料・タバコ	2.64
	公益事業	2.56
	消費者サービス	1.86
	自動車・自動車部品	1.80
	生活必需品流通・小売り	1.65
	商業・専門サービス	1.38
	運輸	1.36
	家庭用品・パーソナル用品	1.22
	電気通信サービス	1.18
	耐久消費財・アパレル	0.96
	不動産管理・開発	0.29
	小計	95.11
投資証券	—	1.60
合計		96.71

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建／売建	通貨	数量	簿価金額(現地通貨)	評価金額(現地通貨)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	MINI S&P 500	シカゴ商業取引所	買建	アメリカ・ドル	186	57,240,046.91	60,612,750.00	8,905,225,230	2.54
	EURO STOXX 50	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	121	6,460,279.00	6,540,050.00	1,121,422,368	0.32
	FTSE100INDEX	インターベンチナル取引所	買建	イギリス・ポンド	31	2,784,024.92	2,865,950.00	568,805,092	0.16
	S&P 60	モントリオール取引所	買建	カナダ・ドル	13	4,175,820.00	4,385,940.00	468,593,828	0.13
	SPI 200	シドニー先物取引所	買建	オーストラリア・ドル	15	3,228,950.00	3,359,250.00	322,420,815	0.09
	FSMI INDEX	ユーレックス・チューリッヒ取引所	買建	スイス・フラン	11	1,324,910.00	1,342,220.00	245,881,279	0.07

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

<参考情報>

親投資信託受益証券（外国債券インデックス・マザー・ファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

(2025年8月29日現在)

順位	国/地域名	種類	銘柄名	利率(%)	償還日	数量(額面)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.500	2027/01/31	4,800,000	13,935.59	668,908,391	14,232.30	683,150,454	0.79
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2029/02/28	4,400,000	14,637.47	644,049,070	14,993.30	659,705,232	0.76
3	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.690	2026/08/12	30,100,000	2,101.12	632,439,102	2,088.15	628,534,741	0.73
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2029/08/15	4,400,000	13,087.63	575,855,878	13,632.56	599,833,034	0.69
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.625	2027/11/30	4,300,000	13,293.39	571,615,791	13,748.49	591,185,419	0.68
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.125	2027/02/28	4,100,000	13,804.16	565,970,847	14,137.03	579,618,337	0.67
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.375	2027/05/15	4,000,000	14,099.15	563,966,195	14,372.33	574,893,370	0.67
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2026/09/30	4,000,000	14,094.56	563,782,545	14,345.36	573,814,425	0.66
9	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.750	2029/06/15	24,600,000	2,164.34	532,428,106	2,153.14	529,674,839	0.61
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.750	2029/01/31	3,800,000	13,321.51	506,217,451	13,815.64	524,994,513	0.61
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.375	2027/09/30	3,800,000	13,288.22	504,952,559	13,736.44	521,984,953	0.60
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2026/12/31	3,500,000	14,683.39	513,918,698	14,776.93	517,192,834	0.60
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2035/05/15	3,500,000	14,522.04	508,271,416	14,760.86	516,630,406	0.60

14	イタリア	国債証券	ITALIAN GOVERNMENT BOND	2.000	2028/02/01	3,000,000	16,885.41	506,562,418	17,088.53	512,655,990	0.59
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.625	2029/02/15	3,600,000	13,772.02	495,793,016	14,218.52	511,866,985	0.59
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2030/01/31	3,400,000	14,892.31	506,338,545	15,034.62	511,177,147	0.59
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.000	2026/11/15	3,550,000	14,134.16	501,762,789	14,375.20	510,319,732	0.59
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250	2027/02/15	3,500,000	14,127.85	494,474,754	14,380.36	503,312,910	0.58
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.500	2026/08/15	3,500,000	14,110.05	493,852,065	14,359.78	502,592,303	0.58
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.375	2026/08/31	3,500,000	14,068.73	492,405,821	14,328.83	501,509,124	0.58
21	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.370	2029/01/15	23,500,000	2,126.05	499,623,038	2,118.55	497,861,098	0.58
22	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.910	2028/10/14	23,000,000	2,164.18	497,763,697	2,152.96	495,181,424	0.57
23	フランス	国債証券	FRENCH GOVERNMENT BOND	2.750	2027/10/25	2,850,000	17,298.49	493,007,071	17,371.05	495,074,960	0.57
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2031/05/15	3,750,000	12,458.81	467,205,600	13,079.32	490,474,631	0.57
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.875	2028/05/15	3,400,000	14,058.40	477,985,855	14,414.80	490,103,310	0.57
26	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.890	2031/11/18	22,100,000	2,223.91	491,484,184	2,210.15	488,443,301	0.57
27	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.550	2028/10/15	22,900,000	2,135.08	488,935,278	2,127.31	487,155,484	0.56
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2031/07/31	3,200,000	14,430.87	461,787,924	14,937.05	477,985,855	0.55
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.250	2031/08/15	3,700,000	12,063.60	446,353,244	12,695.95	469,750,297	0.54
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.125	2031/02/15	3,650,000	12,185.17	444,758,979	12,830.24	468,304,056	0.54

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
国債証券	—	98.79
合計		98.79

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年8月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）
第4期	(2016年 2月22日)	分配付： 2,799,520,026 分配落： 2,783,188,603	分配付： 1.1999 分配落： 1.1929
第5期	(2017年 2月20日)	分配付： 3,353,263,422 分配落： 3,315,305,934	分配付： 1.2368 分配落： 1.2228

第6期	(2018年 2月20日)	分配付： 4,218,203,352 分配落： 4,167,563,611	分配付： 1.2495 分配落： 1.2345
第7期	(2019年 2月20日)	分配付： 4,251,424,588 分配落： 4,213,813,566	分配付： 1.2434 分配落： 1.2324
第8期	(2020年 2月20日)	分配付： 4,636,953,719 分配落： 4,582,572,120	分配付： 1.2790 分配落： 1.2640
第9期	(2021年 2月22日)	分配付： 4,734,124,014 分配落： 4,697,113,247	分配付： 1.2791 分配落： 1.2691
第10期	(2022年 2月21日)	分配付： 4,854,785,226 分配落： 4,835,634,300	分配付： 1.2675 分配落： 1.2625
第11期	(2023年 2月20日)	分配付： 4,805,659,775 分配落： 4,774,926,222	分配付： 1.2509 分配落： 1.2429
第12期	(2024年 2月20日)	分配付： 5,134,866,475 分配落： 5,096,929,136	分配付： 1.3535 分配落： 1.3435
第13期	(2025年 2月20日)	分配付： 5,820,783,267 分配落： 5,773,404,545	分配付： 1.3514 分配落： 1.3404
	2024年 8月末日	5,725,753,292	1.3493
	9月末日	5,728,132,903	1.3503
	10月末日	5,861,728,746	1.3788
	11月末日	5,791,110,107	1.3624
	12月末日	5,882,086,471	1.3855
	2025年 1月末日	5,899,129,390	1.3691
	2月末日	5,791,492,822	1.3357
	3月末日	5,778,624,414	1.3346
	4月末日	5,727,512,382	1.3230
	5月末日	5,748,402,194	1.3286
	6月末日	5,530,285,350	1.3489
	7月末日	5,607,508,285	1.3682
	8月末日	5,634,240,617	1.3751

②【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第4期	自2015年 2月21日 至2016年 2月22日	0.0070円
第5期	自2016年 2月23日 至2017年 2月20日	0.0140円
第6期	自2017年 2月21日 至2018年 2月20日	0.0150円
第7期	自2018年 2月21日 至2019年 2月20日	0.0110円
第8期	自2019年 2月21日 至2020年 2月20日	0.0150円
第9期	自2020年 2月21日 至2021年 2月22日	0.0100円
第10期	自2021年 2月23日 至2022年 2月21日	0.0050円
第11期	自2022年 2月22日 至2023年 2月20日	0.0080円
第12期	自2023年 2月21日 至2024年 2月20日	0.0100円

第13期	自2024年 2月21日 至2025年 2月20日	0.0110円
------	------------------------------	---------

③【収益率の推移】

計算期間		収益率
第4期	自2015年 2月21日 至2016年 2月22日	△2.2%
第5期	自2016年 2月23日 至2017年 2月20日	3.7%
第6期	自2017年 2月21日 至2018年 2月20日	2.2%
第7期	自2018年 2月21日 至2019年 2月20日	0.7%
第8期	自2019年 2月21日 至2020年 2月20日	3.8%
第9期	自2020年 2月21日 至2021年 2月22日	1.2%
第10期	自2021年 2月23日 至2022年 2月21日	△0.1%
第11期	自2022年 2月22日 至2023年 2月20日	△0.9%
第12期	自2023年 2月21日 至2024年 2月20日	8.9%
第13期	自2024年 2月21日 至2025年 2月20日	0.6%
	自2025年 2月21日 至2025年 8月20日	2.6%

(注) 各計算期間中の分配金を加味して算出しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済口数 (口)
第4期	自2015年 2月21日 至2016年 2月22日	932,006,609	7,079,090	2,333,060,456
第5期	自2016年 2月23日 至2017年 2月20日	468,679,521	90,490,774	2,711,249,203
第6期	自2017年 2月21日 至2018年 2月20日	757,459,918	92,726,355	3,375,982,766
第7期	自2018年 2月21日 至2019年 2月20日	128,819,369	85,618,294	3,419,183,841
第8期	自2019年 2月21日 至2020年 2月20日	271,844,830	65,588,688	3,625,439,983
第9期	自2020年 2月21日 至2021年 2月22日	129,832,227	54,195,439	3,701,076,771
第10期	自2021年 2月23日 至2022年 2月21日	321,813,640	192,705,055	3,830,185,356
第11期	自2022年 2月22日 至2023年 2月20日	50,649,746	39,140,907	3,841,694,195
第12期	自2023年 2月21日 至2024年 2月20日	68,655,295	116,615,517	3,793,733,973

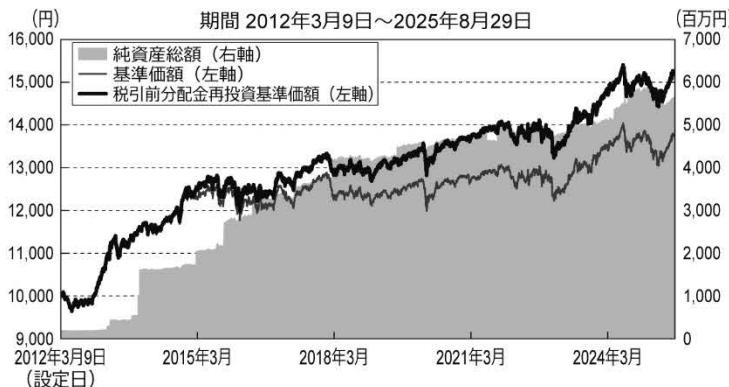
第13期	自2024年 2月21日 至2025年 2月20日	580,763,496	67,340,905	4,307,156,564
	自2025年 2月21日 至2025年 8月20日	31,561,634	241,240,044	4,097,478,154

(注) 日本国外における設定、解約はありません。

(参考情報) 運用実績

(2025年8月29日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。分配金再投資基準価額は税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

基準価額・純資産総額

基準価額	13,751円
純資産総額	5,634百万円

分配の推移

決算期	分配金
第9期 (2021年2月22日)	100円
第10期 (2022年2月21日)	50円
第11期 (2023年2月20日)	80円
第12期 (2024年2月20日)	100円
第13期 (2025年2月20日)	110円
設定来累計	1,270円

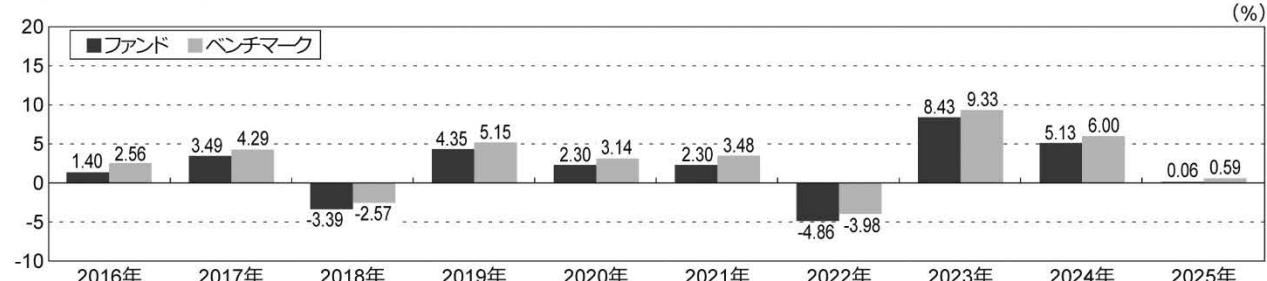
※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	投資銘柄 (上位3銘柄)	国／ 地域名	種類	業種	利率	償還日	投資 比率
外国債券 インデックス・マザーファンド	45.27%	US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	—	1.500%	2027/01/31	0.79%
		US TREASURY N/B	アメリカ	国債証券	—	4.250%	2029/02/28	0.76%
		CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	—	2.690%	2026/08/12	0.73%
日本債券 インデックス・マザーファンド	19.16%	第361回利付国債(10年)	日本	国債証券	—	0.100%	2030/12/20	2.08%
		第368回利付国債(10年)	日本	国債証券	—	0.200%	2032/09/20	1.63%
		第363回利付国債(10年)	日本	国債証券	—	0.100%	2031/06/20	1.51%
外国株式 インデックス・オープン・マザーファンド	5.39%	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・ 半導体製造装置	—	—	5.73%
		MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・ サービス	—	—	4.69%
		APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ ハードウェアおよび機器	—	—	4.53%
日本株式 インデックス・マザーファンド	15.94%	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	—	—	3.44%
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	—	—	3.21%
		ソニーグループ	日本	株式	電気機器	—	—	3.17%

※各マザーファンドの投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各マザーファンドの評価金額の比率であり、投資銘柄(上位3銘柄)の投資比率は、各マザーファンド純資産総額に対する各投資銘柄の評価金額の比率です。

年間收益率の推移(暦年ベース)



※ベンチマークは、株式会社トータルアセットデザインが決定した資産配分に基づき、組入れマザーファンドの各ベンチマークのリターンを合成したAMCリスクバジェット型資産配分モデル指標です。

※2025年のファンドとベンチマークの年間收益率は年初から8月末までで算出しています。

※年間收益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

●上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。

●上記のベンチマークの情報は参考情報です。

●最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。なお、確定拠出年金制度のご利用による取得申込みの場合は、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。
- 2) 当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。その際、「分配金再投資コース」をお申し込みいただく方は、ご購入に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、「分配金再投資コース」を申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 4) 申込単位（購入単位）は、販売会社が定める単位にて受け付けます。なお、1億円または1億口を超える大口の取得申込みには、制限を設けることがあります。
- 5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3) 基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払いください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日は、原則として、米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日、またはフランスおよびドイツ両国の取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 10) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 解約単位（換金単位）は、販売会社が定める単位にて受け付けます。なお、1億円または1億口を超える大口の換金申込みには、制限を設けることがあります。

- 4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 3) 基準価額の公表」をご参照ください。
- 5) 信託財産留保額は、上記4)の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額とします。
※上記金額は1口当たりの金額です。換金口数に応じてご負担いただきます。
- 6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
- 7) 換金申込不可日は、原則として、米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日、またはフランスおよびドイツ両国の取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 8) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付を中止することおよび既に受けた受益権の換金申込の受け取りを取消すことがあります。
- 9) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。投資対象とするマザーファンド受益証券は、当該マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	<p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。</p>
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、下記の照会先までお問い合わせください。
<照会先>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

(受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記(5)の1) 2) 3) 5)の理由により信託は終了します。

(4) 【計算期間】

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記(5)の1) 2) 3) 5)に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b) 株式会社トータルアセットデザインがベンチマークである「AMCリスクバジェット型資産配分モデル指数」の算出および提供をしないこととなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (c) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (d) 上記(c)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(d)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (e) 上記(c)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

(f) 上記（c）から上記（e）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（c）から上記（e）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記6) の規定にしたがいます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 上記（a）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6) の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6) の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本6) に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記（a）の事項（信託約款の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドに係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (c) 上記（b）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託

の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から上記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記(a)から上記(f)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

7) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が前記「2換金(解約)手続等」に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記1)に規定する投資信託の解約または上記6)に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

8) 運用報告書の提供

毎決算時(毎年2月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。)および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

- (a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて提供します。
- (b) 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(www.ssga.com/jp)に掲載されます。
ただし、受益者から運用報告書(全体版)の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

9) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得

申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

④ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

⑤ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2024年2月21日から2025年2月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年2月21日から2025年8月20日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているAMC／ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン（ステイブル）の2024年2月21日から2025年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AMC／ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン（ステイブル）の2025年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オープン（ステイブル）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (2024年2月20日現在)	第13期 (2025年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	5,991,439	2,838,644
コール・ローン	774,194,644	872,205,890
親投資信託受益証券	4,376,092,630	4,970,465,095
未収利息	—	10,183
流動資産合計	5,156,278,713	5,845,519,812
資産合計	5,156,278,713	5,845,519,812
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	37,937,339	47,378,722
未払解約金	160,981	281,904
未払受託者報酬	1,397,943	1,608,863
未払委託者報酬	19,571,190	22,524,066
未払利息	2,080	—
その他未払費用	280,044	321,712
流動負債合計	59,349,577	72,115,267
負債合計	59,349,577	72,115,267
純資産の部		
元本等		
元本	3,793,733,973	4,307,156,564
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,303,195,163	1,466,247,981
（分配準備積立金）	521,396,228	513,644,659
元本等合計	5,096,929,136	5,773,404,545
純資産合計	5,096,929,136	5,773,404,545
負債純資産合計	5,156,278,713	5,845,519,812

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	第13期 自 2024年2月21日 至 2025年2月20日
営業収益		
受取利息	—	738,370
有価証券売買等損益	465,795,928	67,972,465
営業収益合計	465,795,928	68,710,835
営業費用		
支払利息	715,237	57,337
受託者報酬	2,740,308	3,073,408
委託者報酬	38,364,292	43,027,748
その他費用	560,408	615,266
営業費用合計	42,380,245	46,773,759
営業利益又は営業損失（△）	423,415,683	21,937,076
経常利益又は経常損失（△）	423,415,683	21,937,076
当期純利益又は当期純損失（△）	423,415,683	21,937,076
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,624,817	1,228,927
期首剩余金又は期首次損金（△）	933,232,027	1,303,195,163
剩余金増加額又は欠損金減少額	19,446,350	212,929,475
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額	19,446,350	212,929,475
剩余金減少額又は欠損金増加額	28,336,741	23,206,084
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は 欠損金増加額	28,336,741	23,206,084
分配金	37,937,339	47,378,722
期末剩余金又は期末欠損金（△）	1,303,195,163	1,466,247,981

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第12期 (2024年2月20日現在)	第13期 (2025年2月20日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行つた会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第12期 (2024年2月20日現在)	第13期 (2025年2月20日現在)
1 期首元本額	3,841,694,195円	3,793,733,973円
期中追加設定元本額	68,655,295円	580,763,496円
期中一部解約元本額	116,615,517円	67,340,905円
2 受益権の総数	3,793,733,973口	4,307,156,564口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第12期 自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	第13期 自 2024年2月21日 至 2025年2月20日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（71,779,786円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（239,437,323円）、収益調整金（781,798,935円）及び分配準備積立金（248,116,458円）より分配対象収益は1,341,132,502円（1万口当たり3,535円）であり、うち37,937,339円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（48,166,765円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（952,603,322円）及び分配準備積立金（512,856,616円）より分配対象収益は1,513,626,703円（1万口当たり3,514円）であり、うち47,378,722円（1万口当たり110円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っています。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第12期 (2024年2月20日現在)	第13期 (2025年2月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合	同左

	合、当該価額が異なることもあります。	
--	--------------------	--

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第12期 (2024年2月20日現在)	第13期 (2025年2月20日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	432,420,583	63,037,861
合計	432,420,583	63,037,861

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第12期 (2024年2月20日現在)	第13期 (2025年2月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3435円 (13,435円)	1.3404円 (13,404円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・オープン・マザーファンド	41,989,511	322,710,386	
	外国債券インデックス・マザー・ファンド	867,750,986	2,588,761,516	
	日本株式インデックス・マザーファンド	56,502,671	294,034,249	
	日本債券インデックス・マザーファンド	1,507,738,719	1,764,958,944	
合計		2,473,981,887	4,970,465,095	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

<参考>

当ファンドは「日本株式インデックス・マザーファンド」、「日本債券インデックス・マザーファンド」、「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」及び「外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「日本株式インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		23,474,113	1,941,261
コール・ローン		3,033,250,058	596,474,731
株式		55,391,483,170	46,483,053,660
派生商品評価勘定		117,560,660	—
未収配当金		86,036,255	69,298,052
未収利息		—	6,964
前払金		—	1,775,000
差入委託証拠金		158,028,707	18,006,870
流動資産合計		58,809,832,963	47,170,556,538
資産合計		58,809,832,963	47,170,556,538
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	5,332,920
前受金		125,305,000	—
未払金		—	511,320
未払解約金		95,023,780	313,162,400
未払利息		8,149	—
その他未払費用		1,872	—
流動負債合計		220,338,801	319,006,640
負債合計		220,338,801	319,006,640
純資産の部			
元本等			
元本	1	11,974,166,189	9,003,079,654
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		46,615,327,973	37,848,470,244
元本等合計		58,589,494,162	46,851,549,898
純資産合計		58,589,494,162	46,851,549,898
負債純資産合計		58,809,832,963	47,170,556,538

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月6日から、翌年3月5日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行つた会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
1 期首元本額	14,752,340,035円	11,974,166,189円
期中追加設定元本額	2,145,538,404円	1,258,133,153円
期中一部解約元本額	4,923,712,250円	4,229,219,688円
元本の内訳		
ファンド名		
AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オーバン（ステイブル）	53,886,760円	56,502,671円
日本株式インデックス・ファンド（年金1）<適格機関投資家限定>	666,472,742円	545,513,640円
バランスファンドVA30A<適格機関投資家限定>	866,334円	776,905円
バランスファンドVA30B<適格機関投資家限定>	13,362,439円	10,360,724円
バランスファンドVA40A<適格機関投資家限定>	80,268円	76,165円

バランスファンドVA40B<適格機関投資家限定>	803, 084円	747, 633円
バランスファンドVA50A<適格機関投資家限定>	2, 571, 702円	2, 493, 969円
バランスファンドVA50B<適格機関投資家限定>	3, 243, 815, 419円	2, 783, 082, 675円
日本株式インデックス・ファンドVA1<適格機関投資家限定>	248, 946, 524円	218, 961, 519円
バランスファンドVA50C<適格機関投資家限定>	1, 844, 809円	1, 159, 656円
バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	357, 684, 242円	257, 658, 122円
バランスファンドVA37. 5A<適格機関投資家限定>	340, 075, 903円	284, 613, 990円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	21, 414, 604円	19, 729, 203円
日本株式インデックス・ファンドM<適格機関投資家限定>	71, 338, 398円	69, 970, 623円
日本株式インデックス・ファンドS<適格機関投資家限定>	74, 786, 285円	73, 382, 844円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	63, 969, 931円	48, 785, 981円
4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	1, 116, 836, 741円	950, 337, 513円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	132, 345, 274円	96, 221, 656円
バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	691, 982, 054円	552, 457, 725円
バランスファンドVA40C<適格機関投資家限定>	23, 885, 879円	20, 556, 463円
グローバル4資産30VA<適格機関投資家限定>	7, 397, 551円	6, 609, 249円
グローバル4資産45VA<適格機関投資家限定>	11, 376, 333円	9, 590, 379円
4資産バランス30VA2<適格機関投資家限定>	3, 568, 313円	2, 905, 285円
バランスファンドVA25B<適格機関投資家限定>	247, 746, 630円	200, 051, 139円
バランスファンドVA20A<適格機関投資家限定>	814, 418円	585, 524円
バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	1, 095, 031円	299, 982円
日本株式インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>	46, 907, 714円	35, 650, 598円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	151, 789, 389円	127, 711, 824円
世界分散ファンドVA25A<適格機関投資家限定>	645, 739, 582円	513, 795, 682円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）年金<適格機関投資家限定>	55, 548, 166円	53, 008, 111円

フレックス資産配分戦略ファンド<適格機関投資家限定>	375, 226, 082円	290, 487, 407円
T ad リスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）<適格機関投資家限定>	52, 570, 779円	52, 386, 182円
ステート・ストリート日本株式インデックス・オープン	3, 023, 298, 897円	1, 524, 486, 041円
ステート・ストリートTOPIXインデックス・オープン	216, 607円	10, 066, 100円
世界バランス40VA<適格機関投資家限定>	1, 850, 770円	651, 029円
世界バランス60VA<適格機関投資家限定>	1, 572, 894円	1, 467, 941円
グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	106, 829円	98, 696円
グローバルバランス40VA2<適格機関投資家限定>	211, 967, 447円	173, 202, 058円
グローバルバランス40VA3<適格機関投資家限定>	5, 290, 952円	4, 153, 853円
グローバルバランス50VA<適格機関投資家限定>	3, 112, 413円	2, 482, 897円
計	11, 974, 166, 189円	9, 003, 079, 654円
2 受益権の総数	11, 974, 166, 189口	9, 003, 079, 654口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。 デリバティブ取引には、ファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを目的に利用している株価指数先物取引があり、株価変動リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確

	認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。
--	--------------------------------------

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	<p>貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。</p>	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品について、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
	当期間の損益に 含まれた評価差額	当期間の損益に 含まれた評価差額
株式	12,413,031,273	272,193,136
合計	12,413,031,273	272,193,136

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区分	種類	(2024年2月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX(先物)	3,155,957,500	—	3,273,600,000 117,642,500
	合計	3,155,957,500	—	3,273,600,000 117,642,500

(単位：円)

区分	種類	(2025年2月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX(先物)	333,705,000	—	328,380,000 △5,325,000
	合計	333,705,000	—	328,380,000 △5,325,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4,8930円 (48,930円)	5,2039円 (52,039円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	700	4,135.00	2,894,500	
ニッスイ	16,500	853.80	14,087,700	
マルハニチロ	2,600	3,140.00	8,164,000	
雪国まいたけ	1,500	1,206.00	1,809,000	
カネコ種苗	500	1,399.00	699,500	
サカタのタネ	2,000	3,450.00	6,900,000	
ホクト	1,400	1,935.00	2,709,000	
住石ホールディングス	2,100	782.00	1,642,200	
日鉄鉱業	700	5,740.00	4,018,000	
I N P E X	50,400	1,901.50	95,835,600	
石油資源開発	9,200	1,125.00	10,350,000	
K&Oエナジーグループ	800	3,220.00	2,576,000	
ショーボンドホールディングス	2,200	4,767.00	10,487,400	
ミライト・ワン	5,200	2,247.00	11,684,400	
タマホーム	1,100	3,295.00	3,624,500	
第一カッター興業	500	1,421.00	710,500	
安藤・間	9,600	1,315.00	12,624,000	
東急建設	5,400	772.00	4,168,800	
コムシスホールディングス	6,000	3,213.00	19,278,000	
ビーアールホールディングス	2,600	342.00	889,200	
高松コンストラクショングループ	1,300	2,737.00	3,558,100	
東建コーポレーション	300	12,460.00	3,738,000	
ヤマウラ	900	1,285.00	1,156,500	
オリエンタル白石	6,400	378.00	2,419,200	
大成建設	10,600	6,947.00	73,638,200	
大林組	38,500	2,011.00	77,423,500	
清水建設	31,800	1,416.50	45,044,700	
長谷工コーポレーション	10,800	1,986.00	21,448,800	
松井建設	1,100	925.00	1,017,500	
鹿島建設	25,900	3,090.00	80,031,000	
不動テトラ	800	2,182.00	1,745,600	
鉄建建設	900	2,575.00	2,317,500	
西松建設	1,900	4,924.00	9,355,600	
三井住友建設	9,000	412.00	3,708,000	
大豊建設	400	3,635.00	1,454,000	
奥村組	2,000	4,320.00	8,640,000	
東鉄工業	1,300	3,085.00	4,010,500	
浅沼組	4,500	675.00	3,037,500	
戸田建設	14,500	989.80	14,352,100	
熊谷組	2,000	3,825.00	7,650,000	
矢作建設工業	1,700	1,288.00	2,189,600	
ピーエス・コンストラクション	800	1,510.00	1,208,000	
日本ハウスホールディングス	2,600	322.00	837,200	

新日本建設	1,700	1,424.00	2,420,800	
東亜道路工業	2,000	1,485.00	2,970,000	
日本道路	1,100	1,910.00	2,101,000	
東亜建設工業	3,800	1,358.00	5,160,400	
日本国土開発	3,600	486.00	1,749,600	
若築建設	400	3,555.00	1,422,000	
東洋建設	3,100	1,333.00	4,132,300	
五洋建設	15,400	655.80	10,099,320	
世紀東急工業	1,600	1,539.00	2,462,400	
福田組	500	5,120.00	2,560,000	
住友林業	10,100	4,471.00	45,157,100	
大和ハウス工業	35,200	4,912.00	172,902,400	
ライト工業	2,400	2,582.00	6,196,800	
積水ハウス	35,400	3,354.00	118,731,600	
日特建設	1,200	1,056.00	1,267,200	
北陸電気工事	900	1,189.00	1,070,100	
ユアテック	2,200	1,633.00	3,592,600	
日本リーテック	1,000	1,462.00	1,462,000	
四電工	1,500	1,347.00	2,020,500	
中電工	1,900	3,215.00	6,108,500	
関電工	6,500	2,614.50	16,994,250	
きんでん	8,200	3,239.00	26,559,800	
東京エネシス	1,200	1,081.00	1,297,200	
トーエネック	2,000	1,004.00	2,008,000	
住友電設	900	4,705.00	4,234,500	
日本電設工業	2,300	2,141.00	4,924,300	
エクシオグループ	11,900	1,745.00	20,765,500	
新日本空調	1,600	1,647.00	2,635,200	
九電工	2,500	4,529.00	11,322,500	
三機工業	2,400	3,345.00	8,028,000	
日揮ホールディングス	11,500	1,127.50	12,966,250	
中外炉工業	400	3,695.00	1,478,000	
太平電業	800	4,850.00	3,880,000	
高砂熱学工業	2,800	5,505.00	15,414,000	
朝日工業社	1,100	2,017.00	2,218,700	
明星工業	2,000	1,256.00	2,512,000	
大氣社	1,400	4,660.00	6,524,000	
ダイダン	1,600	3,845.00	6,152,000	
日比谷総合設備	900	3,200.00	2,880,000	
飛島ホールディングス	1,300	1,753.00	2,278,900	
フィル・カンパニー	200	800.00	160,000	
テスホールディングス	2,700	275.00	742,500	
インプロニア・ホールディングス	12,300	1,144.00	14,071,200	
東洋エンジニアリング	1,800	716.00	1,288,800	
レイズネクスト	1,800	1,559.00	2,806,200	
ニップン	3,700	2,115.00	7,825,500	
日清製粉グループ本社	12,300	1,693.50	20,830,050	
日東富士製粉	200	6,580.00	1,316,000	

昭和産業	1,000	2,804.00	2,804,000	
中部飼料	1,700	1,268.00	2,155,600	
フィード・ワン	1,800	800.00	1,440,000	
日本甜菜製糖	700	2,372.00	1,660,400	
DM三井製糖ホールディングス	1,200	3,365.00	4,038,000	
ウェルネオシュガー	600	2,262.00	1,357,200	
森永製菓	4,900	2,476.00	12,132,400	
中村屋	300	3,165.00	949,500	
江崎グリコ	3,400	4,592.00	15,612,800	
名糖産業	500	1,990.00	995,000	
井村屋グループ	700	2,450.00	1,715,000	
不二家	800	2,229.00	1,783,200	
山崎製パン	7,900	2,738.00	21,630,200	
モロゾフ	1,200	1,657.00	1,988,400	
亀田製菓	700	3,945.00	2,761,500	
寿スピリッツ	7,000	2,391.50	16,740,500	
カルビー	5,400	2,850.00	15,390,000	
森永乳業	4,300	3,048.00	13,106,400	
六甲バター	900	1,149.00	1,034,100	
ヤクルト本社	16,700	2,921.50	48,789,050	
明治ホールディングス	15,000	2,931.50	43,972,500	
雪印メグミルク	3,000	2,540.00	7,620,000	
プリマハム	1,600	2,137.00	3,419,200	
日本ハム	5,100	4,493.00	22,914,300	
丸大食品	1,200	1,650.00	1,980,000	
S Foods	1,300	2,353.00	3,058,900	
柿安本店	500	2,875.00	1,437,500	
伊藤ハム米久ホールディングス	1,800	3,705.00	6,669,000	
サッポロホールディングス	3,900	7,695.00	30,010,500	
アサヒグループホールディングス	88,000	1,785.00	157,080,000	
キリンホールディングス	48,800	2,001.50	97,673,200	
シマダヤ	400	1,522.00	608,800	
宝ホールディングス	7,800	1,181.50	9,215,700	
オエノンホールディングス	3,700	423.00	1,565,100	
養命酒製造	400	2,600.00	1,040,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	7,500	2,396.00	17,970,000	
ライフドリンク カンパニー	2,500	1,859.00	4,647,500	
サントリー食品インターナショナル	8,200	4,613.00	37,826,600	
ダイドーグループホールディングス	1,400	2,933.00	4,106,200	
伊藤園	3,900	3,294.00	12,846,600	
キーコーヒー	1,400	2,058.00	2,881,200	
日清オイリオグループ	1,700	4,755.00	8,083,500	
不二製油グループ本社	2,300	2,570.00	5,911,000	
J-オイルミルズ	1,400	1,967.00	2,753,800	
キッコーマン	38,800	1,427.50	55,387,000	
味の素	27,200	5,967.00	162,302,400	
ブルドックソース	600	1,760.00	1,056,000	
キューピー	6,400	2,802.50	17,936,000	

ハウス食品グループ本社	4,000	2,767.50	11,070,000	
カゴメ	5,000	2,832.50	14,162,500	
アリアケジャパン	1,200	5,970.00	7,164,000	
エバラ食品工業	300	2,853.00	855,900	
ニチレイ	4,500	3,505.00	15,772,500	
東洋水産	5,400	9,159.00	49,458,600	
イートアンドホールディングス	600	2,105.00	1,263,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	600	939.00	563,400	
日清食品ホールディングス	14,800	2,913.00	43,112,400	
フジッコ	1,300	1,628.00	2,116,400	
ロック・フィールド	1,500	1,558.00	2,337,000	
日本たばこ産業	71,300	3,713.00	264,736,900	
ケンコーマヨネーズ	800	1,861.00	1,488,800	
わらべや日洋ホールディングス	800	2,101.00	1,680,800	
なとり	800	2,160.00	1,728,000	
ファーマフーズ	1,600	937.00	1,499,200	
ユーダレナ	7,600	481.00	3,655,600	
紀文食品	1,100	1,041.00	1,145,100	
ピックルスホールディングス	700	1,018.00	712,600	
理研ビタミン	1,100	2,325.00	2,557,500	
片倉工業	1,100	1,965.00	2,161,500	
グンゼ	900	5,060.00	4,554,000	
東洋紡	5,400	964.00	5,205,600	
ユニチカ	4,000	148.00	592,000	
富士紡ホールディングス	500	4,690.00	2,345,000	
倉敷紡績	800	5,930.00	4,744,000	
シキボウ	700	1,015.00	710,500	
日本毛織	3,200	1,308.00	4,185,600	
帝国繊維	1,400	2,406.00	3,368,400	
帝人	11,400	1,299.50	14,814,300	
東レ	87,100	984.00	85,706,400	
セーレン	2,400	2,642.00	6,340,800	
小松マテーレ	1,800	793.00	1,427,400	
ワコールホールディングス	2,500	5,166.00	12,915,000	
ホギメディカル	1,600	4,840.00	7,744,000	
T S I ホールディングス	4,000	1,235.00	4,940,000	
ワールド	1,800	2,330.00	4,194,000	
三陽商会	500	2,807.00	1,403,500	
オンワードホールディングス	7,300	554.00	4,044,200	
ルックホールディングス	400	2,267.00	906,800	
ゴールドウイン	2,100	7,211.00	15,143,100	
特種東海製紙	500	3,705.00	1,852,500	
王子ホールディングス	45,700	629.50	28,768,150	
日本製紙	6,200	1,016.00	6,299,200	
北越コーポレーション	6,800	1,399.00	9,513,200	
大王製紙	5,500	823.00	4,526,500	
レンゴー	10,700	800.80	8,568,560	
トモク	700	2,401.00	1,680,700	

ザ・パック	900	3,375.00	3,037,500	
北の達人コーポレーション	5,300	170.00	901,000	
クラレ	15,900	1,867.00	29,685,300	
旭化成	80,600	1,003.00	80,841,800	
レゾナック・ホールディングス	10,800	3,513.00	37,940,400	
住友化学	95,600	344.10	32,895,960	
住友精化	600	5,020.00	3,012,000	
日産化学	6,200	4,364.00	27,056,800	
ラサ工業	500	2,665.00	1,332,500	
クレハ	2,500	2,761.00	6,902,500	
多木化学	500	3,470.00	1,735,000	
ティカ	800	1,472.00	1,177,600	
石原産業	2,100	1,699.00	3,567,900	
日本曹達	2,500	2,907.00	7,267,500	
東ソー	16,100	2,107.50	33,930,750	
トクヤマ	3,800	2,651.00	10,073,800	
セントラル硝子	1,300	3,225.00	4,192,500	
東亞合成	5,400	1,401.00	7,565,400	
大阪ソーダ	4,200	1,379.00	5,791,800	
関東電化工業	2,400	891.00	2,138,400	
デンカ	4,500	2,089.50	9,402,750	
信越化学工業	106,100	4,628.00	491,030,800	
日本カーバイド工業	500	1,911.00	955,500	
堺化学工業	900	2,727.00	2,454,300	
第一稀元素化学工業	1,400	694.00	971,600	
エア・ウォーター	11,400	1,890.00	21,546,000	
日本酸素ホールディングス	11,500	4,308.00	49,542,000	
日本化学工業	500	2,341.00	1,170,500	
日本パーカライジング	5,500	1,280.00	7,040,000	
高圧ガス工業	1,900	854.00	1,622,600	
四国化成ホールディングス	1,400	1,933.00	2,706,200	
戸田工業	300	1,153.00	345,900	
ステラ ケミファ	700	4,275.00	2,992,500	
保土谷化学工業	400	3,140.00	1,256,000	
日本触媒	7,800	1,809.00	14,110,200	
大日精化工業	900	3,065.00	2,758,500	
カネカ	3,000	3,716.00	11,148,000	
三菱瓦斯化学	9,800	2,349.50	23,025,100	
三井化学	10,700	3,350.00	35,845,000	
東京応化工業	5,700	3,736.00	21,295,200	
大阪有機化学工業	1,000	2,596.00	2,596,000	
三菱ケミカルグループ	87,100	762.80	66,439,880	
KHネオケム	1,900	2,502.00	4,753,800	
ダイセル	13,700	1,328.50	18,200,450	
住友ベークライト	3,800	3,471.00	13,189,800	
積水化学工業	23,700	2,500.00	59,250,000	
日本ゼオン	9,300	1,489.00	13,847,700	
アイカ工業	3,100	3,322.00	10,298,200	

U B E	5,900	2,200.50	12,982,950	
積水樹脂	1,600	1,860.00	2,976,000	
旭有機材	800	4,010.00	3,208,000	
ニチバン	700	2,008.00	1,405,600	
リケンテクノス	2,300	998.00	2,295,400	
大倉工業	600	3,565.00	2,139,000	
積水化成品工業	1,700	353.00	600,100	
群栄化学工業	300	2,710.00	813,000	
ダイキヨーニシカワ	2,700	608.00	1,641,600	
森六ホールディングス	600	2,000.00	1,200,000	
恵和	900	1,270.00	1,143,000	
日本化薬	8,000	1,343.50	10,748,000	
カーリット	1,400	1,085.00	1,519,000	
日本精化	800	2,196.00	1,756,800	
扶桑化学工業	1,100	3,545.00	3,899,500	
トリケミカル研究所	1,300	3,795.00	4,933,500	
A D E K A	4,100	2,765.00	11,336,500	
日油	14,200	2,106.00	29,905,200	
ハリマ化成グループ	900	860.00	774,000	
花王	29,000	6,451.00	187,079,000	
第一工業製薬	500	2,692.00	1,346,000	
石原ケミカル	600	2,132.00	1,279,200	
三洋化成工業	800	3,980.00	3,184,000	
大日本塗料	1,400	1,221.00	1,709,400	
日本ペイントホールディングス	52,700	1,032.00	54,386,400	
関西ペイント	10,100	2,195.50	22,174,550	
中国塗料	2,500	2,181.00	5,452,500	
藤倉化成	1,500	492.00	738,000	
太陽ホールディングス	2,000	4,080.00	8,160,000	
D I C	4,200	3,230.00	13,566,000	
サカタインクス	2,800	1,783.00	4,992,400	
a r t i e n c e	2,200	2,991.00	6,580,200	
富士フィルムホールディングス	72,000	3,024.00	217,728,000	
資生堂	24,900	2,667.00	66,408,300	
ライオン	15,400	1,800.00	27,720,000	
高砂香料工業	800	6,650.00	5,320,000	
マンダム	2,300	1,237.00	2,845,100	
ミルボン	1,900	2,935.00	5,576,500	
コーワ	2,400	6,200.00	14,880,000	
コタ	1,300	1,510.00	1,963,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	6,000	1,223.00	7,338,000	
ノエビアホールディングス	1,100	4,160.00	4,576,000	
新日本製薬	700	2,181.00	1,526,700	
I - n e	300	1,722.00	516,600	
アクシージア	700	430.00	301,000	
エステー	1,000	1,478.00	1,478,000	
コニシ	3,600	1,206.00	4,341,600	
長谷川香料	2,400	2,687.00	6,448,800	

小林製薬	3, 100	5, 653. 00	17, 524, 300	
荒川化学工業	1, 100	1, 161. 00	1, 277, 100	
メック	1, 000	2, 621. 00	2, 621, 000	
日本高純度化学	300	3, 130. 00	939, 000	
タカラバイオ	3, 300	890. 00	2, 937, 000	
J C U	1, 400	3, 730. 00	5, 222, 000	
O A T アグリオ	300	1, 906. 00	571, 800	
デクセリアルズ	10, 600	2, 260. 00	23, 956, 000	
アース製薬	1, 100	5, 000. 00	5, 500, 000	
北興化学工業	1, 300	1, 296. 00	1, 684, 800	
大成ラミック	400	2, 500. 00	1, 000, 000	
クミアイ化学工業	4, 900	756. 00	3, 704, 400	
日本農薬	2, 300	763. 00	1, 754, 900	
アキレス	800	1, 460. 00	1, 168, 000	
有沢製作所	1, 800	1, 418. 00	2, 552, 400	
日東電工	37, 700	2, 971. 50	112, 025, 550	
レック	1, 600	1, 237. 00	1, 979, 200	
三光合成	1, 600	655. 00	1, 048, 000	
Z A C R O S	1, 000	4, 215. 00	4, 215, 000	
前澤化成工業	800	1, 786. 00	1, 428, 800	
未来工業	400	3, 385. 00	1, 354, 000	
J S P	900	2, 046. 00	1, 841, 400	
エフピコ	2, 400	2, 993. 00	7, 183, 200	
天馬	900	2, 624. 00	2, 361, 600	
信越ポリマー	2, 700	1, 555. 00	4, 198, 500	
ニフコ	4, 500	3, 650. 00	16, 425, 000	
バルカー	1, 000	3, 315. 00	3, 315, 000	
ユニ・チャーム	74, 600	1, 125. 50	83, 962, 300	
協和キリン	14, 000	2, 037. 50	28, 525, 000	
武田薬品工業	106, 300	4, 161. 00	442, 314, 300	
アステラス製薬	104, 700	1, 453. 50	152, 181, 450	
住友ファーマ	10, 800	767. 00	8, 283, 600	
塩野義製薬	39, 600	2, 198. 00	87, 040, 800	
日本新薬	3, 200	3, 851. 00	12, 323, 200	
中外製薬	37, 400	7, 356. 00	275, 114, 400	
科研製薬	2, 100	4, 400. 00	9, 240, 000	
エーザイ	15, 600	4, 242. 00	66, 175, 200	
ロート製薬	12, 600	2, 282. 50	28, 759, 500	
小野薬品工業	24, 400	1, 524. 50	37, 197, 800	
久光製薬	2, 700	4, 237. 00	11, 439, 900	
持田製薬	1, 400	3, 090. 00	4, 326, 000	
参天製薬	21, 600	1, 407. 50	30, 402, 000	
扶桑薬品工業	400	2, 425. 00	970, 000	
ツムラ	4, 100	4, 355. 00	17, 855, 500	
キッセイ薬品工業	1, 900	3, 630. 00	6, 897, 000	
生化学工業	2, 100	772. 00	1, 621, 200	
栄研化学	1, 900	2, 143. 00	4, 071, 700	
鳥居薬品	700	4, 175. 00	2, 922, 500	

J C R ファーマ	4,200	530.00	2,226,000	
東和薬品	1,600	2,855.00	4,568,000	
富士製薬工業	900	1,348.00	1,213,200	
ゼリア新薬工業	1,700	1,994.00	3,389,800	
ネクセラファーマ	5,300	845.00	4,478,500	
第一三共	112,800	3,417.00	385,437,600	
杏林製薬	2,700	1,341.00	3,620,700	
大幸薬品	2,600	289.00	751,400	
ダイト	900	2,045.00	1,840,500	
大塚ホールディングス	29,500	7,132.00	210,394,000	
ペプチドリーム	5,700	2,092.00	11,924,400	
セルソース	400	835.00	334,000	
あすか製薬ホールディングス	1,100	1,948.00	2,142,800	
サワイグループホールディングス	7,100	2,059.00	14,618,900	
日本コークス工業	12,600	92.00	1,159,200	
ニチレキグループ	1,300	2,260.00	2,938,000	
ユシロ化学工業	600	2,059.00	1,235,400	
富士石油	3,300	326.00	1,075,800	
出光興産	55,700	1,027.50	57,231,750	
E N E O S ホールディングス	202,500	846.10	171,335,250	
コスモエネルギーホールディングス	3,900	6,715.00	26,188,500	
横浜ゴム	6,100	3,352.00	20,447,200	
TOYO T I R E	6,800	2,486.00	16,904,800	
ブリヂストン	35,000	5,859.00	205,065,000	
住友ゴム工業	11,800	1,710.00	20,178,000	
藤倉コンポジット	1,100	1,438.00	1,581,800	
オカモト	600	4,980.00	2,988,000	
フコク	700	1,604.00	1,122,800	
ニッタ	1,100	3,560.00	3,916,000	
住友理工	2,000	1,683.00	3,366,000	
三ツ星ベルト	1,700	3,810.00	6,477,000	
バンドー化学	1,800	1,721.00	3,097,800	
日東紡績	1,300	4,965.00	6,454,500	
A G C	11,600	4,463.00	51,770,800	
日本板硝子	5,900	393.00	2,318,700	
日本電気硝子	4,400	3,560.00	15,664,000	
オハラ	600	1,062.00	637,200	
住友大阪セメント	2,100	3,502.00	7,354,200	
太平洋セメント	7,300	3,978.00	29,039,400	
日本ヒューム	1,100	1,982.00	2,180,200	
日本コンクリート工業	2,400	359.00	861,600	
三谷セキサン	400	5,840.00	2,336,000	
アジアパイルホールディングス	1,800	892.00	1,605,600	
東海カーボン	10,900	914.20	9,964,780	
日本カーボン	700	4,090.00	2,863,000	
東洋炭素	900	3,920.00	3,528,000	
ノリタケ	1,400	3,550.00	4,970,000	
T O T O	8,600	3,996.00	34,365,600	

日本碍子	13,200	1,864.50	24,611,400	
日本特殊陶業	9,700	4,476.00	43,417,200	
MARUWA	500	37,020.00	18,510,000	
品川リフラクトリーズ	1,500	1,769.00	2,653,500	
黒崎播磨	800	2,585.00	2,068,000	
ヨータイ	800	1,702.00	1,361,600	
フジミインコーポレーテッド	3,300	2,076.00	6,850,800	
ニチアス	3,000	4,503.00	13,509,000	
ニチハ	1,600	3,040.00	4,864,000	
日本製鉄	62,200	3,380.00	210,236,000	
神戸製鋼所	24,600	1,750.00	43,050,000	
中山製鋼所	2,900	755.00	2,189,500	
合同製鐵	700	3,875.00	2,712,500	
J F E ホールディングス	37,000	1,800.00	66,600,000	
東京製鐵	3,600	1,562.00	5,623,200	
共英製鋼	1,200	1,969.00	2,362,800	
大和工業	2,300	8,103.00	18,636,900	
東京鐵鋼	600	5,780.00	3,468,000	
大阪製鐵	600	2,664.00	1,598,400	
淀川製鋼所	1,100	5,950.00	6,545,000	
中部鋼鈑	800	2,176.00	1,740,800	
丸一鋼管	3,700	3,450.00	12,765,000	
モリ工業	300	4,515.00	1,354,500	
大同特殊鋼	7,600	1,203.50	9,146,600	
日本冶金工業	900	4,170.00	3,753,000	
山陽特殊製鋼	1,300	2,745.00	3,568,500	
愛知製鋼	700	7,180.00	5,026,000	
大平洋金属	1,100	1,557.00	1,712,700	
新日本電工	6,600	277.00	1,828,200	
栗本鐵工所	600	4,950.00	2,970,000	
三菱製鋼	1,000	1,673.00	1,673,000	
日本精線	1,000	1,330.00	1,330,000	
エンビプロ・ホールディングス	800	384.00	307,200	
大紀アルミニウム工業所	1,600	999.00	1,598,400	
日本軽金属ホールディングス	3,700	1,559.00	5,768,300	
三井金属鉱業	3,100	4,315.00	13,376,500	
東邦亜鉛	800	616.00	492,800	
三菱マテリアル	8,900	2,342.00	20,843,800	
住友金属鉱山	15,500	3,389.00	52,529,500	
DOWAホールディングス	3,200	4,607.00	14,742,400	
古河機械金属	1,700	2,263.00	3,847,100	
大阪チタニウムテクノロジーズ	2,200	1,928.00	4,241,600	
東邦チタニウム	2,600	1,002.00	2,605,200	
UACJ	1,700	5,010.00	8,517,000	
CKサンエツ	300	3,825.00	1,147,500	
古河電気工業	4,100	7,122.00	29,200,200	
住友電気工業	42,400	2,776.50	117,723,600	
フジクラ	13,200	6,734.00	88,888,800	

SWC C	1, 600	6, 400. 00	10, 240, 000	
平河ヒューテック	800	1, 457. 00	1, 165, 600	
リヨービ	1, 400	2, 197. 00	3, 075, 800	
A R E ホールディングス	4, 800	1, 873. 00	8, 990, 400	
稻葉製作所	600	1, 674. 00	1, 004, 400	
宮地エンジニアリンググループ	1, 200	1, 805. 00	2, 166, 000	
トーカロ	3, 700	1, 764. 00	6, 526, 800	
S U M C O	23, 700	1, 186. 50	28, 120, 050	
川田テクノロジーズ	900	3, 065. 00	2, 758, 500	
R S T e c h n o l o g i e s	900	3, 475. 00	3, 127, 500	
東洋製罐グループホールディングス	7, 900	2, 333. 50	18, 434, 650	
ホッカントーナメントホールディングス	600	1, 672. 00	1, 003, 200	
コロナ	700	938. 00	656, 600	
横河ブリッジホールディングス	2, 000	2, 570. 00	5, 140, 000	
三和ホールディングス	12, 100	4, 938. 00	59, 749, 800	
文化シャッター	3, 300	1, 854. 00	6, 118, 200	
三協立山	1, 600	597. 00	955, 200	
アルインコ	1, 000	1, 031. 00	1, 031, 000	
L I X I L	18, 100	1, 728. 00	31, 276, 800	
ノーリツ	1, 700	1, 673. 00	2, 844, 100	
長府製作所	1, 300	1, 868. 00	2, 428, 400	
リンナイ	6, 600	3, 428. 00	22, 624, 800	
日東精工	1, 900	591. 00	1, 122, 900	
岡部	2, 400	819. 00	1, 965, 600	
ジーク	1, 300	1, 609. 00	2, 091, 700	
東プレ	2, 300	1, 815. 00	4, 174, 500	
高周波熱鍊	1, 900	995. 00	1, 890, 500	
東京製綱	800	1, 281. 00	1, 024, 800	
サンコール	1, 300	417. 00	542, 100	
パイオラックス	1, 600	2, 364. 00	3, 782, 400	
エイチワン	1, 300	1, 084. 00	1, 409, 200	
日本発條	11, 000	1, 745. 50	19, 200, 500	
中央発條	1, 000	1, 549. 00	1, 549, 000	
立川プラインド工業	600	1, 424. 00	854, 400	
日本製鋼所	3, 700	5, 322. 00	19, 691, 400	
三浦工業	5, 600	3, 220. 00	18, 032, 000	
タクマ	4, 200	1, 814. 00	7, 618, 800	
ツガミ	2, 800	1, 660. 00	4, 648, 000	
オークマ	2, 200	3, 320. 00	7, 304, 000	
芝浦機械	1, 600	3, 580. 00	5, 728, 000	
アマダ	16, 900	1, 459. 00	24, 657, 100	
アイダエンジニアリング	3, 000	809. 00	2, 427, 000	
F U J I	5, 300	2, 190. 50	11, 609, 650	
牧野フライス製作所	1, 300	11, 650. 00	15, 145, 000	
オーエスジー	5, 500	1, 688. 50	9, 286, 750	
旭ダイヤモンド工業	2, 900	844. 00	2, 447, 600	
DMG森精機	7, 700	2, 587. 50	19, 923, 750	
ソディック	3, 000	916. 00	2, 748, 000	

ディスコ	5,800	46,300.00	268,540,000	
日東工器	600	2,102.00	1,261,200	
日進工具	1,200	755.00	906,000	
富士ダイス	600	797.00	478,200	
リケンN P R	1,400	2,589.00	3,624,600	
島精機製作所	2,000	931.00	1,862,000	
オプトラン	2,100	1,743.00	3,660,300	
イワキポンプ	800	2,442.00	1,953,600	
フリュー	1,200	1,072.00	1,286,400	
ヤマシンフィルタ	3,000	617.00	1,851,000	
日阪製作所	1,400	1,032.00	1,444,800	
やまびこ	2,000	2,416.00	4,832,000	
野村マイクロ・サイエンス	1,700	2,569.00	4,367,300	
平田機工	600	4,910.00	2,946,000	
P E G A S U S	1,400	495.00	693,000	
マルマエ	500	1,485.00	742,500	
タツモ	800	2,290.00	1,832,000	
ナブテスコ	7,600	2,398.00	18,224,800	
三井海洋開発	1,600	4,245.00	6,792,000	
レオン自動機	1,500	1,306.00	1,959,000	
SMC	3,600	54,730.00	197,028,000	
ホソカワミクロン	900	3,825.00	3,442,500	
ユニオンツール	500	4,550.00	2,275,000	
瑞光	900	1,162.00	1,045,800	
オイレス工業	1,700	2,260.00	3,842,000	
日精エー・エス・ビー機械	400	5,300.00	2,120,000	
サトーホールディングス	1,500	2,072.00	3,108,000	
技研製作所	1,200	1,424.00	1,708,800	
日本エアーテック	600	1,070.00	642,000	
日精樹脂工業	1,000	940.00	940,000	
ワイエイシイホールディングス	800	994.00	795,200	
小松製作所	59,300	4,654.00	275,982,200	
住友重機械工業	7,200	2,962.00	21,326,400	
日立建機	4,800	3,897.00	18,705,600	
日工	1,900	697.00	1,324,300	
巴工業	500	3,650.00	1,825,000	
井関農機	1,200	1,011.00	1,213,200	
T O W A	3,700	1,620.00	5,994,000	
北川鉄工所	500	1,205.00	602,500	
ローツェ	6,300	1,759.50	11,084,850	
クボタ	61,500	1,952.00	120,048,000	
荏原実業	600	4,025.00	2,415,000	
三菱化工機	400	3,820.00	1,528,000	
月島ホールディングス	1,700	1,582.00	2,689,400	
帝国電機製作所	900	2,922.00	2,629,800	
新東工業	2,600	901.00	2,342,600	
澁谷工業	1,200	3,315.00	3,978,000	
アイチ コーポレーション	1,700	1,481.00	2,517,700	

小森コーポレーション	3,100	1,290.00	3,999,000	
鶴見製作所	1,000	3,105.00	3,105,000	
酒井重工業	400	2,262.00	904,800	
荏原製作所	24,700	2,630.00	64,961,000	
西島製作所	1,100	2,374.00	2,611,400	
北越工業	1,300	2,049.00	2,663,700	
ダイキン工業	15,700	15,950.00	250,415,000	
オルガノ	1,900	7,270.00	13,813,000	
トヨーカネツ	400	3,870.00	1,548,000	
栗田工業	6,700	4,946.00	33,138,200	
椿本チエイン	5,100	1,848.00	9,424,800	
木村化工機	1,000	796.00	796,000	
アネスト岩田	2,000	1,241.00	2,482,000	
ダイフク	20,300	3,947.00	80,124,100	
サムコ	300	3,085.00	925,500	
タダノ	7,200	1,087.00	7,826,400	
フジテック	3,900	5,750.00	22,425,000	
C K D	3,300	2,311.00	7,626,300	
平和	4,100	2,293.00	9,401,300	
理想科学工業	2,000	1,426.00	2,852,000	
SANKYO	13,800	2,047.00	28,248,600	
日本金銭機械	1,500	1,162.00	1,743,000	
マースグループホールディングス	600	3,170.00	1,902,000	
フクシマガリレイ	1,600	2,711.00	4,337,600	
ダイコク電機	600	2,624.00	1,574,400	
竹内製作所	2,200	5,480.00	12,056,000	
アマノ	3,400	3,772.00	12,824,800	
J U K I	2,000	442.00	884,000	
ジャノメ	1,300	999.00	1,298,700	
マックス	1,500	4,065.00	6,097,500	
グローリー	3,000	2,597.00	7,791,000	
新晃工業	3,300	1,264.00	4,171,200	
大和冷機工業	1,900	1,557.00	2,958,300	
セガサミーホールディングス	10,700	2,926.50	31,313,550	
T P R	1,600	2,316.00	3,705,600	
ツバキ・ナカシマ	2,600	486.00	1,263,600	
ホシザキ	7,800	5,802.00	45,255,600	
大豊工業	1,100	630.00	693,000	
日本精工	22,500	634.70	14,280,750	
N T N	27,100	238.00	6,449,800	
ジェイテクト	10,600	1,138.00	12,062,800	
不二越	900	3,295.00	2,965,500	
日本トムソン	3,400	487.00	1,655,800	
THK	6,900	3,704.00	25,557,600	
ユーション精機	900	649.00	584,100	
前澤給装工業	900	1,373.00	1,235,700	
イーグル工業	1,400	1,999.00	2,798,600	
P I L L A R	1,100	3,640.00	4,004,000	

キッツ	4,200	1,162.00	4,880,400	
マキタ	14,900	4,781.00	71,236,900	
三井E&S	6,200	1,714.00	10,626,800	
カナデビア	9,900	936.00	9,266,400	
三菱重工業	210,400	2,162.50	454,990,000	
I H I	9,600	9,509.00	91,286,400	
スター精密	2,100	1,955.00	4,105,500	
キオクシアホールディングス	5,300	2,385.00	12,640,500	
日清紡ホールディングス	9,400	895.50	8,417,700	
イビデン	6,900	3,624.00	25,005,600	
コニカミノルタ	27,100	533.00	14,444,300	
プラザ一工業	16,000	2,639.50	42,232,000	
ミネベアミツミ	20,900	2,294.00	47,944,600	
日立製作所	309,900	4,317.00	1,337,838,300	
三菱電機	122,400	2,364.00	289,353,600	
富士電機	7,300	6,783.00	49,515,900	
安川電機	13,000	4,297.00	55,861,000	
シンフォニアテクノロジー	1,200	6,210.00	7,452,000	
明電舎	2,000	4,590.00	9,180,000	
山洋電気	500	9,250.00	4,625,000	
デンヨー	1,000	2,611.00	2,611,000	
P H C ホールディングス	2,300	1,082.00	2,488,600	
KOKUSAI ELECTRIC	8,500	3,500.00	29,750,000	
ソシオネクスト	12,100	2,088.50	25,270,850	
東芝テック	1,600	3,030.00	4,848,000	
芝浦メカトロニクス	900	9,090.00	8,181,000	
マブチモーター	5,200	2,303.50	11,978,200	
ニデック	53,100	2,778.00	147,511,800	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	600	302.00	181,200	
トレックス・セミコンダクター	600	1,309.00	785,400	
東光高岳	800	2,033.00	1,626,400	
ダブル・スコーピ	3,700	267.00	987,900	
ダイヘン	1,100	7,270.00	7,997,000	
ヤーマン	2,400	774.00	1,857,600	
J V C ケンウッド	9,400	1,425.50	13,399,700	
ミマキエンジニアリング	1,200	1,530.00	1,836,000	
大崎電気工業	2,700	774.00	2,089,800	
オムロン	11,000	4,558.00	50,138,000	
日東工業	1,700	2,942.00	5,001,400	
I D E C	1,800	2,533.00	4,559,400	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	5,400	2,413.50	13,032,900	
メルコホールディングス	400	2,365.00	946,000	
テクノメディカ	300	1,759.00	527,700	
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	500	575.00	287,500	
日本電気	17,000	15,295.00	260,015,000	
富士通	110,700	2,975.00	329,332,500	
沖電気工業	5,700	925.00	5,272,500	
電気興業	500	1,614.00	807,000	

サンケン電気	1,200	6,527.00	7,832,400	
アイホン	700	2,624.00	1,836,800	
ルネサスエレクトロニクス	91,600	2,700.00	247,320,000	
セイコーエプソン	15,400	2,449.00	37,714,600	
ワコム	8,400	636.00	5,342,400	
アルバック	2,600	5,632.00	14,643,200	
アクセル	600	1,201.00	720,600	
E I Z O	1,500	2,119.00	3,178,500	
ジャパンディスプレイ	53,900	19.00	1,024,100	
日本信号	2,900	897.00	2,601,300	
京三製作所	2,700	497.00	1,341,900	
能美防災	1,700	3,025.00	5,142,500	
ホーチキ	900	2,537.00	2,283,300	
エレコム	3,000	1,605.00	4,815,000	
パナソニック ホールディングス	142,100	1,808.50	256,987,850	
シャープ	17,500	965.30	16,892,750	
アンリツ	8,400	1,441.00	12,104,400	
富士通ゼネラル	3,500	2,755.00	9,642,500	
ソニーグループ	411,000	3,732.00	1,533,852,000	
T D K	103,900	1,690.50	175,642,950	
帝国通信工業	500	2,356.00	1,178,000	
タムラ製作所	5,000	570.00	2,850,000	
アルプスアルパイン	9,900	1,551.00	15,354,900	
日本電波工業	1,500	873.00	1,309,500	
鈴木	700	1,706.00	1,194,200	
メイコー	1,200	7,920.00	9,504,000	
日本トリム	300	3,805.00	1,141,500	
フォスター電機	1,000	1,476.00	1,476,000	
SMK	300	2,703.00	810,900	
ヨコオ	1,100	1,486.00	1,634,600	
ホシデン	2,800	2,078.00	5,818,400	
ヒロセ電機	1,700	18,220.00	30,974,000	
日本航空電子工業	3,000	2,661.00	7,983,000	
TOA	1,500	942.00	1,413,000	
マクセル	2,400	1,879.00	4,509,600	
古野電気	1,400	2,300.00	3,220,000	
スマダコーポレーション	1,700	959.00	1,630,300	
アイコム	500	2,761.00	1,380,500	
リオン	500	2,481.00	1,240,500	
横河電機	13,100	2,879.00	37,714,900	
新電元工業	500	2,607.00	1,303,500	
アズビル	32,400	1,180.00	38,232,000	
日本光電工業	10,600	2,219.50	23,526,700	
チノー	500	2,068.00	1,034,000	
日本電子材料	800	2,229.00	1,783,200	
堀場製作所	2,200	9,782.00	21,520,400	
アドバンテスト	37,500	9,580.00	359,250,000	
エスペック	1,000	2,356.00	2,356,000	

キーエンス	11,900	62,780.00	747,082,000	
日置電機	600	7,110.00	4,266,000	
シスマックス	30,800	2,747.00	84,607,600	
日本マイクロニクス	2,000	4,835.00	9,670,000	
メガチップス	900	5,030.00	4,527,000	
O BARA GROUP	800	3,435.00	2,748,000	
コーセル	1,300	1,018.00	1,323,400	
イリゾ電子工業	1,100	2,717.00	2,988,700	
オプテックスグループ	2,300	1,666.00	3,831,800	
千代田インテグレ	500	3,110.00	1,555,000	
レーザーテック	4,600	14,690.00	67,574,000	
スタンレー電気	7,500	2,471.50	18,536,250	
ウシオ電機	5,200	2,087.00	10,852,400	
日本セラミック	1,000	2,688.00	2,688,000	
古河電池	900	1,382.00	1,243,800	
山一電機	1,100	2,150.00	2,365,000	
図研	1,000	4,670.00	4,670,000	
日本電子	2,800	5,183.00	14,512,400	
カシオ計算機	9,700	1,246.00	12,086,200	
ファナック	57,600	4,424.00	254,822,400	
日本シイエムケイ	2,900	486.00	1,409,400	
エンプラス	400	4,795.00	1,918,000	
大真空	1,800	593.00	1,067,400	
ローム	21,800	1,667.00	36,340,600	
浜松ホトニクス	19,100	1,684.00	32,164,400	
三井ハイテック	5,500	903.00	4,966,500	
新光電気工業	4,200	5,902.00	24,788,400	
京セラ	74,000	1,725.00	127,650,000	
太陽誘電	5,300	2,623.00	13,901,900	
村田製作所	104,900	2,720.00	285,328,000	
双葉電子工業	2,400	528.00	1,267,200	
ニチコン	3,300	1,241.00	4,095,300	
日本ケミコン	1,300	939.00	1,220,700	
KOA	1,900	1,007.00	1,913,300	
市光工業	2,200	401.00	882,200	
小糸製作所	12,500	1,894.00	23,675,000	
ミツバ	2,300	782.00	1,798,600	
SCREENホールディングス	5,000	11,160.00	55,800,000	
キヤノン電子	1,200	2,457.00	2,948,400	
キヤノン	59,400	5,112.00	303,652,800	
リコー	31,300	1,520.00	47,576,000	
象印マホービン	3,400	1,530.00	5,202,000	
東京エレクトロン	25,200	25,200.00	635,040,000	
イノテック	800	1,379.00	1,103,200	
トヨタ紡織	5,200	1,961.50	10,199,800	
ユニプレス	2,300	1,041.00	2,394,300	
豊田自動織機	10,200	12,660.00	129,132,000	
モリタホールディングス	1,900	2,101.00	3,991,900	

三櫻工業	1,900	643.00	1,221,700	
デンソー	116,700	1,906.00	222,430,200	
東海理化電機製作所	3,500	2,151.00	7,528,500	
川崎重工業	9,000	8,047.00	72,423,000	
名村造船所	3,500	1,995.00	6,982,500	
日本車輛製造	400	2,060.00	824,000	
三菱ロジスネクスト	2,000	2,002.00	4,004,000	
日産自動車	148,600	419.10	62,278,260	
いすゞ自動車	36,700	1,970.50	72,317,350	
トヨタ自動車	633,400	2,710.50	1,716,830,700	
日野自動車	17,700	482.00	8,531,400	
三菱自動車工業	45,200	404.60	18,287,920	
武藏精密工業	3,000	2,712.00	8,136,000	
日産車体	1,300	1,027.00	1,335,100	
新明和工業	3,600	1,373.00	4,942,800	
極東開発工業	1,600	2,480.00	3,968,000	
トピー工業	1,000	2,108.00	2,108,000	
ティラド	300	3,595.00	1,078,500	
曙ブレーキ工業	7,700	118.00	908,600	
タチエス	2,300	1,768.00	4,066,400	
NOK	4,600	2,310.50	10,628,300	
フタバ産業	3,300	755.00	2,491,500	
カヤバ	2,000	2,923.00	5,846,000	
大同メタル工業	2,500	498.00	1,245,000	
プレス工業	5,000	565.00	2,825,000	
太平洋工業	2,800	1,390.00	3,892,000	
アイシン	25,200	1,725.00	43,470,000	
マツダ	36,500	996.00	36,354,000	
本田技研工業	282,200	1,366.50	385,626,300	
スズキ	96,200	1,944.00	187,012,800	
SUBARU	35,900	2,655.00	95,314,500	
ヤマハ発動機	50,200	1,202.50	60,365,500	
エクセディ	2,000	4,715.00	9,430,000	
豊田合成	3,500	2,652.50	9,283,750	
愛三工業	2,100	1,909.00	4,008,900	
ヨロズ	1,200	1,006.00	1,207,200	
エフ・シー・シー	2,200	3,160.00	6,952,000	
シマノ	5,200	20,125.00	104,650,000	
ティ・エス テック	4,900	1,710.00	8,379,000	
ジャムコ	500	1,782.00	891,000	
リガク・ホールディングス	6,100	1,133.00	6,911,300	
テルモ	79,700	2,683.00	213,835,100	
日機装	2,900	1,225.00	3,552,500	
日本エム・ディ・エム	1,000	596.00	596,000	
島津製作所	17,100	3,894.00	66,587,400	
JMS	1,100	476.00	523,600	
長野計器	900	2,002.00	1,801,800	
ブイ・テクノロジー	700	2,339.00	1,637,300	

東京計器	900	3,365.00	3,028,500	
愛知時計電機	500	1,802.00	901,000	
インターアクション	800	1,191.00	952,800	
東京精密	2,400	9,034.00	21,681,600	
マニー	5,000	1,388.50	6,942,500	
ニコン	19,000	1,540.50	29,269,500	
トプコン	6,700	2,830.50	18,964,350	
オリンパス	68,200	2,001.00	136,468,200	
理研計器	1,800	2,886.00	5,194,800	
タムロン	1,600	3,795.00	6,072,000	
HOYA	23,300	18,200.00	424,060,000	
ノーリツ鋼機	1,200	4,590.00	5,508,000	
A&Dホロンホールディングス	1,500	2,030.00	3,045,000	
朝日インテック	14,500	2,696.50	39,099,250	
シチズン時計	10,800	886.00	9,568,800	
メニコン	4,300	1,367.00	5,878,100	
松風	1,200	2,193.00	2,631,600	
セイコーグループ	1,700	4,860.00	8,262,000	
ニプロ	9,800	1,312.50	12,862,500	
三井松島ホールディングス	800	4,195.00	3,356,000	
パラマウントベッドホールディングス	2,600	2,637.00	6,856,200	
トランザクション	800	2,096.00	1,676,800	
ニホンフラッシュ	1,200	801.00	961,200	
前田工織	2,200	1,803.00	3,966,600	
アートネイチャー	1,200	756.00	907,200	
フルヤ金属	1,000	2,919.00	2,919,000	
バンダイナムコホールディングス	32,300	4,852.00	156,719,600	
SHOE I	3,500	1,920.00	6,720,000	
フランスベッドホールディングス	1,600	1,270.00	2,032,000	
パイロットコーポレーション	1,700	4,219.00	7,172,300	
萩原工業	800	1,500.00	1,200,000	
フジシールインターナショナル	2,500	2,760.00	6,900,000	
タカラトミー	5,000	3,824.00	19,120,000	
広済堂ホールディングス	3,500	490.00	1,715,000	
プロネクサス	1,300	1,262.00	1,640,600	
TOPPANホールディングス	15,600	4,597.00	71,713,200	
大日本印刷	24,600	2,140.50	52,656,300	
共同印刷	300	4,275.00	1,282,500	
NISSHA	2,100	1,381.00	2,900,100	
TAKARA & COMPANY	700	3,010.00	2,107,000	
アシックス	44,000	3,559.00	156,596,000	
ツツミ	300	2,300.00	690,000	
ローランド	900	3,695.00	3,325,500	
小松ウォール工業	1,000	1,498.00	1,498,000	
ヤマハ	21,200	1,073.50	22,758,200	
河合楽器製作所	400	3,190.00	1,276,000	
クリナップ	1,300	650.00	845,000	
ピジョン	7,500	1,648.50	12,363,750	

キングジム	1,200	851.00	1,021,200	
リンテック	2,200	2,858.00	6,287,600	
イトーキ	2,400	1,752.00	4,204,800	
任天堂	75,200	11,490.00	864,048,000	
三菱鉛筆	1,600	2,616.00	4,185,600	
タカラスタンダード	2,500	1,737.00	4,342,500	
コクヨ	5,600	2,910.00	16,296,000	
ナカバヤシ	1,300	528.00	686,400	
グローブライド	1,100	1,898.00	2,087,800	
オカムラ	3,700	1,990.00	7,363,000	
美津濃	1,200	8,290.00	9,948,000	
グリムス	600	2,190.00	1,314,000	
東京電力ホールディングス	99,900	392.00	39,160,800	
中部電力	43,800	1,575.50	69,006,900	
関西電力	58,000	1,712.00	99,296,000	
中国電力	20,900	841.00	17,576,900	
北陸電力	12,000	775.40	9,304,800	
東北電力	31,200	1,049.00	32,728,800	
四国電力	11,000	1,129.00	12,419,000	
九州電力	27,400	1,269.50	34,784,300	
北海道電力	12,000	719.90	8,638,800	
沖縄電力	3,200	911.00	2,915,200	
電源開発	9,100	2,483.00	22,595,300	
エフオン	900	389.00	350,100	
イーレックス	2,300	775.00	1,782,500	
レノバ	3,300	724.00	2,389,200	
東京瓦斯	22,500	4,753.00	106,942,500	
大阪瓦斯	23,400	3,326.00	77,828,400	
東邦瓦斯	4,700	4,029.00	18,936,300	
北海道瓦斯	3,500	509.00	1,781,500	
広島ガス	2,600	350.00	910,000	
西部ガスホールディングス	1,300	1,639.00	2,130,700	
静岡ガス	2,500	1,011.00	2,527,500	
メタウォーター	1,500	1,954.00	2,931,000	
S B S ホールディングス	1,100	2,817.00	3,098,700	
東武鉄道	12,500	2,575.00	32,187,500	
相鉄ホールディングス	4,000	2,407.50	9,630,000	
東急	33,300	1,680.50	55,960,650	
京浜急行電鉄	14,600	1,530.00	22,338,000	
小田急電鉄	19,900	1,460.00	29,054,000	
京王電鉄	6,400	3,894.00	24,921,600	
京成電鉄	21,000	1,476.50	31,006,500	
富士急行	1,500	2,347.00	3,520,500	
東日本旅客鉄道	65,700	2,839.50	186,555,150	
西日本旅客鉄道	29,300	2,932.50	85,922,250	
東海旅客鉄道	45,800	2,884.50	132,110,100	
東京地下鉄	19,800	1,765.00	34,947,000	
西武ホールディングス	12,900	3,098.00	39,964,200	

鴻池運輸	2, 100	2, 924. 00	6, 140, 400	
西日本鉄道	3, 300	2, 173. 00	7, 170, 900	
ハマキヨウレックス	4, 000	1, 251. 00	5, 004, 000	
サカイ引越センター	1, 400	2, 305. 00	3, 227, 000	
近鉄グループホールディングス	12, 700	3, 293. 00	41, 821, 100	
阪急阪神ホールディングス	15, 700	3, 635. 00	57, 069, 500	
南海電気鉄道	5, 200	2, 489. 50	12, 945, 400	
京阪ホールディングス	6, 600	3, 364. 00	22, 202, 400	
神戸電鉄	300	2, 443. 00	732, 900	
名古屋鉄道	13, 100	1, 800. 00	23, 580, 000	
山陽電気鉄道	900	2, 015. 00	1, 813, 500	
ヤマトホールディングス	14, 600	2, 001. 50	29, 221, 900	
山九	2, 900	5, 812. 00	16, 854, 800	
丸全昭和運輸	700	5, 790. 00	4, 053, 000	
センコーグループホールディングス	7, 200	1, 415. 00	10, 188, 000	
トナミホールディングス	300	5, 970. 00	1, 791, 000	
ニッコンホールディングス	6, 800	2, 298. 00	15, 626, 400	
福山通運	1, 100	3, 690. 00	4, 059, 000	
セイノーホールディングス	5, 900	2, 233. 00	13, 174, 700	
神奈川中央交通	400	3, 905. 00	1, 562, 000	
A Z - C O M 丸和ホールディングス	3, 200	1, 226. 00	3, 923, 200	
九州旅客鉄道	9, 200	3, 580. 00	32, 936, 000	
S G ホールディングス	20, 200	1, 439. 50	29, 077, 900	
N I P P O N E X P R E S S ホールディン	12, 900	2, 665. 50	34, 384, 950	
日本郵船	24, 600	5, 257. 00	129, 322, 200	
商船三井	22, 600	5, 504. 00	124, 390, 400	
川崎汽船	27, 000	2, 127. 00	57, 429, 000	
N S ユナイテッド海運	700	4, 060. 00	2, 842, 000	
飯野海運	4, 500	1, 041. 00	4, 684, 500	
乾汽船	1, 400	1, 457. 00	2, 039, 800	
日本航空	27, 200	2, 619. 00	71, 236, 800	
A N A ホールディングス	32, 300	2, 901. 50	93, 718, 450	
日新	800	4, 325. 00	3, 460, 000	
三菱倉庫	12, 000	1, 027. 00	12, 324, 000	
三井倉庫ホールディングス	1, 200	7, 440. 00	8, 928, 000	
住友倉庫	3, 300	2, 722. 00	8, 982, 600	
濵澤倉庫	600	3, 120. 00	1, 872, 000	
日本トランシスティ	2, 600	947. 00	2, 462, 200	
中央倉庫	700	1, 417. 00	991, 900	
安田倉庫	900	1, 785. 00	1, 606, 500	
上組	5, 500	3, 278. 00	18, 029, 000	
キューソー流通システム	600	1, 932. 00	1, 159, 200	
エーアイティー	800	1, 658. 00	1, 326, 400	
内外トランスライン	500	2, 445. 00	1, 222, 500	
日本コンセプト	400	1, 849. 00	739, 600	
クロスキヤット	800	1, 045. 00	836, 000	
システナ	17, 100	345. 00	5, 899, 500	
デジタルアーツ	800	6, 500. 00	5, 200, 000	

日鉄ソリューションズ	4,000	4,123.00	16,492,000	
キューブシステム	700	1,007.00	704,900	
コア	500	1,836.00	918,000	
手間いらず	200	3,050.00	610,000	
ラクーンホールディングス	900	876.00	788,400	
ソリトンシステムズ	700	1,109.00	776,300	
ソフトクリエイトホールディングス	1,000	2,041.00	2,041,000	
T I S	12,600	3,810.00	48,006,000	
グリーホールディングス	4,300	566.00	2,433,800	
GMOペパボ	200	1,445.00	289,000	
コーネーテクモホールディングス	9,100	2,020.50	18,386,550	
三菱総合研究所	600	4,660.00	2,796,000	
ファインデックス	1,000	747.00	747,000	
ブレインパッド	1,000	1,277.00	1,277,000	
K L a b	2,200	159.00	349,800	
ポールトゥワインホールディングス	2,100	454.00	953,400	
ネクソン	26,200	2,020.00	52,924,000	
アイスタイル	4,200	498.00	2,091,600	
エムアップホールディングス	1,500	1,553.00	2,329,500	
エイチーム	700	923.00	646,100	
セルシス	1,600	1,252.00	2,003,200	
エニグモ	1,600	338.00	540,800	
コロプラ	4,200	489.00	2,053,800	
ブロードリーフ	4,900	647.00	3,170,300	
デジタルハーツホールディングス	800	1,087.00	869,600	
メディアドウ	600	1,739.00	1,043,400	
じげん	3,600	445.00	1,602,000	
ブイキューブ	1,500	254.00	381,000	
フィックスターズ	1,200	1,868.00	2,241,600	
CARTA HOLDINGS	600	1,445.00	867,000	
オプティム	1,300	715.00	929,500	
セレス	500	2,739.00	1,369,500	
S H I F T	12,000	1,365.00	16,380,000	
セック	200	5,190.00	1,038,000	
テクマトリックス	2,300	2,213.00	5,089,900	
プロシップ	600	1,587.00	952,200	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	3,000	3,068.00	9,204,000	
GMOペイメントゲートウェイ	2,700	7,999.00	21,597,300	
システムリサーチ	900	1,681.00	1,512,900	
インターネットイニシアティブ	6,600	2,575.00	16,995,000	
さくらインターネット	1,900	4,330.00	8,227,000	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	400	2,239.00	895,600	
S R A ホールディングス	600	4,315.00	2,589,000	
朝日ネット	1,300	672.00	873,600	
e B A S E	1,800	597.00	1,074,600	
アバントグループ	1,600	1,911.00	3,057,600	
アドソル日進	500	2,142.00	1,071,000	
フリービット	500	1,574.00	787,000	

コムチュア	1,500	1,931.00	2,896,500	
アステリア	900	600.00	540,000	
イル	600	2,430.00	1,458,000	
マークライズ	700	2,450.00	1,715,000	
メディカル・データ・ビジョン	1,500	453.00	679,500	
g u m i	2,000	564.00	1,128,000	
テラスカイ	500	2,387.00	1,193,500	
デジタル・インフォメーション・テクノロジ	700	2,540.00	1,778,000	
ネオジャパン	400	1,639.00	655,600	
P R T I M E S	200	2,317.00	463,400	
ラクス	5,600	2,147.00	12,023,200	
ダブルスタンダード	400	1,630.00	652,000	
オープンドア	600	616.00	369,600	
アカツキ	600	2,936.00	1,761,600	
U b i c o mホールディングス	400	1,420.00	568,000	
カナミックネットワーク	1,200	486.00	583,200	
チェンジホールディングス	2,700	1,336.00	3,607,200	
オークネット	500	2,423.00	1,211,500	
マクロミル	2,500	1,247.00	3,117,500	
オロ	400	2,624.00	1,049,600	
ユーザーローカル	500	1,802.00	901,000	
P K S H A T e c h n o l o g y	900	4,075.00	3,667,500	
マネーフォワード	2,800	4,439.00	12,429,200	
Sun A s t e r i s k	900	549.00	494,100	
プラスアルファ・コンサルティング	1,600	1,479.00	2,366,400	
電算システムホールディングス	600	2,404.00	1,442,400	
A p p i e r G r o u p	3,800	1,740.00	6,612,000	
ビジョナル	1,400	7,497.00	10,495,800	
ハイマックス	400	1,361.00	544,400	
野村総合研究所	25,900	5,161.00	133,669,900	
日本システム技術	1,000	2,040.00	2,040,000	
インテージホールディングス	600	1,720.00	1,032,000	
東邦システムサイエンス	400	1,207.00	482,800	
ソースネクスト	6,100	219.00	1,335,900	
シンプレクス・ホールディングス	2,400	2,799.00	6,717,600	
H E R O Z	500	984.00	492,000	
ラクスル	3,100	1,250.00	3,875,000	
メルカリ	6,100	2,253.00	13,743,300	
I P S	400	2,565.00	1,026,000	
システムサポートホールディングス	500	2,115.00	1,057,500	
イーソル	900	613.00	551,700	
ウイングアーク1st	1,300	3,595.00	4,673,500	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディン	400	924.00	369,600	
サーバーワークス	300	2,447.00	734,100	
S a n s a n	3,300	2,385.00	7,870,500	
ギフティ	1,100	1,537.00	1,690,700	
メドレー	1,400	2,963.00	4,148,200	
ベース	400	3,300.00	1,320,000	

J M D C	1,500	3,175.00	4,762,500	
フォーカスシステムズ	800	1,074.00	859,200	
クレスコ	2,000	1,118.00	2,236,000	
フジ・メディア・ホールディングス	11,600	2,733.00	31,702,800	
オービック	22,200	4,411.00	97,924,200	
ジャストシステム	1,800	3,715.00	6,687,000	
T D C ソフト	2,000	1,355.00	2,710,000	
L I N E ヤフー	190,900	479.30	91,498,370	
トレンドマイクロ	6,300	11,480.00	72,324,000	
I D ホールディングス	800	1,893.00	1,514,400	
日本オラクル	2,300	14,610.00	33,603,000	
アルファシステムズ	300	3,310.00	993,000	
フューチャー	2,700	1,786.00	4,822,200	
C A C H o l d i n g s	700	1,995.00	1,396,500	
オービックビジネスコンサルタント	2,000	7,337.00	14,674,000	
アイテイフォー	1,600	1,278.00	2,044,800	
東計電算	300	4,410.00	1,323,000	
大塚商会	13,500	3,476.00	46,926,000	
サイボウズ	1,700	3,090.00	5,253,000	
電通総研	1,200	6,150.00	7,380,000	
A C C E S S	1,300	1,042.00	1,354,600	
デジタルガレージ	2,000	4,600.00	9,200,000	
E M システムズ	2,100	800.00	1,680,000	
ウェザーニューズ	800	3,575.00	2,860,000	
C I J	3,200	472.00	1,510,400	
ビジネスエンジニアリング	200	3,940.00	788,000	
WOWOW	900	1,004.00	903,600	
スカラ	1,200	415.00	498,000	
ANY COLOR	1,600	3,130.00	5,008,000	
I M A G I C A G R O U P	1,200	499.00	598,800	
システムソフト	4,300	68.00	292,400	
アルゴグラフィックス	1,100	5,160.00	5,676,000	
マーベラス	2,100	511.00	1,073,100	
エイベックス	2,100	1,269.00	2,664,900	
B I P R O G Y	4,100	4,301.00	17,634,100	
都築電気	700	2,413.00	1,689,100	
T B S ホールディングス	5,900	4,349.00	25,659,100	
日本テレビホールディングス	10,700	2,822.50	30,200,750	
朝日放送グループホールディングス	1,200	686.00	823,200	
テレビ朝日ホールディングス	3,000	2,567.00	7,701,000	
スカパーJ S A T ホールディングス	9,100	1,088.00	9,900,800	
テレビ東京ホールディングス	700	3,505.00	2,453,500	
ビジョン	1,900	1,158.00	2,200,200	
U - N E X T H O L D I N G S	4,200	1,804.00	7,576,800	
日本通信	12,200	161.00	1,964,200	
日本電信電話	3,554,000	146.00	518,884,000	
K D D I	87,900	4,871.00	428,160,900	
ソフトバンク	1,912,400	210.60	402,751,440	

光通信	1, 400	36, 800. 00	51, 520, 000	
エムティーアイ	900	984. 00	885, 600	
GMOインターネットグループ	4, 000	2, 858. 00	11, 432, 000	
ファイバーゲート	700	967. 00	676, 900	
KADOKAWA	6, 400	3, 678. 00	23, 539, 200	
学研ホールディングス	2, 300	987. 00	2, 270, 100	
ゼンリン	2, 100	984. 00	2, 066, 400	
アイネット	800	1, 941. 00	1, 552, 800	
松竹	700	11, 560. 00	8, 092, 000	
東宝	7, 500	7, 119. 00	53, 392, 500	
東映	2, 000	5, 220. 00	10, 440, 000	
N T Tデータグループ	31, 200	2, 964. 50	92, 492, 400	
ピー・シー・エー	700	1, 952. 00	1, 366, 400	
ビジネスプレイン太田昭和	500	2, 559. 00	1, 279, 500	
D T S	2, 100	4, 230. 00	8, 883, 000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	6, 000	7, 176. 00	43, 056, 000	
シーイーシー	1, 600	1, 854. 00	2, 966, 400	
カプコン	23, 700	3, 882. 00	92, 003, 400	
アイ・エス・ビー	600	1, 305. 00	783, 000	
S C S K	9, 700	3, 624. 00	35, 152, 800	
N S W	600	2, 858. 00	1, 714, 800	
アイネス	1, 000	1, 761. 00	1, 761, 000	
T K C	2, 200	3, 815. 00	8, 393, 000	
富士ソフト	3, 300	9, 795. 00	32, 323, 500	
N S D	4, 700	3, 433. 00	16, 135, 100	
コナミグループ	4, 500	18, 660. 00	83, 970, 000	
福井コンピュータホールディングス	800	3, 020. 00	2, 416, 000	
J B C C ホールディングス	800	4, 745. 00	3, 796, 000	
ミロク情報サービス	1, 100	1, 828. 00	2, 010, 800	
ソフトバンクグループ	58, 900	9, 451. 00	556, 663, 900	
リヨーサン菱洋ホールディングス	1, 900	2, 585. 00	4, 911, 500	
高千穂交易	400	4, 030. 00	1, 612, 000	
伊藤忠食品	300	7, 400. 00	2, 220, 000	
あらた	2, 000	3, 165. 00	6, 330, 000	
トーメンデバイス	200	6, 100. 00	1, 220, 000	
東京エレクトロン デバイス	1, 300	3, 235. 00	4, 205, 500	
円谷フィールズホールディングス	2, 000	1, 557. 00	3, 114, 000	
双日	14, 000	3, 245. 00	45, 430, 000	
アルフレッサ ホールディングス	11, 900	2, 004. 00	23, 847, 600	
横浜冷凍	3, 300	876. 00	2, 890, 800	
ラサ商事	500	1, 472. 00	736, 000	
アルコニックス	1, 700	1, 483. 00	2, 521, 100	
神戸物産	9, 700	3, 179. 00	30, 836, 300	
あい ホールディングス	2, 200	1, 974. 00	4, 342, 800	
ダイワボウホールディングス	5, 500	2, 634. 00	14, 487, 000	
マクニカホールディングス	9, 900	1, 840. 50	18, 220, 950	
ラクト・ジャパン	500	2, 876. 00	1, 438, 000	
バイタルケースケー・ホールディングス	2, 000	1, 152. 00	2, 304, 000	

八洲電機	1, 100	1, 743. 00	1, 917, 300	
メディアスホールディングス	700	885. 00	619, 500	
レスター	1, 100	2, 392. 00	2, 631, 200	
TOKA I ホールディングス	7, 100	935. 00	6, 638, 500	
三洋貿易	1, 300	1, 428. 00	1, 856, 400	
ビューティガレージ	400	1, 379. 00	551, 600	
ワイン・パートナーズ	900	1, 282. 00	1, 153, 800	
シップヘルスケアホールディングス	4, 700	1, 975. 00	9, 282, 500	
明治電機工業	500	1, 431. 00	715, 500	
コメダホールディングス	3, 200	2, 681. 00	8, 579, 200	
アセンテック	400	1, 161. 00	464, 400	
フルサト・マルカホールディングス	900	2, 258. 00	2, 032, 200	
ヤマエグループホールディングス	1, 200	2, 200. 00	2, 640, 000	
小野建	1, 300	1, 475. 00	1, 917, 500	
佐鳥電機	800	1, 648. 00	1, 318, 400	
伯東	800	4, 510. 00	3, 608, 000	
コンドーテック	1, 000	1, 312. 00	1, 312, 000	
ナガイレーベン	1, 700	1, 794. 00	3, 049, 800	
三菱食品	1, 200	4, 700. 00	5, 640, 000	
松田産業	1, 000	3, 145. 00	3, 145, 000	
第一興商	4, 800	1, 601. 50	7, 687, 200	
メディパルホールディングス	13, 800	2, 236. 50	30, 863, 700	
S P K	600	2, 116. 00	1, 269, 600	
萩原電気ホールディングス	600	3, 380. 00	2, 028, 000	
アズワン	3, 900	2, 418. 00	9, 430, 200	
スズデン	500	1, 955. 00	977, 500	
シモジマ	900	1, 299. 00	1, 169, 100	
ドウシシャ	1, 200	2, 063. 00	2, 475, 600	
高速	800	2, 096. 00	1, 676, 800	
たけびし	500	1, 900. 00	950, 000	
リックス	300	2, 944. 00	883, 200	
丸文	1, 200	1, 025. 00	1, 230, 000	
ハピネット	1, 000	4, 845. 00	4, 845, 000	
橋本総業ホールディングス	500	1, 200. 00	600, 000	
日本ライフライン	3, 500	1, 574. 00	5, 509, 000	
タカショ一	1, 100	396. 00	435, 600	
I D O M	4, 400	1, 130. 00	4, 972, 000	
進和	800	2, 800. 00	2, 240, 000	
ダイトロン	500	3, 255. 00	1, 627, 500	
シークス	1, 900	1, 053. 00	2, 000, 700	
オーハシテクニカ	700	1, 897. 00	1, 327, 900	
白銅	400	2, 308. 00	923, 200	
伊藤忠商事	84, 700	6, 104. 00	517, 008, 800	
丸紅	103, 500	2, 263. 00	234, 220, 500	
長瀬産業	5, 700	2, 731. 00	15, 566, 700	
蝶理	700	3, 075. 00	2, 152, 500	
豊田通商	37, 800	2, 406. 00	90, 946, 800	
三共生興	1, 800	631. 00	1, 135, 800	

兼松	5, 200	2, 465. 00	12, 818, 000	
三井物産	185, 200	2, 720. 50	503, 836, 600	
日本紙パルプ商事	6, 000	595. 00	3, 570, 000	
カメイ	1, 400	1, 912. 00	2, 676, 800	
スターゼン	900	2, 889. 00	2, 600, 100	
山善	4, 000	1, 272. 00	5, 088, 000	
椿本興業	800	2, 110. 00	1, 688, 000	
住友商事	75, 500	3, 228. 00	243, 714, 000	
内田洋行	500	6, 910. 00	3, 455, 000	
三菱商事	233, 000	2, 369. 00	551, 977, 000	
第一実業	1, 200	2, 380. 00	2, 856, 000	
キヤノンマーケティングジャパン	2, 500	5, 016. 00	12, 540, 000	
西華産業	500	4, 400. 00	2, 200, 000	
佐藤商事	900	1, 473. 00	1, 325, 700	
東京産業	1, 200	724. 00	868, 800	
ユアサ商事	1, 000	4, 495. 00	4, 495, 000	
神鋼商事	300	5, 920. 00	1, 776, 000	
阪和興業	2, 100	4, 950. 00	10, 395, 000	
正栄食品工業	900	3, 775. 00	3, 397, 500	
カナデン	1, 000	1, 468. 00	1, 468, 000	
R Y O D E N	1, 100	2, 389. 00	2, 627, 900	
岩谷産業	12, 700	1, 566. 00	19, 888, 200	
極東貿易	800	1, 664. 00	1, 331, 200	
アステナホールディングス	2, 500	437. 00	1, 092, 500	
三愛オブリ	3, 100	1, 759. 00	5, 452, 900	
稻畑産業	3, 400	3, 100. 00	10, 540, 000	
G S I クレオス	700	2, 080. 00	1, 456, 000	
明和産業	1, 500	713. 00	1, 069, 500	
ワキタ	1, 800	1, 691. 00	3, 043, 800	
東邦ホールディングス	3, 400	4, 170. 00	14, 178, 000	
サンゲツ	3, 000	2, 903. 00	8, 709, 000	
ミツウロコグループホールディングス	1, 700	1, 822. 00	3, 097, 400	
シナネンホールディングス	400	6, 010. 00	2, 404, 000	
伊藤忠エネクス	3, 200	1, 592. 00	5, 094, 400	
サンリオ	10, 200	6, 917. 00	70, 553, 400	
サンワテクノス	700	2, 155. 00	1, 508, 500	
新光商事	1, 800	982. 00	1, 767, 600	
トーホー	500	2, 649. 00	1, 324, 500	
三信電気	500	2, 006. 00	1, 003, 000	
東陽テクニカ	1, 200	1, 406. 00	1, 687, 200	
モスフードサービス	1, 900	3, 555. 00	6, 754, 500	
加賀電子	2, 400	2, 688. 00	6, 451, 200	
ソーダニッカ	1, 300	1, 112. 00	1, 445, 600	
立花エレテック	700	2, 502. 00	1, 751, 400	
フォーバル	500	1, 367. 00	683, 500	
P A L T A C	1, 800	3, 921. 00	7, 057, 800	
三谷産業	2, 300	330. 00	759, 000	
コア商事ホールディングス	800	716. 00	572, 800	

K P P グループホールディングス	2,500	684.00	1,710,000	
ヤマタネ	600	3,835.00	2,301,000	
泉州電業	800	4,960.00	3,968,000	
トラスコ中山	2,800	1,957.00	5,479,600	
オートバックスセブン	4,600	1,469.00	6,757,400	
モリト	1,000	1,500.00	1,500,000	
加藤産業	1,600	4,300.00	6,880,000	
イエローハット	2,100	2,876.00	6,039,600	
J K ホールディングス	1,000	998.00	998,000	
日伝	700	2,877.00	2,013,900	
杉本商事	1,200	1,214.00	1,456,800	
因幡電機産業	3,400	3,861.00	13,127,400	
東テク	1,300	2,480.00	3,224,000	
ミスミグループ本社	19,000	2,466.00	46,854,000	
スズケン	4,200	4,992.00	20,966,400	
ジェコス	800	1,018.00	814,400	
インターメスティック	700	1,844.00	1,290,800	
サンエー	2,000	2,970.00	5,940,000	
カワチ薬品	1,000	2,628.00	2,628,000	
エービーシー・マート	5,500	2,952.00	16,236,000	
ハードオフコーポレーション	500	1,883.00	941,500	
アスクル	3,200	1,628.00	5,209,600	
ゲオホールディングス	1,500	1,738.00	2,607,000	
アダストリア	1,600	3,025.00	4,840,000	
くら寿司	1,500	3,090.00	4,635,000	
キャンドゥ	500	3,315.00	1,657,500	
パルグループホールディングス	2,900	3,230.00	9,367,000	
エディオン	5,200	1,722.00	8,954,400	
サーラコーポレーション	2,800	775.00	2,170,000	
ハローズ	500	3,940.00	1,970,000	
フジオフードグループ本社	1,500	1,160.00	1,740,000	
あみやき亭	900	1,561.00	1,404,900	
大黒天物産	400	6,990.00	2,796,000	
ハニーズホールディングス	1,200	1,634.00	1,960,800	
アルペン	1,100	2,193.00	2,412,300	
クオールホールディングス	1,800	1,571.00	2,827,800	
ジンズホールディングス	1,000	6,910.00	6,910,000	
ビックカメラ	7,500	1,610.50	12,078,750	
D C M ホールディングス	6,400	1,360.00	8,704,000	
ペッパーフードサービス	2,800	170.00	476,000	
M o n o t a R O	17,800	2,526.50	44,971,700	
J. フロント リテイリング	14,600	1,961.00	28,630,600	
ドトール・日レスホールディングス	2,300	2,345.00	5,393,500	
マツキヨココカラ&カンパニー	22,200	2,342.50	52,003,500	
プロンコビリー	800	3,505.00	2,804,000	
Z O Z O	9,300	4,696.00	43,672,800	
トレジャー・ファクトリー	800	1,477.00	1,181,600	
物語コーポレーション	2,200	3,175.00	6,985,000	

三越伊勢丹ホールディングス	18,800	2,300.00	43,240,000	
H a m e e	500	1,267.00	633,500	
ウエルシアホールディングス	6,500	2,227.50	14,478,750	
クリエイトＳＤホールディングス	1,900	2,806.00	5,331,400	
シュッピン	1,200	1,008.00	1,209,600	
オイシックス・ラ・大地	1,800	1,333.00	2,399,400	
ネクステージ	3,000	1,454.00	4,362,000	
ジョイフル本田	3,500	1,902.00	6,657,000	
エターナルホスピタリティグループ	500	2,523.00	1,261,500	
ホットランド	1,000	2,073.00	2,073,000	
すかいらーくホールディングス	17,200	2,492.50	42,871,000	
S F P ホールディングス	600	2,146.00	1,287,600	
綿半ホールディングス	1,000	1,632.00	1,632,000	
ヨシックスホールディングス	200	2,787.00	557,400	
ユナイテッド・スーパー・マーケット・ホール	4,800	772.00	3,705,600	
ゴルフダイジェスト・オンライン	600	333.00	199,800	
B E E N O S	800	3,975.00	3,180,000	
あさひ	1,200	1,445.00	1,734,000	
日本調剤	900	1,370.00	1,233,000	
コスモス薬品	2,500	6,791.00	16,977,500	
セブン&アイ・ホールディングス	139,200	2,400.00	334,080,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディング	8,900	1,265.00	11,258,500	
ツルハホールディングス	2,200	9,315.00	20,493,000	
サンマルクホールディングス	1,100	2,226.00	2,448,600	
トリドールホールディングス	3,600	3,727.00	13,417,200	
TOKYO BASE	1,600	328.00	524,800	
J M ホールディングス	1,000	2,237.00	2,237,000	
アレンザホールディングス	1,000	1,093.00	1,093,000	
串カツ田中ホールディングス	300	1,334.00	400,200	
パロックジャパンリミテッド	1,000	775.00	775,000	
クスリのアオキホールディングス	3,200	3,132.00	10,022,400	
力の源ホールディングス	600	1,375.00	825,000	
FOOD & LIFE COMPANIE	6,800	4,187.00	28,471,600	
メディカルシステムネットワーク	1,400	407.00	569,800	
ノジマ	3,800	2,280.00	8,664,000	
カッパ・クリエイト	2,100	1,449.00	3,042,900	
良品計画	15,000	3,920.00	58,800,000	
アドヴァングループ	1,200	915.00	1,098,000	
アルビス	400	2,627.00	1,050,800	
G-7ホールディングス	1,400	1,272.00	1,780,800	
イオン北海道	3,000	847.00	2,541,000	
コジマ	2,300	1,000.00	2,300,000	
コーナン商事	1,400	3,580.00	5,012,000	
エコス	500	1,991.00	995,500	
ワタミ	1,400	1,020.00	1,428,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	25,400	4,063.00	103,200,200	
西松屋チェーン	2,600	2,203.00	5,727,800	
ゼンショーホールディングス	7,100	7,657.00	54,364,700	

幸楽苑	1,000	1,092.00	1,092,000	
サイゼリヤ	1,900	4,440.00	8,436,000	
V T ホールディングス	5,100	491.00	2,504,100	
魚力	500	2,408.00	1,204,000	
フジ・コーポレーション	600	1,886.00	1,131,600	
ユナイテッドアローズ	1,300	2,180.00	2,834,000	
ハイディ日高	1,900	2,694.00	5,118,600	
コロワイド	6,800	1,706.00	11,600,800	
壱番屋	5,200	941.00	4,893,200	
スギホールディングス	6,800	2,728.00	18,550,400	
薬王堂ホールディングス	600	1,856.00	1,113,600	
ダブルエー	200	1,217.00	243,400	
スクロール	2,000	1,034.00	2,068,000	
ヨンドシーホールディングス	1,200	1,818.00	2,181,600	
木曽路	2,000	2,157.00	4,314,000	
S R S ホールディングス	2,200	1,233.00	2,712,600	
千趣会	2,400	234.00	561,600	
リテールパートナーズ	2,000	1,215.00	2,430,000	
上新電機	1,300	2,169.00	2,819,700	
日本瓦斯	6,100	2,209.50	13,477,950	
ロイヤルホールディングス	2,300	2,360.00	5,428,000	
チヨダ	1,300	1,112.00	1,445,600	
ライフコーポレーション	1,400	3,585.00	5,019,000	
リンガーハット	1,700	2,250.00	3,825,000	
M r M a x H D	1,700	682.00	1,159,400	
A O K I ホールディングス	2,800	1,253.00	3,508,400	
オークワ	1,900	775.00	1,472,500	
コメリ	1,700	2,818.00	4,790,600	
青山商事	2,800	2,088.00	5,846,400	
しまむら	3,000	8,949.00	26,847,000	
高島屋	17,800	1,240.00	22,072,000	
松屋	2,200	1,027.00	2,259,400	
エイチ・ツー・オー リテイリング	6,200	2,268.00	14,061,600	
近鉄百貨店	600	2,109.00	1,265,400	
丸井グループ	8,400	2,582.50	21,693,000	
アクシアル リテイリング	3,600	951.00	3,423,600	
イオン	46,600	3,625.00	168,925,000	
イズミ	1,900	2,998.00	5,696,200	
平和堂	2,200	2,335.00	5,137,000	
フジ	2,000	2,021.00	4,042,000	
ヤオコー	1,500	9,075.00	13,612,500	
ゼビオホールディングス	1,800	1,228.00	2,210,400	
ケーズホールディングス	8,400	1,388.00	11,659,200	
シルバーライフ	400	798.00	319,200	
G e n k y D r u g S t o r e s	1,200	2,873.00	3,447,600	
ブックオフグループホールディングス	900	1,327.00	1,194,300	
ギフトホールディングス	600	3,750.00	2,250,000	
AINホールディングス	1,200	4,420.00	5,304,000	

G e n k i G l o b a l D i n i n g	700	3, 165. 00	2, 215, 500	
ヤマダホールディングス	39, 100	432. 90	16, 926, 390	
アークランズ	3, 900	1, 615. 00	6, 298, 500	
ニトリホールディングス	4, 600	15, 660. 00	72, 036, 000	
グルメ杵屋	1, 100	1, 081. 00	1, 189, 100	
ケーユーホールディングス	600	1, 105. 00	663, 000	
吉野家ホールディングス	4, 800	2, 915. 00	13, 992, 000	
松屋フーズホールディングス	600	5, 740. 00	3, 444, 000	
サガミホールディングス	2, 000	1, 769. 00	3, 538, 000	
王将フードサービス	2, 500	3, 010. 00	7, 525, 000	
ミニストップ	1, 000	1, 706. 00	1, 706, 000	
アーツ	2, 100	2, 686. 00	5, 640, 600	
バローホールディングス	2, 500	2, 226. 00	5, 565, 000	
ベルク	600	6, 350. 00	3, 810, 000	
大庄	700	1, 090. 00	763, 000	
ファーストリテイリング	7, 100	47, 530. 00	337, 463, 000	
サンドラッグ	4, 200	4, 300. 00	18, 060, 000	
サックスバー ホールディングス	1, 100	923. 00	1, 015, 300	
ベルーナ	3, 300	910. 00	3, 003, 000	
いよぎんホールディングス	15, 500	1, 590. 00	24, 645, 000	
しづおかフィナンシャルグループ	26, 100	1, 540. 00	40, 194, 000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	9, 800	1, 574. 00	15, 425, 200	
楽天銀行	5, 400	5, 860. 00	31, 644, 000	
京都フィナンシャルグループ	14, 900	2, 133. 50	31, 789, 150	
めぶきフィナンシャルグループ	58, 700	628. 10	36, 869, 470	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	1, 500	5, 160. 00	7, 740, 000	
九州フィナンシャルグループ	20, 800	750. 80	15, 616, 640	
ゆうちょ銀行	96, 600	1, 535. 50	148, 329, 300	
富山第一銀行	3, 900	1, 010. 00	3, 939, 000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	62, 300	913. 10	56, 886, 130	
西日本フィナンシャルホールディングス	7, 300	2, 033. 00	14, 840, 900	
三十三フィナンシャルグループ	1, 100	2, 357. 00	2, 592, 700	
第四北越フィナンシャルグループ	3, 800	2, 805. 00	10, 659, 000	
ひろぎんホールディングス	16, 700	1, 195. 00	19, 956, 500	
おきなわフィナンシャルグループ	1, 000	2, 526. 00	2, 526, 000	
十六フィナンシャルグループ	1, 600	4, 580. 00	7, 328, 000	
北國フィナンシャルホールディングス	1, 200	5, 340. 00	6, 408, 000	
プロクレアホールディングス	1, 400	1, 756. 00	2, 458, 400	
あいちフィナンシャルグループ	2, 200	2, 787. 00	6, 131, 400	
あおぞら銀行	8, 200	2, 194. 00	17, 990, 800	
三菱U F J フィナンシャル・グループ	752, 800	1, 972. 50	1, 484, 898, 000	
りそなホールディングス	144, 800	1, 244. 00	180, 131, 200	
三井住友トラストグループ	41, 800	3, 911. 00	163, 479, 800	
三井住友フィナンシャルグループ	244, 800	3, 917. 00	958, 881, 600	
千葉銀行	36, 200	1, 343. 50	48, 634, 700	
群馬銀行	20, 300	1, 051. 50	21, 345, 450	
武藏野銀行	1, 700	3, 190. 00	5, 423, 000	
千葉興業銀行	2, 400	1, 525. 00	3, 660, 000	

筑波銀行	5, 500	251. 00	1, 380, 500	
七十七銀行	3, 800	4, 484. 00	17, 039, 200	
秋田銀行	800	2, 260. 00	1, 808, 000	
山形銀行	1, 400	1, 418. 00	1, 985, 200	
岩手銀行	800	3, 130. 00	2, 504, 000	
東邦銀行	9, 700	316. 00	3, 065, 200	
ふくおかフィナンシャルグループ	10, 300	4, 011. 00	41, 313, 300	
スルガ銀行	7, 900	1, 329. 00	10, 499, 100	
八十二銀行	27, 800	977. 40	27, 171, 720	
山梨中央銀行	1, 400	2, 074. 00	2, 903, 600	
大垣共立銀行	2, 300	2, 226. 00	5, 119, 800	
福井銀行	1, 100	1, 869. 00	2, 055, 900	
清水銀行	500	1, 510. 00	755, 000	
滋賀銀行	1, 800	4, 800. 00	8, 640, 000	
南都銀行	1, 800	3, 570. 00	6, 426, 000	
百五銀行	11, 500	710. 00	8, 165, 000	
紀陽銀行	4, 100	2, 206. 00	9, 044, 600	
ほくほくフィナンシャルグループ	6, 600	2, 150. 00	14, 190, 000	
山陰合同銀行	7, 600	1, 259. 00	9, 568, 400	
百十四銀行	1, 200	3, 340. 00	4, 008, 000	
四国銀行	1, 800	1, 182. 00	2, 127, 600	
阿波銀行	1, 700	2, 769. 00	4, 707, 300	
大分銀行	700	3, 375. 00	2, 362, 500	
宮崎銀行	700	3, 295. 00	2, 306, 500	
佐賀銀行	700	2, 226. 00	1, 558, 200	
琉球銀行	2, 600	1, 150. 00	2, 990, 000	
セブン銀行	42, 400	301. 40	12, 779, 360	
みずほフィナンシャルグループ	158, 400	4, 360. 00	690, 624, 000	
山口フィナンシャルグループ	11, 600	1, 665. 00	19, 314, 000	
名古屋銀行	700	7, 480. 00	5, 236, 000	
北洋銀行	16, 000	508. 00	8, 128, 000	
愛媛銀行	1, 600	1, 103. 00	1, 764, 800	
京葉銀行	5, 000	826. 00	4, 130, 000	
栃木銀行	6, 300	302. 00	1, 902, 600	
北日本銀行	400	3, 520. 00	1, 408, 000	
東和銀行	2, 300	653. 00	1, 501, 900	
トモニホールディングス	11, 500	502. 00	5, 773, 000	
フィデアホールディングス	1, 300	1, 532. 00	1, 991, 600	
池田泉州ホールディングス	16, 900	417. 00	7, 047, 300	
F P G	4, 200	2, 458. 00	10, 323, 600	
ジャパンインベストメントアドバイザー	2, 000	1, 756. 00	3, 512, 000	
S B I ホールディングス	18, 900	4, 553. 00	86, 051, 700	
ジャフコ グループ	3, 600	2, 291. 00	8, 247, 600	
大和証券グループ本社	83, 800	1, 049. 50	87, 948, 100	
野村ホールディングス	197, 200	1, 004. 00	197, 988, 800	
岡三証券グループ	9, 300	614. 00	5, 710, 200	
丸三証券	4, 100	989. 00	4, 054, 900	
東洋証券	3, 200	576. 00	1, 843, 200	

東海東京フィナンシャル・ホールディングス	14,500	498.00	7,221,000	
水戸証券	3,600	550.00	1,980,000	
いちよし証券	2,300	775.00	1,782,500	
松井証券	8,100	802.00	6,496,200	
マネックスグループ	11,300	827.00	9,345,100	
極東証券	1,400	1,630.00	2,282,000	
岩井コスモホールディングス	1,400	2,534.00	3,547,600	
アイザワ証券グループ	1,800	1,802.00	3,243,600	
スパークス・グループ	1,400	1,565.00	2,191,000	
かんぽ生命保険	13,600	2,851.00	38,773,600	
F P パートナー	300	2,332.00	699,600	
S O M P O ホールディングス	57,300	4,272.00	244,785,600	
アニコム ホールディングス	4,100	537.00	2,201,700	
MS & AD インシュアランスグループホール	86,000	3,043.00	261,698,000	
第一生命ホールディングス	55,200	4,508.00	248,841,600	
東京海上ホールディングス	114,600	5,073.00	581,365,800	
T & D ホールディングス	31,500	3,159.00	99,508,500	
アドバンスクリエイト	900	565.00	508,500	
全国保証	3,100	5,464.00	16,938,400	
ジェイリース	600	1,315.00	789,000	
S B I アルヒ	1,200	841.00	1,009,200	
プレミアグループ	2,100	2,231.00	4,685,100	
ネットプロテクションズホールディングス	4,100	490.00	2,009,000	
クレディセゾン	7,500	3,585.00	26,887,500	
芙蓉総合リース	1,100	11,110.00	12,221,000	
みずほリース	8,900	1,022.00	9,095,800	
東京センチュリー	8,700	1,428.50	12,427,950	
日本証券金融	4,500	1,794.00	8,073,000	
アイフル	18,000	349.00	6,282,000	
リコーリース	1,100	5,250.00	5,775,000	
イオンファイナンシャルサービス	7,000	1,235.00	8,645,000	
アコム	28,100	389.20	10,936,520	
ジャックス	1,300	3,895.00	5,063,500	
オリエントコーポレーション	4,000	809.00	3,236,000	
オリックス	70,300	3,051.00	214,485,300	
三菱H C キャピタル	58,700	1,003.00	58,876,100	
日本取引所グループ	69,700	1,578.00	109,986,600	
イー・ギャランティ	2,000	1,755.00	3,510,000	
NECキャピタルソリューション	600	3,860.00	2,316,000	
r o b o t h o m e	3,400	179.00	608,600	
大東建託	4,000	15,590.00	62,360,000	
いちご	9,800	355.00	3,479,000	
日本駐車場開発	13,400	201.00	2,693,400	
スター・マイカ・ホールディングス	1,500	874.00	1,311,000	
S R E ホールディングス	500	3,190.00	1,595,000	
ヒューリック	27,300	1,348.50	36,814,050	
野村不動産ホールディングス	7,400	4,081.00	30,199,400	
三重交通グループホールディングス	2,700	517.00	1,395,900	

ディア・ライフ	2,100	1,057.00	2,219,700	
地主	900	2,119.00	1,907,100	
プレサンスコーポレーション	1,600	2,388.00	3,820,800	
JPMC	700	1,130.00	791,000	
フージャースホールディングス	1,900	1,084.00	2,059,600	
オープンハウスグループ	4,300	5,269.00	22,656,700	
東急不動産ホールディングス	35,100	965.40	33,885,540	
飯田グループホールディングス	11,400	2,229.50	25,416,300	
A and Dホールディングス	700	1,194.00	835,800	
シーアールイー	500	1,698.00	849,000	
ケイアイスター不動産	600	4,475.00	2,685,000	
グッドコムアセット	1,100	855.00	940,500	
ジェイ・エス・ビー	600	3,155.00	1,893,000	
ロードスターキャピタル	800	2,481.00	1,984,800	
霞ヶ関キャピタル	500	14,320.00	7,160,000	
パーク24	9,100	2,033.50	18,504,850	
パラカ	400	1,803.00	721,200	
宮越ホールディングス	500	1,205.00	602,500	
三井不動産	161,100	1,267.50	204,194,250	
三菱地所	66,800	2,158.00	144,154,400	
平和不動産	1,900	4,720.00	8,968,000	
東京建物	10,400	2,380.00	24,752,000	
京阪神ビルディング	1,900	1,471.00	2,794,900	
住友不動産	19,100	4,989.00	95,289,900	
テーオーシー	2,200	663.00	1,458,600	
レオパレス21	10,300	593.00	6,107,900	
スタートコーポレーション	1,800	4,000.00	7,200,000	
フジ住宅	1,500	725.00	1,087,500	
空港施設	1,700	597.00	1,014,900	
明和地所	700	1,047.00	732,900	
ゴールドクロスト	800	3,040.00	2,432,000	
エスリード	600	4,395.00	2,637,000	
日神グループホールディングス	2,000	534.00	1,068,000	
日本エスコン	2,300	1,022.00	2,350,600	
MIRARTHホールディングス	5,800	506.00	2,934,800	
イオンモール	7,200	1,921.50	13,834,800	
ランド	65,600	8.00	524,800	
カチタス	3,300	2,060.00	6,798,000	
トーセイ	2,000	2,416.00	4,832,000	
サンフロンティア不動産	1,800	1,950.00	3,510,000	
FJネクストホールディングス	1,300	1,161.00	1,509,300	
グランディハウス	700	587.00	410,900	
日本空港ビルディング	4,200	4,599.00	19,315,800	
LIFULL	3,100	168.00	520,800	
MIXI	2,300	3,540.00	8,142,000	
ジェイエイシリクルートメント	4,600	792.00	3,643,200	
日本M&Aセンターホールディングス	18,100	610.40	11,048,240	
メンバーズ	400	1,219.00	487,600	

U T グループ	1, 700	2, 308. 00	3, 923, 600	
アイティメディア	500	1, 674. 00	837, 000	
ケアネット	2, 600	731. 00	1, 900, 600	
E・J ホールディングス	700	1, 616. 00	1, 131, 200	
オープンアップグループ	3, 800	1, 840. 00	6, 992, 000	
コシダカホールディングス	3, 800	1, 083. 00	4, 115, 400	
パソナグループ	1, 500	2, 060. 00	3, 090, 000	
リンクアンドモチベーション	2, 900	570. 00	1, 653, 000	
エス・エム・エス	4, 500	1, 215. 00	5, 467, 500	
パーソルホールディングス	111, 100	228. 20	25, 353, 020	
クックパッド	3, 500	144. 00	504, 000	
学情	600	2, 069. 00	1, 241, 400	
スタジオアリス	600	2, 114. 00	1, 268, 400	
N J S	300	4, 610. 00	1, 383, 000	
綜合警備保障	20, 700	1, 051. 00	21, 755, 700	
カカクコム	8, 900	2, 317. 00	20, 621, 300	
アイロムグループ	500	2, 794. 00	1, 397, 000	
セントケア・ホールディング	900	747. 00	672, 300	
ルネサンス	1, 000	1, 047. 00	1, 047, 000	
ディップ	2, 000	2, 207. 00	4, 414, 000	
デジタルホールディングス	700	1, 497. 00	1, 047, 900	
新日本科学	1, 200	1, 572. 00	1, 886, 400	
エムスリー	24, 100	1, 951. 00	47, 019, 100	
ワールドホールディングス	600	2, 090. 00	1, 254, 000	
ディー・エヌ・エー	5, 000	3, 534. 00	17, 670, 000	
博報堂D Yホールディングス	14, 000	1, 053. 00	14, 742, 000	
ぐるなび	2, 400	342. 00	820, 800	
タカミヤ	1, 700	405. 00	688, 500	
ファンコミュニケーションズ	1, 800	402. 00	723, 600	
ライク	500	1, 422. 00	711, 000	
エスプール	3, 700	312. 00	1, 154, 400	
W D B ホールディングス	700	1, 795. 00	1, 256, 500	
アドウェイズ	1, 800	289. 00	520, 200	
バリューコマース	1, 100	838. 00	921, 800	
インフォマート	11, 900	413. 00	4, 914, 700	
J P ホールディングス	3, 300	534. 00	1, 762, 200	
C L ホールディングス	300	753. 00	225, 900	
プレステージ・インターナショナル	6, 000	710. 00	4, 260, 000	
プロトコーポレーション	1, 400	2, 170. 00	3, 038, 000	
アミューズ	800	1, 545. 00	1, 236, 000	
ドリームインキュベータ	400	4, 000. 00	1, 600, 000	
クイック	900	1, 893. 00	1, 703, 700	
電通グループ	13, 000	3, 065. 00	39, 845, 000	
テイクアンドギヴ・ニーズ	500	967. 00	483, 500	
ぴあ	400	3, 170. 00	1, 268, 000	
イオンファンタジー	500	2, 994. 00	1, 497, 000	
シーティーエス	1, 600	820. 00	1, 312, 000	
H. U. グループホールディングス	3, 700	2, 608. 00	9, 649, 600	

アルプス技研	1,200	2,502.00	3,002,400	
サニックス	2,300	237.00	545,100	
日本空調サービス	1,400	992.00	1,388,800	
オリエンタルランド	72,200	3,056.00	220,643,200	
ダスキン	2,600	3,670.00	9,542,000	
明光ネットワークジャパン	1,500	745.00	1,117,500	
ファルコホールディングス	600	2,341.00	1,404,600	
ラウンドワン	11,500	1,180.00	13,570,000	
リゾートトラスト	4,900	3,030.00	14,847,000	
ビー・エム・エル	1,600	2,843.00	4,548,800	
リソー教育	6,700	275.00	1,842,500	
早稲田アカデミー	700	2,000.00	1,400,000	
ユー・エス・エス	25,100	1,373.50	34,474,850	
東京個別指導学院	1,700	350.00	595,000	
サイバーエージェント	27,400	1,166.50	31,962,100	
楽天グループ	86,300	974.30	84,082,090	
クリーク・アンド・リバー社	600	1,765.00	1,059,000	
S B I グローバルアセットマネジメント	2,500	699.00	1,747,500	
ティー・オー・ダブリュー	2,500	311.00	777,500	
山田コンサルティンググループ	600	1,755.00	1,053,000	
セントラルスポーツ	500	2,419.00	1,209,500	
フルキャストホールディングス	1,200	1,618.00	1,941,600	
エン・ジャパン	2,100	1,679.00	3,525,900	
テクノプロ・ホールディングス	7,200	3,060.00	22,032,000	
アイ・アールジャパンホールディングス	700	742.00	519,400	
K e e P e r 技研	800	3,935.00	3,148,000	
G u n o s y	1,100	595.00	654,500	
イー・ガーディアン	600	1,935.00	1,161,000	
ジャパンマテリアル	3,900	1,510.00	5,889,000	
ベクトル	1,500	975.00	1,462,500	
チャーム・ケア・コーポレーション	1,100	1,280.00	1,408,000	
キャリアリンク	500	2,305.00	1,152,500	
I B J	1,000	693.00	693,000	
アサンテ	600	1,643.00	985,800	
バリューハー	1,100	1,436.00	1,579,600	
M&Aキャピタルパートナーズ	1,000	2,985.00	2,985,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	500	1,040.00	520,000	
シグマクシス・ホールディングス	3,400	968.00	3,291,200	
ウィルグループ	1,100	995.00	1,094,500	
メドピア	1,000	546.00	546,000	
リクルートホールディングス	95,600	9,875.00	944,050,000	
エラン	1,700	778.00	1,322,600	
日本郵政	137,100	1,591.00	218,126,100	
ベルシステム24ホールディングス	1,400	1,264.00	1,769,600	
鎌倉新書	1,100	505.00	555,500	
エアトリ	900	1,152.00	1,036,800	
アトラエ	900	763.00	686,700	
ストライク	600	3,205.00	1,923,000	

ソラスト	3,600	472.00	1,699,200	
セラク	400	1,787.00	714,800	
インソース	2,800	986.00	2,760,800	
ベイカレント	9,000	6,697.00	60,273,000	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	300	804.00	241,200	
アイモバイル	1,600	484.00	774,400	
M S - J a p a n	500	1,020.00	510,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディング	4,800	3,020.00	14,496,000	
エル・ティー・エス	100	2,092.00	209,200	
ミダックホールディングス	800	1,886.00	1,508,800	
キュービーネットホールディングス	700	1,024.00	716,800	
オープングループ	1,700	277.00	470,900	
マネジメントソリューションズ	500	1,978.00	989,000	
プロレド・パートナーズ	300	440.00	132,000	
フロンティア・マネジメント	300	660.00	198,000	
アンビスホールディングス	2,700	694.00	1,873,800	
カーブスホールディングス	3,600	672.00	2,419,200	
フォーラムエンジニアリング	1,300	1,075.00	1,397,500	
F a s t F i t n e s s J a p a n	500	1,526.00	763,000	
M a c b e e P l a n e t	400	3,300.00	1,320,000	
ダイレクトマーケティングミックス	1,300	294.00	382,200	
ポピinz	200	1,124.00	224,800	
L I T A L I C O	1,000	1,158.00	1,158,000	
リログループ	6,900	1,911.00	13,185,900	
東祥	900	679.00	611,100	
ビーウィズ	300	1,415.00	424,500	
サンウェルズ	500	792.00	396,000	
T R E ホールディングス	2,500	1,518.00	3,795,000	
人・夢・技術グループ	500	1,505.00	752,500	
N I S S O ホールディングス	1,100	784.00	862,400	
大栄環境	2,700	2,763.00	7,460,100	
G E N O V A	400	1,067.00	426,800	
日本管財ホールディングス	1,300	2,563.00	3,331,900	
M&A総研ホールディングス	1,300	1,470.00	1,911,000	
エイチ・アイ・エス	3,700	1,439.00	5,324,300	
ラックランド	600	1,860.00	1,116,000	
共立メンテナンス	3,800	3,022.00	11,483,600	
イチネンホールディングス	1,300	1,695.00	2,203,500	
建設技術研究所	1,400	2,411.00	3,375,400	
スペース	800	1,073.00	858,400	
燐ホールディングス	1,200	1,207.00	1,448,400	
スバル興業	400	3,355.00	1,342,000	
タナベコンサルティンググループ	300	1,282.00	384,600	
ナガワ	300	6,600.00	1,980,000	
東京都競馬	900	4,600.00	4,140,000	
カナモト	2,000	3,040.00	6,080,000	
ニシオホールディングス	1,000	4,235.00	4,235,000	
トランス・コスマス	1,400	3,125.00	4,375,000	

乃村工藝社	5,600	887.00	4,967,200	
藤田観光	500	9,620.00	4,810,000	
KNT-C Tホールディングス	800	1,148.00	918,400	
トーカイ	1,100	2,035.00	2,238,500	
セコム	24,900	5,106.00	127,139,400	
セントラル警備保障	700	2,964.00	2,074,800	
丹青社	2,500	878.00	2,195,000	
マイテックグループホールディングス	4,300	2,980.50	12,816,150	
応用地質	1,200	3,005.00	3,606,000	
船井総研ホールディングス	2,500	2,325.00	5,812,500	
学究社	500	2,037.00	1,018,500	
イオンディライト	1,400	4,500.00	6,300,000	
ナック	1,000	677.00	677,000	
ダイセキ	3,000	3,665.00	10,995,000	
ステップ	500	2,180.00	1,090,000	
合 計	22,534,100		46,483,053,660	

② 株式以外の有価証券

該当する事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「日本債券インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		4,363,507	399,300
コール・ローン		460,255,773	86,065,428
国債証券		88,095,172,800	54,907,278,050
地方債証券		5,628,682,707	3,916,387,145
特殊債券		6,341,628,960	3,702,298,440
社債券		5,208,525,700	3,601,302,900
未収利息		272,199,137	214,780,702
前払費用		6,298,399	3,605,608
流動資産合計		106,017,126,983	66,432,117,573
資産合計		106,017,126,983	66,432,117,573
負債の部			
流動負債			
未払解約金		5,672,928	24,173,885
未払利息		1,236	—
その他未払費用		1,073	—
流動負債合計		5,675,237	24,173,885
負債合計		5,675,237	24,173,885
純資産の部			
元本等			
元本	1	86,862,860,040	56,731,588,821
剰余金		19,148,591,706	9,676,354,867
剰余金又は欠損金（△）			
元本等合計		106,011,451,746	66,407,943,688
純資産合計		106,011,451,746	66,407,943,688
負債純資産合計		106,017,126,983	66,432,117,573

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月6日から、翌年3月5日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
-------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
1 期首元本額	139,970,293,356円	86,862,860,040円
期中追加設定元本額	11,204,124,907円	4,567,003,672円
期中一部解約元本額	64,311,558,223円	34,698,274,891円
元本の内訳		
ファンド名		
AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オープン（ステイブル）	1,256,992,275円	1,507,738,719円
日本債券インデックス・ファンド（年金1）<適格機関投資家限定>	3,923,162,539円	4,498,208,005円
バランスファンドVA30A<適格機関投資家限定>	8,076,021円	8,574,105円
バランスファンドVA30B<適格機関投資家限定>	115,223,071円	105,116,970円
バランスファンドVA40A<適格機関投資家限定>	558,080円	599,461円
バランスファンドVA40B<適格機関投資家限定>	4,456,764円	4,906,282円
バランスファンドVA50A<適格機関投資家限定>	13,727,068円	14,733,909円
バランスファンドVA50B<適格機関投資家限定>	12,147,684,211円	12,386,909,260円
バランスファンドVA50C<適格機関投資家限定>	6,911,762円	5,066,246円
バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	3,752,423,134円	3,094,183,704円
バランスファンドVA37.5A<適格機関投資家限定>	1,931,644,835円	1,904,317,718円

バランスファンドVA75A＜適格機関投資家限定＞	11, 592, 305円	11, 987, 467円
4資産バランス20VA＜適格機関投資家限定＞	997, 275, 984円	872, 427, 991円
4資産バランス40VA＜適格機関投資家限定＞	6, 359, 165, 654円	6, 291, 581, 398円
4資産バランス30VA＜適格機関投資家限定＞	1, 194, 013, 604円	1, 003, 766, 478円
バランスファンドVA35A＜適格機関投資家限定＞	4, 662, 335, 855円	4, 358, 326, 141円
バランスファンドVA40C＜適格機関投資家限定＞	139, 952, 553円	136, 576, 439円
日本債券インデックス・ファンドVA1＜適格機関投資家限定＞	75, 079, 747円	46, 457, 531円
グローバル4資産30VA＜適格機関投資家限定＞	56, 600, 225円	57, 949, 883円
グローバル4資産45VA＜適格機関投資家限定＞	42, 417, 053円	42, 356, 711円
日本債券インデックス・ファンドVA2＜適格機関投資家限定＞	27, 640, 735, 898円	一円
4資産バランス30VA2＜適格機関投資家限定＞	42, 663, 703円	39, 014, 561円
バランスファンドVA25B＜適格機関投資家限定＞	3, 139, 145, 159円	2, 927, 292, 134円
バランスファンドVA20A＜適格機関投資家限定＞	13, 146, 832円	10, 959, 024円
バランスファンドVA35B＜適格機関投資家限定＞	8, 229, 421円	2, 632, 853円
日本債券インデックス・ファンドVA3＜適格機関投資家限定＞	369, 819, 479円	325, 071, 229円
日本債券インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞	1, 538, 595, 538円	1, 332, 418, 908円
4資産インデックスバランスVA20＜適格機関投資家限定＞	2, 316, 325, 068円	2, 290, 714, 069円
世界分散ファンドVA25A＜適格機関投資家限定＞	8, 211, 332, 584円	7, 577, 346, 808円
4資産インデックスバランスVA50＜適格機関投資家限定＞	17, 009, 042円	27, 825, 765円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）年金＜適格機関投資家限定＞	359, 211, 553円	376, 650, 517円
債券マルチ・ファクター戦略ファンド（年金）＜適格機関投資家限定＞	1, 104, 776, 885円	745, 218, 563円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）＜適格機関投資家限定＞	346, 789, 222円	389, 984, 706円
ステート・ストリート日本債券インデックス・オープン	1, 666, 450, 167円	1, 133, 116, 081円
ステート・ストリート国内債券インデックス・オープン（隔月分配型）	811, 147円	3, 352, 126円

世界バランス 40VA <適格機関投資家限定>	17,510,761円	7,187,617円
世界バランス 60VA <適格機関投資家限定>	9,020,589円	9,776,286円
グローバルバランス 40VA <適格機関投資家限定>	1,022,412円	1,087,338円
グローバルバランス 40VA 2 <適格機関投資家限定>	3,274,354,492円	3,101,474,557円
グローバルバランス 40VA 3 <適格機関投資家限定>	51,465,436円	45,812,067円
グローバルバランス 50VA <適格機関投資家限定>	35,151,912円	32,869,194円
計	86,862,860,040円	56,731,588,821円
受益権の総数 2	86,862,860,040口	56,731,588,821口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次收益率及び対ベンチマーク超過收益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

	外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	
	(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(2)有価証券 売買目的有価証券 同左
	(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(3)デリバティブ取引 同左 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,250,918,900	△3,181,973,100
地方債証券	△27,420,630	△162,342,311
特殊債券	△57,083,034	△172,936,657
社債券	△431,800	△142,368,800
合計	△1,335,854,364	△3,659,620,868

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2204円 (12,204円)	1.1706円 (11,706円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
国債証券	第100回利付国債(20年)	200,000,000	207,900,000	
	第101回利付国債(20年)	100,000,000	104,549,000	
	第102回利付国債(20年)	200,000,000	209,654,000	
	第103回利付国債(20年)	200,000,000	209,008,000	
	第104回利付国債(20年)	150,000,000	155,787,000	
	第105回利付国債(20年)	100,000,000	104,033,000	
	第106回利付国債(20年)	200,000,000	208,758,000	
	第107回利付国債(20年)	100,000,000	104,189,000	
	第108回利付国債(20年)	100,000,000	103,451,000	
	第109回利付国債(20年)	200,000,000	207,086,000	
	第10回利付国債(40年)	150,000,000	101,325,000	
	第110回利付国債(20年)	200,000,000	208,692,000	
	第111回利付国債(20年)	200,000,000	209,820,000	
	第112回利付国債(20年)	200,000,000	208,992,000	
	第113回利付国債(20年)	200,000,000	209,310,000	
	第114回利付国債(20年)	300,000,000	314,472,000	
	第115回利付国債(20年)	400,000,000	421,132,000	
	第116回利付国債(20年)	200,000,000	211,078,000	
	第118回利付国債(20年)	300,000,000	314,214,000	
	第11回利付国債(40年)	90,000,000	57,946,500	
	第122回利付国債(20年)	500,000,000	519,075,000	
	第123回利付国債(20年)	300,000,000	316,776,000	
	第126回利付国債(20年)	300,000,000	315,462,000	
	第127回利付国債(20年)	200,000,000	209,168,000	
	第128回利付国債(20年)	300,000,000	314,007,000	
	第12回利付国債(30年)	100,000,000	106,420,000	
	第12回利付国債(40年)	200,000,000	112,804,000	
	第130回利付国債(20年)	400,000,000	416,664,000	
	第132回利付国債(20年)	400,000,000	414,188,000	
	第133回利付国債(20年)	300,000,000	312,639,000	
	第135回利付国債(20年)	300,000,000	310,692,000	
	第136回利付国債(20年)	250,000,000	257,275,000	
	第137回利付国債(20年)	200,000,000	207,012,000	
	第139回利付国債(20年)	200,000,000	205,594,000	
	第13回利付国債(30年)	100,000,000	105,543,000	
	第13回利付国債(40年)	460,000,000	254,324,800	
	第140回利付国債(20年)	300,000,000	310,311,000	
	第141回利付国債(20年)	100,000,000	103,392,000	
	第142回利付国債(20年)	100,000,000	104,144,000	
	第143回利付国債(20年)	100,000,000	102,566,000	
	第144回利付国債(20年)	100,000,000	101,796,000	
	第146回利付国債(20年)	220,000,000	226,965,200	
	第147回利付国債(20年)	100,000,000	102,213,000	
	第149回利付国債(20年)	130,000,000	131,342,900	
	第149回利付国債(5年)	350,000,000	345,877,000	
	第14回利付国債(30年)	100,000,000	108,883,000	
	第14回利付国債(40年)	210,000,000	123,433,800	
	第150回利付国債(5年)	400,000,000	394,376,000	
	第151回利付国債(20年)	100,000,000	97,933,000	
	第151回利付国債(5年)	900,000,000	885,222,000	
	第152回利付国債(5年)	300,000,000	295,653,000	
	第153回利付国債(5年)	300,000,000	294,318,000	
	第154回利付国債(20年)	340,000,000	330,384,800	

第155回利付国債（20年）	100,000,000	94,944,000	
第155回利付国債（5年）	100,000,000	98,399,000	
第156回利付国債（5年）	250,000,000	245,310,000	
第157回利付国債（20年）	400,000,000	344,320,000	
第157回利付国債（5年）	500,000,000	489,455,000	
第158回利付国債（20年）	370,000,000	328,474,900	
第158回利付国債（5年）	250,000,000	243,980,000	
第159回利付国債（20年）	100,000,000	89,476,000	
第15回利付国債（30年）	200,000,000	219,504,000	
第15回利付国債（40年）	100,000,000	64,668,000	
第160回利付国債（20年）	550,000,000	495,891,000	
第160回利付国債（5年）	400,000,000	390,576,000	
第161回利付国債（20年）	100,000,000	88,699,000	
第161回利付国債（5年）	200,000,000	195,934,000	
第162回利付国債（20年）	600,000,000	529,686,000	
第162回利付国債（5年）	150,000,000	146,574,000	
第163回利付国債（20年）	100,000,000	87,860,000	
第163回利付国債（5年）	150,000,000	147,093,000	
第164回利付国債（20年）	400,000,000	345,148,000	
第164回利付国債（5年）	150,000,000	145,602,000	
第165回利付国債（20年）	450,000,000	386,293,500	
第165回利付国債（5年）	100,000,000	97,437,000	
第166回利付国債（20年）	410,000,000	360,197,300	
第166回利付国債（5年）	200,000,000	195,612,000	
第167回利付国債（20年）	100,000,000	84,995,000	
第168回利付国債（20年）	400,000,000	333,372,000	
第168回利付国債（5年）	600,000,000	590,256,000	
第169回利付国債（20年）	370,000,000	301,971,800	
第169回利付国債（5年）	180,000,000	176,338,800	
第16回利付国債（30年）	200,000,000	219,600,000	
第16回利付国債（40年）	305,000,000	215,720,400	
第170回利付国債（20年）	420,000,000	340,754,400	
第171回利付国債（20年）	400,000,000	322,788,000	
第171回利付国債（5年）	20,000,000	19,462,000	
第172回利付国債（20年）	500,000,000	407,810,000	
第172回利付国債（5年）	20,000,000	19,548,800	
第173回利付国債（20年）	400,000,000	324,352,000	
第174回利付国債（20年）	500,000,000	403,060,000	
第174回利付国債（5年）	140,000,000	137,768,400	
第175回利付国債（20年）	480,000,000	391,324,800	
第176回利付国債（20年）	400,000,000	324,452,000	
第177回利付国債（20年）	120,000,000	95,139,600	
第178回利付国債（20年）	250,000,000	200,565,000	
第179回利付国債（20年）	120,000,000	95,769,600	
第17回利付国債（30年）	200,000,000	217,746,000	
第17回利付国債（40年）	410,000,000	377,113,900	
第181回利付国債（20年）	120,000,000	101,770,800	
第182回利付国債（20年）	100,000,000	87,385,000	
第183回利付国債（20年）	50,000,000	45,786,500	
第186回利付国債（20年）	10,000,000	9,235,100	
第188回利付国債（20年）	20,000,000	18,689,000	
第189回利付国債（20年）	70,000,000	68,593,700	
第18回利付国債（30年）	200,000,000	215,890,000	
第190回利付国債（20年）	160,000,000	153,980,800	
第19回利付国債（30年）	200,000,000	215,848,000	
第1回クライメート・トランジション利付国債（10年）	1,200,000,000	1,133,556,000	
第1回クライメート・トランジション利付国債（5年）	600,000,000	584,190,000	
第1回利付国債（30年）	300,000,000	323,283,000	
第1回利付国債（40年）	160,000,000	167,070,400	

第20回利付国債（30年）	100,000,000	109,831,000	
第21回利付国債（30年）	200,000,000	215,806,000	
第22回利付国債（30年）	200,000,000	219,722,000	
第23回利付国債（30年）	100,000,000	109,894,000	
第24回利付国債（30年）	120,000,000	131,836,800	
第25回利付国債（30年）	100,000,000	107,765,000	
第26回利付国債（30年）	150,000,000	163,132,500	
第27回利付国債（30年）	320,000,000	351,257,600	
第28回利付国債（30年）	300,000,000	329,013,000	
第29回利付国債（30年）	200,000,000	216,758,000	
第2回クライメート・トランジション利付国債（10年）	50,000,000	48,331,000	
第2回メキシコ合衆国円貨債券（2022）（SDG債）	100,000,000	98,485,000	
第2回利付国債（30年）	380,000,000	404,354,200	
第2回利付国債（40年）	300,000,000	301,422,000	
第30回利付国債（30年）	350,000,000	374,272,500	
第31回利付国債（30年）	100,000,000	105,410,000	
第32回利付国債（30年）	500,000,000	532,800,000	
第33回利付国債（30年）	400,000,000	408,736,000	
第342回利付国債（10年）	100,000,000	99,408,000	
第343回利付国債（10年）	400,000,000	396,768,000	
第344回利付国債（10年）	700,000,000	692,790,000	
第345回利付国債（10年）	200,000,000	197,530,000	
第346回利付国債（10年）	800,000,000	788,408,000	
第347回利付国債（10年）	750,000,000	737,415,000	
第348回利付国債（10年）	400,000,000	392,332,000	
第349回利付国債（10年）	500,000,000	489,240,000	
第34回利付国債（30年）	350,000,000	366,082,500	
第350回利付国債（10年）	600,000,000	585,552,000	
第351回利付国債（10年）	500,000,000	486,610,000	
第353回利付国債（10年）	100,000,000	96,682,000	
第354回利付国債（10年）	250,000,000	240,955,000	
第355回利付国債（10年）	100,000,000	96,048,000	
第356回利付国債（10年）	50,000,000	47,872,500	
第358回利付国債（10年）	100,000,000	95,171,000	
第359回利付国債（10年）	150,000,000	142,345,500	
第35回利付国債（30年）	220,000,000	223,194,400	
第360回利付国債（10年）	700,000,000	662,340,000	
第361回利付国債（10年）	1,400,000,000	1,320,788,000	
第362回利付国債（10年）	450,000,000	423,171,000	
第363回利付国債（10年）	990,000,000	927,877,500	
第364回利付国債（10年）	620,000,000	579,123,400	
第365回利付国債（10年）	290,000,000	269,952,300	
第366回利付国債（10年）	360,000,000	336,304,800	
第367回利付国債（10年）	400,000,000	372,060,000	
第368回利付国債（10年）	280,000,000	259,378,000	
第369回利付国債（10年）	190,000,000	179,519,600	
第36回利付国債（30年）	180,000,000	181,967,400	
第370回利付国債（10年）	100,000,000	94,154,000	
第371回利付国債（10年）	100,000,000	93,028,000	
第373回利付国債（10年）	10,000,000	9,393,600	
第374回利付国債（10年）	60,000,000	57,170,400	
第375回利付国債（10年）	130,000,000	126,834,500	
第376回利付国債（10年）	10,000,000	9,553,500	
第377回利付国債（10年）	40,000,000	39,173,200	
第37回利付国債（30年）	100,000,000	99,215,000	
第38回利付国債（30年）	100,000,000	97,409,000	
第39回利付国債（30年）	180,000,000	177,823,800	
第3回利付国債（30年）	100,000,000	106,156,000	
第3回利付国債（40年）	250,000,000	249,595,000	

第4 0回利付国債（30年）	150,000,000	145,443,000	
第4 1回利付国債（30年）	100,000,000	95,245,000	
第4 2回利付国債（30年）	80,000,000	76,004,000	
第4 3回利付国債（30年）	140,000,000	132,757,800	
第4 4回利付国債（30年）	50,000,000	47,323,500	
第4 5 6回利付国債（2年）	100,000,000	99,606,000	
第4 5 7回利付国債（2年）	510,000,000	507,720,300	
第4 5 9回利付国債（2年）	40,000,000	39,797,600	
第4 5回利付国債（30年）	120,000,000	109,460,400	
第4 6 1回利付国債（2年）	10,000,000	9,961,400	
第4 6 2回利付国債（2年）	20,000,000	19,911,200	
第4 8回利付国債（30年）	300,000,000	266,379,000	
第4 9回利付国債（30年）	120,000,000	106,212,000	
第4回利付国債（40年）	250,000,000	247,740,000	
第5 0回利付国債（30年）	350,000,000	273,346,500	
第5 1回利付国債（30年）	250,000,000	173,012,500	
第5 2回利付国債（30年）	100,000,000	72,219,000	
第5 3回利付国債（30年）	100,000,000	73,584,000	
第5 4回利付国債（30年）	100,000,000	76,746,000	
第5 5回利付国債（30年）	100,000,000	76,407,000	
第5 6回利付国債（30年）	150,000,000	114,103,500	
第5 7回利付国債（30年）	100,000,000	75,733,000	
第5 8回利付国債（30年）	480,000,000	362,184,000	
第5 9回利付国債（30年）	300,000,000	219,948,000	
第5回利付国債（30年）	100,000,000	106,455,000	
第5回利付国債（40年）	130,000,000	122,877,300	
第6 0回利付国債（30年）	100,000,000	76,663,000	
第6 1回利付国債（30年）	120,000,000	87,224,400	
第6 2回利付国債（30年）	250,000,000	171,757,500	
第6 3回利付国債（30年）	250,000,000	166,185,000	
第6 4回利付国債（30年）	210,000,000	138,845,700	
第6 5回利付国債（30年）	310,000,000	203,868,400	
第6 6回利付国債（30年）	290,000,000	189,422,200	
第6 7回利付国債（30年）	200,000,000	137,448,000	
第6 8回利付国債（30年）	200,000,000	136,662,000	
第6 9回利付国債（30年）	200,000,000	139,878,000	
第6回利付国債（30年）	180,000,000	194,571,000	
第6回利付国債（40年）	150,000,000	137,881,500	
第7 0回利付国債（30年）	360,000,000	250,592,400	
第7 1回利付国債（30年）	200,000,000	138,554,000	
第7 2回利付国債（30年）	280,000,000	193,046,000	
第7 3回利付国債（30年）	220,000,000	150,955,200	
第7 4回利付国債（30年）	220,000,000	163,550,200	
第7 5回利付国債（30年）	100,000,000	80,127,000	
第7 6回利付国債（30年）	100,000,000	81,977,000	
第7 7回利付国債（30年）	160,000,000	137,382,400	
第7 8回利付国債（30年）	160,000,000	130,536,000	
第7 9回利付国債（30年）	50,000,000	38,612,500	
第7回利付国債（30年）	300,000,000	322,953,000	
第8 0回利付国債（30年）	120,000,000	107,340,000	
第8 1回利付国債（30年）	90,000,000	76,621,500	
第8 2回利付国債（30年）	50,000,000	44,595,000	
第8 3回利付国債（30年）	45,000,000	43,904,250	
第8 4回利付国債（30年）	70,000,000	66,771,600	
第8 5回利付国債（20年）	200,000,000	203,092,000	
第8 8回利付国債（20年）	400,000,000	408,352,000	
第8 9回利付国債（20年）	250,000,000	254,892,500	
第8回利付国債（30年）	100,000,000	104,143,000	
第8回利付国債（40年）	100,000,000	80,153,000	
第9 0回利付国債（20年）	300,000,000	306,783,000	
第9 1回利付国債（20年）	300,000,000	307,251,000	

第9 2回利付国債（20年）	340,000,000	348,115,800	
第9 3回利付国債（20年）	300,000,000	307,344,000	
第9 4回利付国債（20年）	300,000,000	307,956,000	
第9 5回利付国債（20年）	150,000,000	155,067,000	
第9 6回利付国債（20年）	100,000,000	102,921,000	
第9 7回利付国債（20年）	150,000,000	155,127,000	
第9 8回利付国債（20年）	100,000,000	103,166,000	
第9 9回利付国債（20年）	200,000,000	206,844,000	
第9回利付国債（30年）	100,000,000	101,177,000	
第9回利付国債（40年）	100,000,000	57,402,000	
国債証券 小計		54,907,278,050	
地方債証券	令和2年度第3回長崎県公募公債（10年）	12,400,000	11,727,052
	令和2年度第9回静岡県公募公債	100,000,000	94,206,000
	令和6年度第2回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	93,967,000
	平成24年度第12回愛知県公募公債（30年）	10,000,000	10,095,700
	平成25年度第10回京都府公募公債（15年）	100,000,000	100,280,000
	平成26年度第4回福岡県公募公債（20年）	100,000,000	97,216,000
	平成27年度第12回愛知県公募公債（15年）	100,000,000	97,611,000
	平成27年度第13回北海道公募公債	100,000,000	99,839,000
	平成27年度第1回岡山県公募公債（10年）	100,000,000	99,712,000
	平成28年度第1回広島県公募公債	100,000,000	99,097,000
	平成28年度第6回福岡県公募公債	100,000,000	98,710,000
	平成29年度第1回秋田県公募公債	45,900,000	44,787,843
	平成29年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	98,286,000
	平成30年度第18回北海道公募公債	20,000,000	19,246,400
	平成30年度第1回熊本市公募公債	100,000,000	97,004,000
	平成30年度第6回広島市公募公債	45,000,000	43,310,700
	第10回千葉県公募公債（20年）	100,000,000	103,458,000
	第11回静岡県公募公債（20年）	50,000,000	51,754,500
	第12回埼玉県公募公債（30年）	100,000,000	65,454,000
	第12回東京都公募公債（20年）	100,000,000	103,428,000
	第13回千葉県公募公債（20年）	100,000,000	102,681,000
	第13回大阪市公募公債（20年）	50,000,000	52,304,000
	第14回川崎市公募公債（20年）	100,000,000	103,475,000
	第157回共同発行市場公募地方債	100,000,000	99,180,000
	第15回千葉県公募公債（20年・定時償還）	85,000,000	75,929,650
	第160回福岡北九州高速道路債券	100,000,000	79,541,000
	第181回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,402,000
	第184回共同発行市場公募地方債	100,000,000	97,106,000
	第188回共同発行市場公募地方債	30,000,000	29,104,800
	第18回神奈川県公募公債（20年）	50,000,000	51,828,500
	第209回共同発行市場公募地方債	100,000,000	94,331,000
	第211回共同発行市場公募地方債	100,000,000	94,113,000
	第24回千葉県公募公債	100,000,000	85,757,000
	第24回群馬県公募公債（10年）	100,000,000	92,779,000
	第26回東京都公募公債（20年）	100,000,000	103,051,000
	第27回神奈川県公募公債（20年）	100,000,000	99,065,000
	第2回兵庫県公募公債（30年）	100,000,000	105,994,000
	第2回名古屋市公募公債（15年）	100,000,000	98,824,000
	第2回横浜市公募公債（30年）	100,000,000	108,663,000
	第3回兵庫県公募公債（15年）	100,000,000	100,974,000
	第3回神奈川県公募公債（30年）	100,000,000	109,987,000
	第469回大阪府公募公債（10年）	100,000,000	93,265,000

第479回大阪府公募公債（10年）	4,000,000	3,722,000	
第5回大阪市公募公債（20年）	100,000,000	104,976,000	
第6回京都市公募公債（20年）	100,000,000	103,591,000	
第6回札幌市公募公債（20年）	100,000,000	104,645,000	
第800回東京都公募公債	100,000,000	94,908,000	
地方債証券 小計		3,916,387,145	
特殊債券			
F181回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,338,000	
い第855号商工債	100,000,000	98,634,000	
第106回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	54,089,000	49,929,015	
第110回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	60,273,000	54,721,253	
第114回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	96,996,000	
第115回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	62,724,000	57,233,768	
第118回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	85,579,000	
第125回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	64,846,000	58,717,404	
第12回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,183,000	
第132回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	66,646,000	59,912,088	
第133回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	67,946,000	61,133,054	
第135回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	68,450,000	61,315,456	
第138回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	69,202,000	62,497,710	
第13回公営企業債券（20年）	10,000,000	10,055,500	
第157回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	99,989,000	
第168回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	81,578,000	72,101,083	
第171回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,852,000	
第172回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	98,364,000	
第173回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,271,000	73,888,812	
第191回都市再生債券	100,000,000	78,902,000	
第192回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,550,000	83,867,157	
第22回公営企業債券（20年）	100,000,000	103,090,000	
第237回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	94,994,000	
第23回国際協力銀行債券	100,000,000	101,139,000	
第23回日本高速道路保有・債務返済機構債券	20,000,000	20,664,200	
第25回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	13,165,000	13,430,011	
第26回日本高速道路保有・債務返済機構債券	10,000,000	10,965,200	
第28回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,359,000	15,628,857	
第29回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,515,000	16,830,271	
第31回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,443,000	16,724,833	
第32回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,995,000	16,218,770	

第3 3 1回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	86,687,000		
第3 4 2回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	13,000,000	12,674,870		
第3 6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	15,475,000	15,746,276		
第3 7 8回信金中金債（5年）	100,000,000	98,969,000		
第3 8回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,764,000	17,968,996		
第3 9回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17,083,000	17,243,067		
第3回貸付債権担保T種住宅金融支援機構債券	25,022,000	24,564,597		
第4 0 4回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	62,232,000		
第4 2回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,597,000	20,703,486		
第4 3回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	20,204,000	20,437,760		
第4 5回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	16,060,000	16,337,195		
第4回公営企業債券（30年）	100,000,000	112,179,000		
第5 3回政府保証日本政策金融公庫債券	62,000,000	60,258,420		
第5 5回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,140,000	22,223,467		
第5回国際協力機構債券	100,000,000	103,505,000		
第6 0回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,851,000	22,841,174		
第6 4回西日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人）	100,000,000	98,625,000		
第6 6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	28,665,000	28,188,874		
第6 8回地方公共団体金融機関債券（20年）	100,000,000	84,229,000		
第6 9回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	31,345,000	30,983,905		
第7 0回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,007,000	26,794,184		
第7 1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	25,548,000	25,147,662		
第7 6回政府保証地方公共団体金融機関債券	100,000,000	99,953,000		
第7 8回株式会社日本政策投資銀行無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	98,435,000		
第7 9回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	27,039,000	26,562,302		
第8 1回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	29,949,000	29,355,111		
第8 4回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	102,442,000		
第8 5回中日本高速道路株式会社社債（一般担保付、独立行政法人）	100,000,000	99,609,000		
第8回公営企業債券（30年）	10,000,000	10,815,200		
第9 0回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,360,000		
第9 6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	46,781,000	44,238,452		
第9回新関西国際空港株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	100,094,000		
特殊債券 小計		3,702,298,440		
社債券	第1 1回東急株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	92,827,000	

第122回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同	100,000,000	64,208,000	
第13回東京地下鉄株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	101,491,000	
第14回クレディ・アグリコル・エス・エ一円貨社債（2017）	100,000,000	98,032,000	
第14回ソフトバンク株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約）	100,000,000	98,365,000	
第15回東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債（社債間）	100,000,000	93,117,000	
第18回イオンモール株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約）	100,000,000	82,715,000	
第21回キリンホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定）	100,000,000	98,258,000	
第21回三井住友信託銀行株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	98,445,000	
第26回トヨタ自動車株式会社無担保社債（社債間限定同等特約付）	100,000,000	99,097,000	
第26回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	93,389,000	
第298回四国電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	78,199,000	
第30回フランス相互信用連合銀行（B F CM）円貨社債（201	100,000,000	98,407,000	
第30回大和ハウス工業株式会社無担保社債（特定社債間限定同順	100,000,000	98,421,000	
第31回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	97,448,000	
第31回株式会社光通信無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	81,339,000	
第32回ANAホールディングス株式会社無担保社債（社債間限定）	100,000,000	84,553,000	
第350回北海道電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	83,479,000	
第36回フランス相互信用連合銀行（B F CM）円貨社債（202	100,000,000	95,639,000	
第3回NTTファイナンス株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	93,619,000	
第3回韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空円貨社債（2023）	100,000,000	99,464,000	
第426回中国電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	93,945,000	
第44回相鉄ホールディングス株式会社無担保社債（相模鉄道株式	100,000,000	98,178,000	
第45回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債（社債間限定同順位）	100,000,000	104,245,000	
第45回東邦瓦斯株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	92,007,000	
第4回東京地下鉄株式会社社債（一般担保付）	10,000,000	10,189,900	
第510回関西電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	98,446,000	
第519回九州電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	84,435,000	
第52回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債（社債間限定同順位特	100,000,000	63,950,000	
第540回東北電力株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	98,291,000	
第545回中部電力株式会社社債（一般担保付）（グリーンボンド）	100,000,000	92,749,000	
第58回電源開発株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	82,813,000	

第5・9回日本電気株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	98,303,000	
第6・5回三菱地所株式会社無担保社債（担保提供制限等財務上特約付）	100,000,000	103,146,000	
第6・7回三菱U F J リース株式会社無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	96,005,000	
第6・7回東京瓦斯株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	65,281,000	
第6回東京電力パワーグリッド株式会社社債（一般担保付）	100,000,000	98,979,000	
第7・3回株式会社ホンダファイナンス無担保社債（社債間限定同順位）	100,000,000	98,289,000	
第8・3回三井不動産株式会社無担保社債（社債間限定同順位特約付）	100,000,000	93,490,000	
第8回ビー・エヌ・ピー・パリバ円貨社債（2023）	100,000,000	98,049,000	
社債券 小計		3,601,302,900	
合 計	70,287,882,000	66,127,266,535	

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		4,074,092,376	5,338,860,471
金銭信託		26,232,609	14,036,911
コール・ローン		3,389,694,041	4,313,000,957
株式		256,434,914,393	310,749,633,353
投資証券		5,042,834,702	5,595,221,897
派生商品評価勘定		354,474,253	225,785,668
未収入金		47,900,186	84,968,988
未収配当金		227,801,729	256,346,942
未収利息		—	50,355
差入委託証拠金		785,510,593	1,568,221,530
流動資産合計		270,383,454,882	328,146,127,072
資産合計		270,383,454,882	328,146,127,072
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		488,957	13,764,581
未払解約金		96,116,060	33,589,100
未払利息		9,107	—
その他未払費用		1,977	—
流動負債合計		96,616,101	47,353,681
負債合計		96,616,101	47,353,681
純資産の部			
元本等			
元本	1	43,017,386,757	42,690,497,118
剰余金		227,269,452,024	285,408,276,273
剰余金又は欠損金（△）			
元本等合計		270,286,838,781	328,098,773,391
純資産合計		270,286,838,781	328,098,773,391
負債純資産合計		270,383,454,882	328,146,127,072

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月1日から、翌年11月30日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p> <p>3 収益及び費用の計上基準</p> <p>4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> <p>受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
---	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
1 期首元本額	45,434,848,844円	43,017,386,757円
期中追加設定元本額	3,084,782,535円	3,270,926,198円
期中一部解約元本額	5,502,244,622円	3,597,815,837円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン	4,902,195,317円	4,597,093,504円
ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン	6,134,045,367円	5,936,290,999円
ステート・ストリートDCグローバル株式インデックス・オープン	91,383,905円	85,777,817円
AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オープン（ステイブル）	41,989,511円	41,989,511円
外国株式インデックス・ファンドVA1（適格機関投資家専用）	55,523,463円	53,947,604円
外国株式インデックス・ファンドVA2（適格機関投資家専用）	18,104,991円	13,896,586円
バランスファンドVA30A＜適格機関投資家限定＞	341,926円	266,548円
バランスファンドVA30B＜適格機関投資家限定＞	10,336,078円	6,989,062円
バランスファンドVA40A＜適格機関投資家限定＞	37,742円	31,514円
バランスファンドVA40B＜適格機関投資家限定＞	621,187円	512,753円
バランスファンドVA50A＜適格機関投資家限定＞	1,328,585円	1,116,636円
バランスファンドVA50B＜適格機関投資家限定＞	2,511,960,322円	1,904,838,916円
バランスファンドVA50C＜適格機関投資家限定＞	620,494円	343,596円
バランスファンドVA25A＜適格機関投資家限定＞	185,717,110円	117,471,970円
バランスファンドVA37.5A＜適格機関投資家限定＞	231,542,261円	170,188,872円
バランスファンドVA75A＜適格機関投資家限定＞	19,047,532円	15,477,889円
4資産バランス20VA＜適格機関投資家限定＞	49,514,428円	33,041,514円
4資産バランス40VA＜適格機関投資家限定＞	864,100,268円	642,464,541円
4資産バランス30VA＜適格機関投資家限定＞	101,927,155円	65,166,647円
バランスファンドVA35A＜適格機関投資家限定＞	403,907,553円	284,194,333円
バランスファンドVA40C＜適格機関投資家限定＞	18,507,195円	14,059,658円

グローバル4資産30VA＜適格機関投資家限定＞	11,498,815円	8,845,183円
グローバル4資産45VA＜適格機関投資家限定＞	17,608,078円	13,179,640円
4資産バランス30VA2＜適格機関投資家限定＞	5,554,045円	3,947,752円
バランスファンドVA25B＜適格機関投資家限定＞	83,717,311円	58,476,012円
バランスファンドVA20A＜適格機関投資家限定＞	215,623円	133,332円
バランスファンドVA35B＜適格機関投資家限定＞	345,441円	83,229円
外国株式インデックス・ファンドVA3＜適格機関投資家限定＞	196,460,408円	131,959,865円
4資産インデックスバランスVA20＜適格機関投資家限定＞	79,457,078円	58,532,279円
4資産インデックスバランスVA50＜適格機関投資家限定＞	15,616,424円	21,773,927円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）年金＜適格機関投資家限定＞	14,610,590円	13,409,659円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）＜適格機関投資家限定＞	13,520,577円	12,033,654円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン	255,901,784円	237,120,437円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	1,384,925,665円	1,005,938,891円
全世界株式インデックス・ファンド	2,565,952,981円	3,095,905,845円
ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープン	170,851円	2,818,056円
ステート・ストリート全世界株式インデックス・オープン	143,854円	2,268,847円
世界バランス40VA＜適格機関投資家限定＞	4,285,653円	1,336,804円
世界バランス60VA＜適格機関投資家限定＞	6,102,896円	4,990,883円
グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	248,375円	202,263円
グローバルバランス40VA2＜適格機関投資家限定＞	499,346,335円	354,962,066円
グローバルバランス40VA3＜適格機関投資家限定＞	12,380,747円	8,516,683円
グローバルバランス50VA＜適格機関投資家限定＞	9,558,261円	6,816,365円
ワールドエクイティ・ファンドVL＜適格機関投資家限定＞	22,197,012,575円	23,662,084,976円
計	43,017,386,757円	42,690,497,118円
2 受益権の総数	43,017,386,757口	42,690,497,118口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、株価指数先物取引、為替予約取引があり、株価指数先物取引はファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、効率的な運用に資する目的として、また為替予約取引は保有外貨建資産の売却代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払い目的に関連して利用しております。これらは、それぞれの取引種類により、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。</p> <p>運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。</p>
--	--

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額</p>	<p>貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。</p>	<p>同左</p>
<p>2 金融商品の時価の算定方法</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p>

	<p>る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。</p>	(3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	21,952,060,112	9,001,534,725
投資証券	201,047,894	△312,931,337
合計	22,153,108,006	8,688,603,388

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位:円)

区分	種類	(2024年2月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 MINI S&P 500 S&P 60 SPI 200 FTSE100INDEX FSMI INDEX EURO STOXX 50			
		6,349,933,038	—	6,605,112,536
		337,107,604	—	343,255,333
		294,308,361	—	298,872,672
		346,046,077	—	349,962,696
		228,275,005	—	231,410,412
		888,871,182	—	920,568,980
合計		8,444,541,267	—	8,749,182,629
				304,641,362

(単位：円)

区分	種類	(2025年2月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建			
	MINI S&P 500	8,954,979,037	—	9,034,717,633
	S&P 60	418,786,829	—	425,249,645
	SPI 200	359,166,713	—	362,161,988
	FTSE100INDEX	507,472,058	—	528,272,800
	FSMI INDEX	253,790,941	—	277,187,783
	EURO STOXX 50	938,257,416	—	1,025,303,048
合計		11,432,452,994	—	11,652,892,897
				220,439,903

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(2025年2月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建			
	アメリカ・ドル	2,750,611,725	—	2,791,189,213
	カナダ・ドル	111,925,995	—	113,335,974
	オーストラリア・ドル	67,359,632	—	68,600,210
	イギリス・ポンド	151,059,015	—	152,942,823
	ユーロ	332,447,279	—	336,971,445
	売建			
	アメリカ・ドル	11,996,800	—	12,028,536
	カナダ・ドル	7,749,000	—	7,777,959
	ユーロ	43,405,200	—	43,636,590
合計		3,476,554,646	—	3,526,482,750
				49,343,934

(単位：円)

区分	種類	(2025年2月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	3,663,236,664	—	3,649,490,451 △13,746,213
	カナダ・ドル	132,155,625	—	132,547,375 391,750
	オーストラリア・ドル	73,909,836	—	74,673,144 763,308
	イギリス・ポンド	129,376,104	—	130,956,273 1,580,169
	ユーロ	358,612,569	—	361,100,119 2,487,550
	売建			
	アメリカ・ドル	36,241,200	—	36,250,104 △8,904
	オーストラリア・ドル	18,323,324	—	18,202,338 120,986
	ユーロ	20,472,920	—	20,480,382 △7,462
合計		4,432,328,242	—	4,423,700,186 △8,418,816

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
 4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	6,2832円 (62,832円)	7,6855円 (76,855円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ド ル	APA CORPORATION	11,100	23.59	261,849.00	
	BAKER HUGHES COMPANY	29,949	46.89	1,404,308.61	
	CHENIERE ENERGY INC	6,811	218.81	1,490,314.91	
	CHEVRON CORPORATION	52,095	157.23	8,190,896.85	
	CONOCOPHILLIPS	39,452	99.57	3,928,235.64	
	COTERRA ENERGY INC	22,400	28.69	642,656.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	19,000	37.57	713,830.00	
	DIAMONDBACK ENERGY	5,700	160.26	913,482.00	
	EOG RESOURCES INC	17,106	134.53	2,301,270.18	
	EQT CORP	16,800	54.24	911,232.00	
	EXPAND ENERGY CORPORATION	6,100	107.45	655,445.00	
	EXXON MOBIL CORPORATION	133,338	110.30	14,707,181.40	
	HALLIBURTON CO	26,614	26.74	711,658.36	
	HESS CORP	8,300	149.27	1,238,941.00	
	HF SINCLAIR CORP	4,900	37.86	185,514.00	
	KINDER MORGAN INC	59,472	26.89	1,599,202.08	
	MARATHON PETROLEUM CORP	10,030	156.64	1,571,099.20	
	OCCIDENTAL PETROLEUM	19,024	50.99	970,033.76	
	ONEOK INC NEW	18,600	99.20	1,845,120.00	
	OVINTIV INC	8,000	45.41	363,280.00	
	PHILLIPS 66	12,583	129.96	1,635,286.68	
	SCHLUMBERGER LTD	42,962	42.18	1,812,137.16	
	TARGA RESOURCES CORP	6,300	210.29	1,324,827.00	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	580	1,404.87	814,824.60	
	VALERO ENERGY CORP	9,603	137.15	1,317,051.45	
	WILLIAMS COS	36,641	58.27	2,135,071.07	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS	6,647	317.05	2,107,431.35	
	ALBEMARLE CORP	3,500	83.67	292,845.00	
	AMCOR PLC	21,100	10.20	215,220.00	
	AVERY DENNISON CORP	2,457	182.98	449,581.86	
	BALL CORPORATION	9,104	49.04	446,460.16	
	CELANESE CORPORATION	3,372	54.91	185,156.52	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	5,400	83.81	452,574.00	
	CORTEVA INC	20,768	63.64	1,321,675.52	
	CROWN HOLDINGS INC	3,700	88.36	326,932.00	
	DOW INC	21,135	38.92	822,574.20	
	DUPONT DE NEMOURS INC	12,569	82.42	1,035,936.98	
	EASTMAN CHEMICAL CO	3,555	101.26	359,979.30	
	ECOLAB INC	7,726	266.24	2,056,970.24	
	FREEPORT MCMORAN INC	43,266	38.57	1,668,769.62	
	INT'L FLAVORS FRAGRANCES	7,639	81.99	626,321.61	
	INT'L PAPER CO	14,990	57.15	856,678.50	
	LINDE PLC	14,314	462.07	6,614,069.98	
	LYONDELLBASELL INDU CL A	7,745	77.50	600,237.50	

MARTIN MARIETTA MATERIALS	1, 830	520. 95	953, 338. 50	
MOSAIC CO/THE	9, 801	27. 13	265, 901. 13	
NEWMONT CORPORATION	22, 247	47. 41	1, 054, 730. 27	
NUCOR CORP	7, 171	139. 77	1, 002, 290. 67	
PACKAGING CORP OF AMERICA	2, 700	212. 31	573, 237. 00	
PPG INDUSTRIES	6, 947	116. 79	811, 340. 13	
RELIANCE INC	1, 700	293. 62	499, 154. 00	
RPM INTERNATIONAL INC	3, 900	123. 03	479, 817. 00	
SHERWIN-WILLIAMS CO	7, 189	351. 85	2, 529, 449. 65	
SMURFIT WESTROCK PLC	7, 625	55. 32	421, 815. 00	
STEEL DYNAMICS INC	4, 400	136. 76	601, 744. 00	
VULCAN MATERIALS CO	3, 956	264. 97	1, 048, 221. 32	
WESTLAKE CORP	1, 100	113. 59	124, 949. 00	
3M CO	16, 582	150. 20	2, 490, 616. 40	
AECOM	4, 000	101. 00	404, 000. 00	
AERCAP HOLDINGS NV	5, 800	105. 44	611, 552. 00	
ALLEGION PLC W/I	2, 600	126. 58	329, 108. 00	
AMETEK INC	7, 000	188. 86	1, 322, 020. 00	
AXON ENTERPRISE INC	2, 150	593. 42	1, 275, 853. 00	
BOEING CO	21, 870	186. 15	4, 071, 100. 50	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	3, 500	144. 79	506, 765. 00	
CARLISLE COS INC	1, 400	350. 65	490, 910. 00	
CARRIER GLOBAL CORP	24, 356	65. 98	1, 607, 008. 88	
CATERPILLAR	14, 571	353. 00	5, 143, 563. 00	
CNH INDUSTRIAL NV	26, 016	13. 46	350, 175. 36	
CUMMINS ENGINE CO	4, 112	386. 07	1, 587, 519. 84	
DEERE & CO	7, 795	509. 27	3, 969, 759. 65	
DOVER CORP	4, 114	204. 88	842, 876. 32	
EATON CORP PLC	11, 961	309. 43	3, 701, 092. 23	
EMCOR GROUP INC	1, 400	434. 85	608, 790. 00	
EMERSON ELECTRIC CO	17, 249	124. 43	2, 146, 293. 07	
FASTENAL CO	17, 200	75. 57	1, 299, 804. 00	
FORTIVE CORPORATION	10, 434	82. 98	865, 813. 32	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	3, 800	66. 98	254, 524. 00	
GE AEROSPACE	32, 500	210. 50	6, 841, 250. 00	
GE VERNONA INC	8, 225	375. 20	3, 086, 020. 00	
GENERAL DYNAMICS CORP	7, 060	244. 18	1, 723, 910. 80	
GRACO INC	5, 100	87. 19	444, 669. 00	
GRAINGER (WW)	1, 317	1, 021. 04	1, 344, 709. 68	
HEICO CORP	1, 300	222. 33	289, 029. 00	
HEICO CORP-CLASS A	2, 300	179. 16	412, 068. 00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	19, 517	210. 81	4, 114, 378. 77	
HOWMET AEROSPACE INC	11, 629	139. 39	1, 620, 966. 31	
HUBBELL INC	1, 600	392. 38	627, 808. 00	
HUNTINGTON Ingalls IND	1, 200	173. 77	208, 524. 00	
IDEX CORP	2, 300	198. 65	456, 895. 00	
ILLINOIS TOOL WORKS	8, 918	264. 10	2, 355, 243. 80	
INGERSOLL-RAND INC	12, 027	85. 69	1, 030, 593. 63	

JARDINE MATHESON HLDGS LTD	4, 700	40. 85	191, 995. 00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	20, 124	90. 45	1, 820, 215. 80	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	5, 670	194. 65	1, 103, 665. 50	
LENNOX INTERNATIONAL	960	651. 16	625, 113. 60	
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	6, 438	432. 95	2, 787, 332. 10	
MASCO CORP	6, 690	76. 66	512, 855. 40	
NORDSON CORP	1, 600	217. 73	348, 368. 00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	4, 140	433. 45	1, 794, 483. 00	
OTIS WORLDWIDE CORP	11, 978	98. 30	1, 177, 437. 40	
OWENS CORNING	2, 600	174. 13	452, 738. 00	
PACCAR INC	15, 659	107. 21	1, 678, 801. 39	
PARKER HANNIFIN CORP	3, 868	701. 55	2, 713, 595. 40	
PENTAIR PLC	5, 034	96. 17	484, 119. 78	
QUANTA SERVICES INC	4, 400	292. 07	1, 285, 108. 00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	3, 422	299. 34	1, 024, 341. 48	
RTX CORP	39, 963	125. 41	5, 011, 759. 83	
SMITH (A. O.) CORP	3, 700	67. 36	249, 232. 00	
SNAP-ON	1, 604	342. 34	549, 113. 36	
STANLEY BLACK & DECKER INC	4, 660	88. 29	411, 431. 40	
TEXTRON	5, 652	72. 60	410, 335. 20	
TORO CO	3, 100	82. 83	256, 773. 00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	6, 731	370. 55	2, 494, 172. 05	
TRANSDIGM GROUP INC	1, 680	1, 342. 45	2, 255, 316. 00	
UNITED RENTALS INC	1, 986	709. 31	1, 408, 689. 66	
VERTIV HOLDINGS CO	10, 700	107. 84	1, 153, 888. 00	
WABTEC CORPORATION	5, 306	193. 32	1, 025, 755. 92	
WATSCO INC	1, 000	511. 67	511, 670. 00	
XYLEM INC	7, 254	130. 26	944, 906. 04	
AUTOMATIC DATA PROCESS	12, 263	313. 22	3, 841, 016. 86	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	3, 900	117. 80	459, 420. 00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	3, 500	238. 93	836, 255. 00	
CINTAS CORP	10, 896	208. 14	2, 267, 893. 44	
COPART INC	25, 900	59. 74	1, 547, 266. 00	
DAYFORCE INC	4, 800	68. 27	327, 696. 00	
EQUIFAX INC	3, 703	243. 24	900, 717. 72	
JACOBS SOLUTIONS INC	3, 700	130. 40	482, 480. 00	
LEIDOS HOLDINGS INC	3, 900	131. 50	512, 850. 00	
PAYCHEX INC	9, 651	150. 04	1, 448, 036. 04	
PAYCOM SOFTWARE INC	1, 600	216. 17	345, 872. 00	
REPUBLIC SERVICES INC	6, 602	229. 66	1, 516, 215. 32	
ROLLINS	8, 825	50. 76	447, 957. 00	
SS&C TECHNOLOGIES HLDGS	6, 800	89. 12	606, 016. 00	
TRANSUNION	5, 900	96. 37	568, 583. 00	
VERALTO CORP	7, 389	97. 68	721, 757. 52	
VERISK ANALYTICS INC	4, 300	295. 86	1, 272, 198. 00	
WASTE CONNECTIONS INC	7, 763	187. 82	1, 458, 046. 66	
WASTE MANAGEMENT (NEW)	12, 020	228. 52	2, 746, 810. 40	

C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	3, 400	99. 02	336, 668. 00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	6, 616	78. 31	518, 098. 96	
CSX CORP	58, 215	32. 41	1, 886, 748. 15	
DELTA AIR LINES INC	4, 900	65. 04	318, 696. 00	
EXPEDITORS INTL WASH INC	4, 284	116. 27	498, 100. 68	
FEDEX CORP	6, 940	266. 87	1, 852, 077. 80	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	62, 800	5. 34	335, 352. 00	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	2, 457	169. 25	415, 847. 25	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	4, 900	52. 87	259, 063. 00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	6, 769	249. 05	1, 685, 819. 45	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	5, 800	205. 11	1, 189, 638. 00	
SOUTHWEST AIRLINES CO	4, 310	30. 20	130, 162. 00	
UBER TECHNOLOGIES INC	56, 600	81. 16	4, 593, 656. 00	
U-HAUL HOLDING CO	2, 900	66. 50	192, 850. 00	
UNION PACIFIC CORP	18, 266	247. 06	4, 512, 797. 96	
UNITED PARCEL SERVICE -CL B	21, 897	115. 00	2, 518, 155. 00	
APTIV PLC	8, 012	66. 66	534, 079. 92	
FORD MOTOR COMPANY	118, 025	9. 34	1, 102, 353. 50	
GENERAL MOTORS CO	33, 699	47. 80	1, 610, 812. 20	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	21, 700	13. 93	302, 281. 00	
TESLA INC	86, 300	360. 56	31, 116, 328. 00	
DECKERS OUTDOOR CORP	4, 620	152. 55	704, 781. 00	
DR HORTON INC	8, 766	126. 83	1, 111, 791. 78	
GARMIN LTD	4, 600	241. 93	1, 112, 878. 00	
LENNAR CORP-CL A	7, 212	120. 94	872, 219. 28	
LULULEMON ATHLETICA INC	3, 400	367. 22	1, 248, 548. 00	
NIKE B	35, 704	76. 78	2, 741, 353. 12	
NVR INC	92	7, 176. 91	660, 275. 72	
PULTE GROUP INC	6, 263	104. 86	656, 738. 18	
AIRBNB INC-CLASS A	13, 200	157. 98	2, 085, 336. 00	
BOOKING HOLDINGS INC	1, 003	5, 110. 60	5, 125, 931. 80	
CARNIVAL CORP	30, 466	26. 09	794, 857. 94	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	41, 350	53. 80	2, 224, 630. 00	
DARDEN RESTAURANTS	3, 519	196. 85	692, 715. 15	
DOMINO'S PIZZA INC	1, 050	475. 35	499, 117. 50	
DOORDASH INC - A	9, 200	213. 24	1, 961, 808. 00	
DRAFTKINGS INC-CL A	13, 100	50. 78	665, 218. 00	
EXPEDIA GROUP INC	3, 827	206. 52	790, 352. 04	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	7, 417	269. 51	1, 998, 955. 67	
HYATT HOTELS CORP - CL A	1, 400	146. 89	205, 646. 00	
LAS VEGAS SANDS CORP	11, 000	44. 04	484, 440. 00	
MARRIOTT INT'L A	7, 144	287. 56	2, 054, 328. 64	
MCDONALD'S CORP	21, 528	301. 94	6, 500, 164. 32	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	7, 100	38. 34	272, 214. 00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	7, 400	264. 01	1, 953, 674. 00	
STARBUCKS CORP	33, 952	112. 49	3, 819, 260. 48	
WYNN RESORTS LTD	3, 000	92. 26	276, 780. 00	

YUM! BRANDS INC	8, 458	148. 29	1, 254, 236. 82	
ALPHABET INC-CL A	175, 840	185. 27	32, 577, 876. 80	
ALPHABET INC-CL C	150, 820	187. 13	28, 222, 946. 60	
CHARTER COMMUNICATION-A	2, 825	361. 58	1, 021, 463. 50	
COMCAST CORP-CL A	115, 912	36. 48	4, 228, 469. 76	
DISCOVERY INC-W/T	68, 653	10. 89	747, 631. 17	
DISNEY (WALT) CO NEW	54, 464	111. 35	6, 064, 566. 40	
ELECTRONIC ARTS	7, 624	129. 34	986, 088. 16	
FOX CORP	4, 338	53. 61	232, 560. 18	
FOX CORPORATION-CLASS A	6, 669	57. 46	383, 200. 74	
INTERPUBLIC GROUP OF COS	11, 539	27. 55	317, 899. 45	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	6, 300	98. 29	619, 227. 00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	4, 800	153. 67	737, 616. 00	
MATCH GROUP INC	7, 394	34. 47	254, 871. 18	
META PLATFORMS INC-A	65, 582	703. 77	46, 154, 644. 14	
NETFLIX INC	12, 877	1, 043. 33	13, 434, 960. 41	
NEWS CORP - CLASS A	11, 256	30. 49	343, 195. 44	
OMNICOM GROUP	5, 888	83. 68	492, 707. 84	
PINTEREST INC- CLASS A	17, 800	38. 69	688, 682. 00	
ROBLOX CORP -CLASS A	14, 100	63. 64	897, 324. 00	
ROKU INC	3, 800	92. 41	351, 158. 00	
SEA LTD-ADR	11, 100	136. 22	1, 512, 042. 00	
SNAP INC - A	30, 400	10. 78	327, 712. 00	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	4, 600	642. 73	2, 956, 558. 00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	5, 300	215. 18	1, 140, 454. 00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	13, 400	76. 75	1, 028, 450. 00	
AMAZON COM INC	283, 460	226. 63	64, 240, 539. 80	
AUTOZONE INC	511	3, 396. 46	1, 735, 591. 06	
BEST BUY COMPANY INC	6, 186	91. 10	563, 544. 60	
BURLINGTON STORES INC	1, 900	242. 10	459, 990. 00	
CARMAX INC	4, 650	87. 44	406, 596. 00	
CARVANA CO	3, 400	281. 82	958, 188. 00	
DICK' S SPORTING GOODS INC	1, 800	230. 96	415, 728. 00	
EBAY INC	14, 722	69. 32	1, 020, 529. 04	
GENUINE PARTS CO	4, 200	122. 07	512, 694. 00	
GLOBAL-E ONLINE LTD	2, 700	50. 90	137, 430. 00	
HOME DEPOT	29, 839	395. 43	11, 799, 235. 77	
LKQ CORP	7, 965	39. 40	313, 821. 00	
LOWE' S COMPANIES	17, 006	246. 68	4, 195, 040. 08	
MERCADOLIBRE	1, 370	2, 075. 79	2, 843, 832. 30	
O' REILLY AUTOMOTIVE INC	1, 738	1, 295. 80	2, 252, 100. 40	
POOL CORP	1, 100	340. 87	374, 957. 00	
ROSS STORES INC	10, 012	139. 73	1, 398, 976. 76	
TJX COMPANIES INC	33, 922	123. 42	4, 186, 653. 24	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	16, 220	57. 86	938, 489. 20	
ULTA BEAUTY INC	1, 456	359. 96	524, 101. 76	
WILLIAMS-SONOMA INC	3, 900	213. 65	833, 235. 00	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	11, 300	20. 53	231, 989. 00	
COSTCO WHOLESALE CORP	13, 297	1, 062. 54	14, 128, 594. 38	

DOLLAR GENERAL CORP	6, 509	75. 63	492, 275. 67	
DOLLAR TREE INC	6, 203	75. 62	469, 070. 86	
KROGER CO	20, 592	65. 45	1, 347, 746. 40	
SYSCO CORP	14, 903	70. 69	1, 053, 493. 07	
TARGET CORP	13, 905	130. 75	1, 818, 078. 75	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	21, 729	10. 79	234, 455. 91	
WALMART INC	132, 648	104. 00	13, 795, 392. 00	
ALTRIA GROUP INC	51, 232	53. 34	2, 732, 714. 88	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND	14, 384	46. 04	662, 239. 36	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	5, 480	31. 00	169, 880. 00	
BUNGE GLOBAL SA	4, 375	70. 18	307, 037. 50	
COCA-COLA CO	123, 107	70. 07	8, 626, 107. 49	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	1, 500	86. 85	130, 275. 00	
CONAGRA BRANDS INC	14, 527	24. 29	352, 860. 83	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	4, 916	172. 42	847, 616. 72	
GENERAL MILLS	16, 761	57. 99	971, 970. 39	
HORMEL FOODS CORP	9, 000	28. 56	257, 040. 00	
JM SMUCKER CO	3, 188	103. 02	328, 427. 76	
KELLOGG CO	8, 287	82. 41	682, 931. 67	
KEURIG DR PEPPER INC	34, 700	32. 78	1, 137, 466. 00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	4, 300	57. 17	245, 831. 00	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	7, 598	78. 66	597, 658. 68	
MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY-B	5, 700	60. 14	342, 798. 00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	40, 061	61. 93	2, 480, 977. 73	
MONSTER BEVERAGE CORP	22, 080	51. 69	1, 141, 315. 20	
PEPSICO INC	41, 136	145. 81	5, 998, 040. 16	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC-W/I	46, 751	149. 80	7, 003, 299. 80	
THE CAMPBELLS COMPANY	5, 710	38. 64	220, 634. 40	
THE HERSHEY COMPANY	4, 400	163. 90	721, 160. 00	
THE KRAFT HEINZ CO/THE	27, 155	29. 79	808, 947. 45	
TYSON FOODS INC-CL A	8, 626	57. 60	496, 857. 60	
CHURCH & DWIGHT CO INC	7, 400	104. 36	772, 264. 00	
CLOROX CO	3, 683	151. 09	556, 464. 47	
COLGATE-PALMOLIVE CO	23, 262	87. 42	2, 033, 564. 04	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	6, 913	71. 40	493, 588. 20	
KENVUE INC	57, 148	22. 27	1, 272, 685. 96	
KIMBERLY-CLARK CORP	10, 057	137. 93	1, 387, 162. 01	
PROCTER & GAMBLE CO	70, 539	166. 49	11, 744, 038. 11	
ABBOTT LABORATORIES	52, 177	132. 13	6, 894, 147. 01	
ALIGN TECHNOLOGY	2, 100	201. 79	423, 759. 00	
BAXTER INTERNATIONAL	15, 243	30. 82	469, 789. 26	
BECTON DICKINSON	8, 709	227. 56	1, 981, 820. 04	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	44, 248	105. 67	4, 675, 686. 16	
CARDINAL HEALTH INC	7, 271	126. 75	921, 599. 25	
CENCORA INC	5, 342	245. 42	1, 311, 033. 64	
CENTENE CORP	16, 022	57. 66	923, 828. 52	

COOPER COS INC/THE	6, 024	86. 46	520, 835. 04	
CVS HEALTH CORPORATION	37, 621	66. 40	2, 498, 034. 40	
DAVITA INC	1, 400	154. 96	216, 944. 00	
DEXCOM INC	12, 000	89. 68	1, 076, 160. 00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	18, 000	74. 67	1, 344, 060. 00	
ELEVANCE HEALTH INC	6, 995	391. 71	2, 740, 011. 45	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	13, 666	92. 52	1, 264, 378. 32	
HCA HEALTHCARE INC	5, 833	320. 56	1, 869, 826. 48	
HENRY SCHEIN INC	3, 900	77. 83	303, 537. 00	
HOLOGIC INC	7, 016	64. 20	450, 427. 20	
HUMANA	3, 649	265. 52	968, 882. 48	
IDEXX LABORATORIES	2, 460	450. 99	1, 109, 435. 40	
INSULET CORP	2, 100	283. 68	595, 728. 00	
INTUITIVE SURGICAL INC COM NEW	10, 664	608. 48	6, 488, 830. 72	
LABCORP HOLDINGS INC	2, 544	247. 82	630, 454. 08	
MCKESSON CORP	3, 898	602. 74	2, 349, 480. 52	
MEDTRONIC PLC	38, 605	87. 00	3, 358, 635. 00	
MOLINA HEALTHCARE INC	1, 800	286. 79	516, 222. 00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	3, 346	171. 75	574, 675. 50	
RESMED INC	4, 433	234. 51	1, 039, 582. 83	
SOLVENTUM CORP	4, 395	73. 98	325, 142. 10	
STERIS PLC	3, 000	221. 39	664, 170. 00	
STRYKER CORP	10, 267	388. 52	3, 988, 934. 84	
TELEFLEX	1, 400	174. 82	244, 748. 00	
THE CIGNA GROUP	8, 428	297. 23	2, 505, 054. 44	
UNITED HEALTH GROUP INC	27, 691	511. 04	14, 151, 208. 64	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	1, 820	183. 42	333, 824. 40	
VEEVA SYSTEMS A	4, 600	229. 19	1, 054, 274. 00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	6, 231	103. 34	643, 911. 54	
ABBVIE INC	52, 957	197. 35	10, 451, 063. 95	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	8, 720	137. 15	1, 195, 948. 00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	3, 800	250. 51	951, 938. 00	
AMGEN INC	16, 114	294. 27	4, 741, 866. 78	
AVANTOR INC	20, 200	17. 68	357, 136. 00	
BIOGEN INC	4, 401	136. 68	601, 528. 68	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	5, 621	65. 61	368, 793. 81	
BIO-RAD LABORATORIES-A	600	283. 73	170, 238. 00	
BIO-TECHNE CORP	4, 800	65. 80	315, 840. 00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	60, 776	54. 98	3, 341, 464. 48	
CHARLES RIVER LABORATORIES	1, 500	165. 00	247, 500. 00	
DANAHER CORP	19, 469	204. 98	3, 990, 755. 62	
ELI LILLY AND COMPANY	24, 239	867. 05	21, 016, 424. 95	
EXACT SCIENCES CORP	5, 400	50. 48	272, 592. 00	
GILEAD SCIENCES INC	37, 510	107. 65	4, 037, 951. 50	
ILLUMINA INC	4, 700	103. 00	484, 100. 00	
INCYTE CORP	5, 008	70. 16	351, 361. 28	
IQVIA HOLDINGS INC	5, 432	196. 51	1, 067, 442. 32	
JOHNSON & JOHNSON	72, 266	157. 89	11, 410, 078. 74	

MERCK & CO	76, 160	85. 60	6, 519, 296. 00	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL	647	1, 302. 93	842, 995. 71	
MODERNA INC	9, 800	35. 90	351, 820. 00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	3, 000	114. 26	342, 780. 00	
PFIZER	170, 488	25. 89	4, 413, 934. 32	
REGENERON PHARMACEUTICALS	3, 257	685. 66	2, 233, 194. 62	
REVVITY INC	3, 700	115. 01	425, 537. 00	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	11, 400	32. 59	371, 526. 00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	10, 200	17. 16	175, 032. 00	
THERMO ELECTRON CORP	11, 481	530. 86	6, 094, 803. 66	
UNITED THERAPEUTICS CORP	1, 300	380. 78	495, 014. 00	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	7, 710	471. 76	3, 637, 269. 60	
VIATRIS INC	35, 471	10. 93	387, 698. 03	
WATERS CORPORATION	1, 777	377. 97	671, 652. 69	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	2, 150	202. 49	435, 353. 50	
ZOETIS INC	13, 595	156. 64	2, 129, 520. 80	
BANK OF AMERICA CORP	209, 587	46. 01	9, 643, 097. 87	
CITIGROUP INC	57, 251	83. 94	4, 805, 648. 94	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	13, 500	47. 39	639, 765. 00	
FIFTH THIRD BANCORP	20, 620	44. 35	914, 497. 00	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	300	2, 156. 78	647, 034. 00	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	43, 615	16. 83	734, 040. 45	
JPMORGAN CHASE & CO	85, 390	279. 25	23, 845, 157. 50	
KEYCORP	27, 891	18. 03	502, 874. 73	
M & T BANK CORP	4, 991	199. 23	994, 356. 93	
PNC BANK CORP	11, 987	194. 21	2, 327, 995. 27	
REGIONS FINANCIAL CORP	27, 645	24. 52	677, 855. 40	
TRUIST FINANCIAL CORPORATION	40, 238	47. 53	1, 912, 512. 14	
US BANCORP	46, 935	47. 12	2, 211, 577. 20	
WELLS FARGO COMPANY	102, 097	80. 35	8, 203, 493. 95	
ALLY FINANCIAL INC.	8, 175	39. 10	319, 642. 50	
AMERICAN EXPRESS	17, 115	309. 92	5, 304, 280. 80	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	2, 946	549. 44	1, 618, 650. 24	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	11, 966	160. 27	1, 917, 790. 82	
ARES MANAGEMENT CORP - A	5, 600	186. 74	1, 045, 744. 00	
BANK NEW YORK MELLO CORP	22, 157	88. 31	1, 956, 684. 67	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	39, 734	483. 77	19, 222, 117. 18	
BLACKROCK FUNDING INC/DE	4, 440	986. 34	4, 379, 349. 60	
BLACKSTONE INC	21, 500	166. 85	3, 587, 275. 00	
BLOCK INC-A	14, 300	83. 89	1, 199, 627. 00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	11, 499	209. 82	2, 412, 720. 18	
CARLYLE GROUP INC/THE	7, 000	52. 51	367, 570. 00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	3, 100	210. 25	651, 775. 00	
CME GROUP INC	10, 789	250. 75	2, 705, 341. 75	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	5, 800	258. 67	1, 500, 286. 00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	8, 200	33. 55	275, 110. 00	
CORPAY INC	1, 981	378. 26	749, 333. 06	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	7, 532	203. 25	1, 530, 879. 00	
EQUITABLE HOLDINGS INC	9, 500	55. 68	528, 960. 00	

FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1, 150	466. 18	536, 107. 00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	16, 396	69. 42	1, 138, 210. 32	
FISERV INC	17, 302	236. 34	4, 089, 154. 68	
FRANKLIN RESOURCES INC	9, 205	20. 88	192, 200. 40	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	1, 600	121. 36	194, 176. 00	
GLOBAL PAYMENTS INC	7, 678	106. 56	818, 167. 68	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	9, 474	668. 15	6, 330, 053. 10	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	17, 225	166. 96	2, 875, 886. 00	
JACK HENRY & ASSOCIATES, INC.	2, 200	167. 36	368, 192. 00	
KKR & CO INC	18, 700	138. 47	2, 589, 389. 00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	2, 200	383. 33	843, 326. 00	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	1, 100	191. 54	210, 694. 00	
MASTERCARD INC-CLASS A	24, 754	568. 50	14, 072, 649. 00	
MOODY'S CORPORATION	4, 949	519. 27	2, 569, 867. 23	
MORGAN STANLEY	36, 399	140. 69	5, 120, 975. 31	
MSCI INC	2, 380	574. 73	1, 367, 857. 40	
NASDAQ INC	12, 920	82. 59	1, 067, 062. 80	
NORTHERN TRUST CORP	6, 105	113. 75	694, 443. 75	
PAYPAL HOLDINGS INC	29, 122	78. 36	2, 281, 999. 92	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	5, 872	159. 58	937, 053. 76	
ROBINHOOD MARKETS INC - A	15, 700	59. 23	929, 911. 00	
S&P GLOBAL INC	9, 612	542. 70	5, 216, 432. 40	
SCHWAB (CHARLES) CORP	51, 635	82. 01	4, 234, 586. 35	
SEI INVESTMENTS CO COM	3, 300	82. 84	273, 372. 00	
STATE STREET CORP	8, 831	99. 81	881, 422. 11	
SYNCHRONY FINANCIAL	11, 815	65. 59	774, 945. 85	
T ROWE PRICE GROUP INC	6, 693	108. 36	725, 253. 48	
TOAST INC-CLASS A	11, 800	39. 98	471, 764. 00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	3, 500	129. 57	453, 495. 00	
VISA INC-CLASS A SHARES	50, 095	355. 23	17, 795, 246. 85	
AFLAC	16, 010	104. 51	1, 673, 205. 10	
ALLSTATE CORP	7, 928	191. 60	1, 519, 004. 80	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2, 100	121. 90	255, 990. 00	
AMERICAN INT'L GROUP	19, 317	75. 28	1, 454, 183. 76	
AON PLC	5, 834	394. 87	2, 303, 671. 58	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	11, 250	88. 69	997, 762. 50	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	7, 500	327. 33	2, 454, 975. 00	
ASSURANT INC	1, 600	200. 14	320, 224. 00	
BROWN & BROWN INC	7, 200	112. 31	808, 632. 00	
CHUBB LTD	11, 484	266. 44	3, 059, 796. 96	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	4, 637	136. 43	632, 625. 91	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	800	389. 07	311, 256. 00	
EVEREST GROUP LTD	1, 300	336. 29	437, 177. 00	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	7, 902	58. 41	461, 555. 82	
HARTFORD FINANCIAL SVCS	8, 809	112. 94	994, 888. 46	
LOEWS CORP	5, 705	83. 25	474, 941. 25	

MARKEL GROUP INC	395	1,856.96	733,499.20	
MARSH & MCLENNAN COS	14,775	231.13	3,414,945.75	
METLIFE INC	17,871	83.07	1,484,543.97	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	6,986	86.19	602,123.34	
PROGRESSIVE CORP	17,589	269.62	4,742,346.18	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	10,735	111.66	1,198,670.10	
TRAVELERS COS INC/THE ST. PAUL TRAVELERS	6,834	242.35	1,656,219.90	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	3,028	325.63	986,007.64	
WR BERKLEY CORP	9,333	60.80	567,446.40	
ACCENTURE PLC-CL A	18,747	390.22	7,315,454.34	
ADOBE INC	13,238	456.99	6,049,633.62	
AKAMAI TECHNOLOGIES	4,472	100.26	448,362.72	
ANSYS INC	2,600	336.74	875,524.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	6,200	494.17	3,063,854.00	
ASPEN TECHNOLOGY INC	900	264.59	238,131.00	
ATLASSIAN CORP-CL A	4,800	303.72	1,457,856.00	
AUTODESK INC	6,437	299.06	1,925,049.22	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	4,700	47.44	222,968.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	8,200	274.04	2,247,128.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	2,603	223.08	580,677.24	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	8,900	160.59	1,429,251.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	14,955	88.43	1,322,470.65	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	7,000	450.14	3,150,980.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	1,300	409.17	531,921.00	
DATADOG INC - CLASS A	8,400	128.85	1,082,340.00	
DOCUSIGN INC	6,200	86.73	537,726.00	
DYNATRACE INC	8,500	61.64	523,940.00	
EPAM SYSTEMS INC	1,700	258.11	438,787.00	
FAIR ISAAC CORP	740	1,755.26	1,298,892.40	
FORTINET INC	19,500	114.57	2,234,115.00	
GARTNER INC	2,300	516.01	1,186,823.00	
GEN DIGITAL INC	16,600	27.50	456,500.00	
GODADDY INC-CLASS A	4,200	176.55	741,510.00	
HUBSPOT INC	1,440	770.95	1,110,168.00	
IBM CORP	27,661	264.32	7,311,355.52	
INTUIT CORP	8,406	582.19	4,893,889.14	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	1,800	183.21	329,778.00	
MICROSOFT CORP	211,932	414.77	87,903,035.64	
MICROSTRATEGY INC-CL A	5,500	318.67	1,752,685.00	
MONDAY.COM LTD	1,077	308.27	332,006.79	
MONGODB INC	2,200	295.00	649,000.00	
NUTANIX INC - A	7,600	72.07	547,732.00	
OKTA INC	4,800	96.98	465,504.00	
ORACLE CORP	49,859	181.52	9,050,405.68	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	60,900	112.06	6,824,454.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	19,440	205.19	3,988,893.60	
PTC INC	3,600	169.92	611,712.00	

ROPER TECHNOLOGIES INC	3, 200	577. 04	1, 846, 528. 00	
SALESFORCE INC	28, 727	324. 53	9, 322, 773. 31	
SAMSARA INC-CL A	6, 100	58. 83	358, 863. 00	
SERVICENOW INC	6, 164	987. 14	6, 084, 730. 96	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	9, 000	186. 56	1, 679, 040. 00	
SYNOPSYS INC	4, 605	500. 98	2, 307, 012. 90	
TWILIO INC - A	4, 600	121. 23	557, 658. 00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	1, 300	644. 68	838, 084. 00	
VERISIGN INC	2, 599	231. 73	602, 266. 27	
WIX. COM LTD	1, 600	217. 00	347, 200. 00	
WORKDAY INC CLASS A	6, 372	261. 10	1, 663, 729. 20	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	7, 500	85. 17	638, 775. 00	
ZSCALER INC	2, 700	214. 67	579, 609. 00	
AMPHENOL CORP-CL A	36, 100	69. 81	2, 520, 141. 00	
APPLE INC	456, 268	244. 87	111, 726, 345. 16	
ARISTA NETWORKS INC	32, 000	103. 92	3, 325, 440. 00	
CDW CORP/DE	4, 000	194. 50	778, 000. 00	
CISCO SYSTEMS	119, 782	64. 84	7, 766, 664. 88	
CORNING	24, 428	52. 67	1, 286, 622. 76	
DELL TECHNOLOGIES INC-C	9, 477	120. 96	1, 146, 337. 92	
F5 INC	1, 800	310. 08	558, 144. 00	
HEWLETT-PACKARD CO	29, 203	34. 68	1, 012, 760. 04	
HP ENTERPRISE CO	39, 076	21. 85	853, 810. 60	
JABIL INC	3, 400	169. 09	574, 906. 00	
JUNIPER NETWORKS INC	9, 508	36. 04	342, 668. 32	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	5, 300	185. 11	981, 083. 00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	5, 003	439. 08	2, 196, 717. 24	
NETAPP INC	6, 148	124. 53	765, 610. 44	
PURE STORAGE INC - CLASS A	9, 200	67. 89	624, 588. 00	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	6, 278	103. 00	646, 634. 00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	15, 800	60. 25	951, 950. 00	
TE CONNECTIVITY PLC	9, 162	156. 05	1, 429, 730. 10	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1, 400	502. 07	702, 898. 00	
TRIMBLE INC	7, 443	75. 57	562, 467. 51	
WESTERN DIGITAL CORP	10, 392	71. 50	743, 028. 00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1, 500	324. 75	487, 125. 00	
AT & T INC	215, 683	26. 24	5, 659, 521. 92	
T MOBILE US INC	15, 790	263. 35	4, 158, 296. 50	
VERIZON COMMUNICATIONS	126, 684	42. 01	5, 321, 994. 84	
AES CORPORATION	21, 262	10. 40	221, 124. 80	
ALLIANT ENERGY CORP	7, 590	61. 64	467, 847. 60	
AMEREN CORPORATION	7, 977	97. 90	780, 948. 30	
AMERICAN ELECTRIC POWER	15, 885	103. 09	1, 637, 584. 65	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	5, 800	127. 86	741, 588. 00	
ATMOS ENERGY CORP	4, 558	148. 60	677, 318. 80	
CENTERPOINT ENERGY INC	19, 056	34. 09	649, 619. 04	
CMS ENERGY CORP	9, 000	70. 15	631, 350. 00	
CONSOLIDATED EDISON	10, 359	95. 26	986, 798. 34	
CONSTELLATION ENERGY	9, 336	321. 67	3, 003, 064. 44	

DOMINION ENERGY INC	25, 260	55. 67	1, 406, 224. 20	
DTE ENERGY	6, 266	130. 38	816, 961. 08	
DUKE ENERGY CORP	23, 265	111. 79	2, 600, 794. 35	
EDISON INTERNATIONAL	11, 416	52. 42	598, 426. 72	
ENTERGY CORP	12, 840	87. 32	1, 121, 188. 80	
ESSENTIAL UTILITIES INC	7, 800	35. 52	277, 056. 00	
EVERGY INC	6, 700	67. 26	450, 642. 00	
EVERSOURCE ENERGY	10, 571	62. 70	662, 801. 70	
EXELON CORP	30, 109	42. 65	1, 284, 148. 85	
FIRSTENERGY CORP	16, 316	40. 66	663, 408. 56	
NEXTERA ENERGY INC	61, 860	69. 06	4, 272, 051. 60	
NISOURCE INC	13, 500	40. 10	541, 350. 00	
NRG ENERGY INC	6, 200	112. 41	696, 942. 00	
P G & E CORP	61, 100	15. 66	956, 826. 00	
PPL CORPORATION	22, 166	34. 39	762, 288. 74	
PUBLIC SV ENTERPRISE CO	15, 002	85. 80	1, 287, 171. 60	
SEMPRA	19, 082	85. 34	1, 628, 457. 88	
SOUTHERN CO	32, 939	86. 48	2, 848, 564. 72	
VISTRA CORP	10, 400	169. 35	1, 761, 240. 00	
WEC ENERGY GROUPINC	9, 386	103. 58	972, 201. 88	
XCEL ENERGY INC	16, 744	69. 07	1, 156, 508. 08	
ADVANCED MICRO DEVICES	48, 642	114. 69	5, 578, 750. 98	
ANALOG DEVICES	14, 966	241. 66	3, 616, 683. 56	
APPLIED MATERIALS	24, 741	174. 06	4, 306, 418. 46	
BROADCOM INC	133, 060	228. 73	30, 434, 813. 80	
ENPHASE ENERGY INC	4, 100	66. 36	272, 076. 00	
ENTEGRIS INC	4, 500	107. 99	485, 955. 00	
FIRST SOLAR INC	3, 000	162. 50	487, 500. 00	
INTEL CORP	128, 028	25. 72	3, 292, 880. 16	
KLA CORPORATION	4, 018	774. 75	3, 112, 945. 50	
LAM RESEARCH CORP	38, 900	87. 66	3, 409, 974. 00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	25, 900	111. 04	2, 875, 936. 00	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	16, 120	63. 59	1, 025, 070. 80	
MICRON TECHNOLOGY	33, 330	104. 36	3, 478, 318. 80	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1, 460	692. 51	1, 011, 064. 60	
NVIDIA CORP	736, 100	139. 23	102, 487, 203. 00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	7, 691	245. 58	1, 888, 755. 78	
ON SEMICONDUCTOR CORP	12, 800	55. 52	710, 656. 00	
QORVO INC	2, 925	78. 89	230, 753. 25	
QUALCOMM	33, 418	175. 22	5, 855, 501. 96	
SKYWORKS SOLUTIONS INC.	4, 751	67. 62	321, 262. 62	
TERADYNE INC	4, 900	115. 90	567, 910. 00	
TEXAS INSTRUMENTS	27, 386	196. 32	5, 376, 419. 52	
CBRE GROUP INC-A	9, 184	143. 68	1, 319, 557. 12	
COSTAR GROUP	12, 200	79. 21	966, 362. 00	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	34, 700	4. 39	152, 333. 00	
ZILLOW GROUP INC-C	4, 500	79. 83	359, 235. 00	
アメリカ・ドル小計	10, 989, 234		1, 592, 012, 281. 89 (240, 600, 816, 162)	

カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	17, 900	27. 02	483, 658. 00	
	CAMECO CORP	12, 922	66. 19	855, 307. 18	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	63, 480	43. 30	2, 748, 684. 00	
	CENOVUS ENERGY INC	41, 148	22. 27	916, 365. 96	
	ENBRIDGE INC	65, 471	60. 21	3, 942, 008. 91	
	IMPERIAL OIL LTD	5, 485	101. 70	557, 824. 50	
	KEYERA CORP	6, 842	42. 63	291, 674. 46	
	MEG ENERGY CORP	8, 000	23. 75	190, 000. 00	
	PARKLAND CORPORATION	4, 200	38. 52	161, 784. 00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	17, 349	51. 76	897, 984. 24	
	SUNCOR ENERGY INC	37, 830	56. 74	2, 146, 474. 20	
	TC ENERGY CORP	31, 028	65. 26	2, 024, 887. 28	
	TOURMALINE OIL CORP	10, 600	69. 11	732, 566. 00	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	15, 037	139. 43	2, 096, 608. 91	
	BARRICK GOLD CORP	52, 580	26. 72	1, 404, 937. 60	
	CCL INDUSTRIES INC	4, 400	70. 65	310, 860. 00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	21, 128	18. 60	392, 980. 80	
	FRANCO NEV CORP	5, 762	199. 19	1, 147, 732. 78	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	22, 300	15. 78	351, 894. 00	
	KINROSS GOLD CORP	36, 963	16. 17	597, 691. 71	
	LUNDIN MINING CORP	20, 600	12. 31	253, 586. 00	
	NEWMONT CORPORATION	1, 688	67. 46	113, 872. 48	
	NUTRIEN LTD	14, 653	74. 60	1, 093, 113. 80	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	10, 900	34. 59	377, 031. 00	
	TECK RESOURCES LTD	13, 608	60. 70	826, 005. 60	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	1, 700	112. 24	190, 808. 00	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	13, 647	98. 85	1, 349, 005. 95	
	CAE Inc.	9, 550	36. 88	352, 204. 00	
	STANTEC INC	3, 300	111. 19	366, 927. 00	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	2, 500	123. 07	307, 675. 00	
	WSP GLOBAL INC	3, 900	256. 40	999, 960. 00	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	11, 800	29. 42	347, 156. 00	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	7, 000	66. 34	464, 380. 00	
	RB GLOBAL INC	5, 400	148. 93	804, 222. 00	
	THOMSON REUTERS CORP	4, 679	245. 45	1, 148, 460. 55	
	AIR CANADA	4, 800	17. 45	83, 760. 00	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	16, 025	145. 73	2, 335, 323. 25	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	21, 465	111. 38	2, 390, 771. 70	
	TFI INTERNATIONAL INC	2, 400	181. 51	435, 624. 00	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	8, 038	54. 34	436, 784. 92	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	4, 215	76. 71	323, 332. 65	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	9, 233	89. 88	829, 862. 04	
	CANADIAN TIRE CORP.	1, 531	145. 09	222, 132. 79	
	DOLLARAMA INC	8, 485	143. 58	1, 218, 276. 30	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	22, 900	71. 59	1, 639, 411. 00	
	EMPIRE CO LTD 'A'	4, 266	42. 58	181, 646. 28	
	LOBLAW COMPANIES LTD	4, 572	179. 46	820, 491. 12	
	METRO INC	6, 318	93. 97	593, 702. 46	
	WESTON (GEORGE)	1, 790	224. 61	402, 051. 90	

SAPUTO INC	7, 407	25. 34	187, 693. 38		
BANK OF MONTREAL	21, 894	143. 71	3, 146, 386. 74		
BANK OF NOVA SCOTIA	37, 151	72. 40	2, 689, 732. 40		
CANADIAN IMPERIAL BANK	28, 328	87. 92	2, 490, 597. 76		
NATIONAL BANK OF CANADA	11, 846	123. 99	1, 468, 785. 54		
ROYAL BANK OF CANADA	42, 542	171. 52	7, 296, 803. 84		
TRONTO-DOMINION BANK	52, 462	85. 56	4, 488, 648. 72		
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	10, 536	86. 26	908, 835. 36		
BROOKFIELD CORP	40, 945	86. 06	3, 523, 726. 70		
IGM FINANCIAL INC	2, 433	45. 61	110, 969. 13		
ONEX CORPORATION	2, 009	110. 66	222, 315. 94		
TMX GROUP LTD	8, 000	50. 86	406, 880. 00		
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	622	2, 071. 53	1, 288, 491. 66		
GREAT-WEST LIFECO INC	8, 246	52. 02	428, 956. 92		
IA FINANCIAL CORP INC	2, 793	133. 70	373, 424. 10		
INTACT FINANCIAL CORP	5, 400	279. 94	1, 511, 676. 00		
MANULIFE FINANCIAL CORP	52, 820	42. 32	2, 235, 342. 40		
POWER CORP OF CANADA	17, 033	48. 02	817, 924. 66		
SUN LIFE FINANCIAL INC	17, 391	79. 64	1, 385, 019. 24		
CGI INC	6, 184	168. 55	1, 042, 313. 20		
CONSTELLATION SOFTWARE	605	4, 886. 81	2, 956, 520. 05		
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	2, 500	163. 30	408, 250. 00		
OPEN TEXT CORP	8, 084	39. 11	316, 165. 24		
SHOPIFY INC - CLASS A	36, 400	181. 67	6, 612, 788. 00		
BCE INC	2, 115	33. 33	70, 492. 95		
QUEBECOR INC -CL B	4, 800	32. 62	156, 576. 00		
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	11, 032	39. 93	440, 507. 76		
TELUS CORP	15, 115	21. 68	327, 693. 20		
ALTAGAS LTD	8, 913	34. 78	309, 994. 14		
BROOKFIELD RENEWABLE CORP	4, 050	41. 00	166, 050. 00		
CANADIAN UTILITIES LTD A	3, 800	34. 02	129, 276. 00		
EMERA	8, 600	56. 09	482, 374. 00		
FORTIS INC	14, 868	62. 51	929, 398. 68		
HYDRO ONE	9, 800	44. 69	437, 962. 00		
FIRSTSERVICE CORP	1, 200	247. 88	297, 456. 00		
カナダ・ドル小計		1, 229, 312	93, 225, 530. 03 (9, 902, 415, 800)		
オーストラリア・ドル	SANTOS	98, 112	6. 58	645, 576. 96	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	56, 295	23. 03	1, 296, 473. 85	
	AMCOR PLC-CDI	21, 750	16. 16	351, 480. 00	
	BHP GROUP LIMITED	96, 049	40. 98	3, 936, 088. 02	
	BLUESCOPE STEEL LTD	13, 346	24. 82	331, 247. 72	
	FORTESCUE LTD	51, 112	19. 45	994, 128. 40	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	13, 036	51. 94	677, 089. 84	
	MINERAL RESOURCES LTD	5, 201	24. 18	125, 760. 18	
	NEWMONT CORP-CDI	10, 739	74. 18	796, 619. 02	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	33, 945	17. 94	608, 973. 30	
	ORICA	14, 692	17. 02	250, 057. 84	

	RIO TINTO LTD	11, 195	121. 95	1, 365, 230. 25	
	SOUTH32 LTD	136, 871	3. 66	500, 947. 86	
	REECE LTD	6, 565	21. 62	141, 935. 30	
	SGH LTD	5, 956	53. 46	318, 407. 76	
	BRAMBLES LTD	42, 063	19. 62	825, 276. 06	
	COMPUTERSHARE LIMITED	16, 072	42. 59	684, 506. 48	
	QANTAS AIRWAYS LTD	23, 007	9. 12	209, 823. 84	
	TRANSURBAN GROUP	93, 248	13. 20	1, 230, 873. 60	
	ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	17, 009	78. 51	1, 335, 376. 59	
	LOTTERY CORP LTD/THE	65, 777	5. 07	333, 489. 39	
	CAR GROUP LTD	10, 876	37. 50	407, 850. 00	
	REA GROUP LTD	1, 584	267. 12	423, 118. 08	
	SEEK LTD	10, 386	26. 09	270, 970. 74	
	WESFARMERS LIMITED	34, 180	76. 60	2, 618, 188. 00	
	COLES GROUP LTD	40, 130	19. 62	787, 350. 60	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	46, 335	4. 37	202, 483. 95	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	36, 834	30. 55	1, 125, 278. 70	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	23, 718	10. 70	253, 782. 60	
	COCHLEAR LIMITED	1, 940	278. 00	539, 320. 00	
イギリス・ボンド	PRO MEDICUS LTD	1, 717	297. 14	510, 189. 38	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	5, 357	34. 87	186, 798. 59	
	SONIC HEALTHCARE LIMITED	13, 655	28. 84	393, 810. 20	
	CSL LIMITED	14, 549	264. 85	3, 853, 302. 65	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	91, 733	30. 13	2, 763, 915. 29	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	50, 252	158. 94	7, 987, 052. 88	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	94, 303	36. 30	3, 423, 198. 90	
	WESTPAC BANKING	103, 171	32. 20	3, 322, 106. 20	
	AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	5, 880	68. 03	400, 016. 40	
	BLOCK INC - CDI	2, 469	132. 78	327, 833. 82	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	10, 887	234. 37	2, 551, 586. 19	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	7, 092	35. 00	248, 220. 00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	71, 171	7. 69	547, 304. 99	
	MEDIBANK PRIVATE LTD.	81, 879	3. 95	323, 422. 05	
	QBE INSURANCE GROUP	45, 203	20. 34	919, 429. 02	
	SUNCORP GROUP LTD	32, 169	19. 18	617, 001. 42	
	WISETECH GLOBAL LTD	5, 520	121. 70	671, 784. 00	
	XERO LTD	4, 338	186. 26	807, 995. 88	
	TELSTRA GROUP LTD	119, 667	3. 92	469, 094. 64	
	APA GROUP	39, 501	6. 63	261, 891. 63	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	50, 957	10. 70	545, 239. 90	
オーストラリア・ドル小計		1, 889, 493		54, 718, 898. 96 (5, 251, 372, 732)	
イギリス・ボンド	BP PLC	485, 329	4. 63	2, 248, 529. 25	
	SHELL PLC	186, 166	26. 86	5, 000, 418. 76	
	ANGLO AMERICAN PLC	38, 100	23. 70	902, 970. 00	
	ANTOFAGASTA PLC	11, 659	18. 50	215, 749. 79	
	BHP GROUP LTD	56, 604	20. 33	1, 150, 759. 32	
	CRH PLC	20, 580	84. 16	1, 732, 012. 80	

CRODA INTERNATIONAL PLC	4, 092	31. 72	129, 798. 24	
ENDEAVOUR MINING PLC	5, 611	17. 41	97, 687. 51	
GLENCORE PLC	310, 410	3. 28	1, 017, 523. 98	
MONDI PLC	12, 901	12. 74	164, 423. 24	
RIO TINTO PLC REG	33, 916	50. 36	1, 708, 009. 76	
SMURFIT WESTROCK PLC	7, 863	43. 59	342, 748. 17	
ASHTON GROUP PLC	13, 125	49. 47	649, 293. 75	
BAE SYSTEMS PLC	91, 164	13. 45	1, 226, 155. 80	
BUNZL PLC	10, 109	33. 76	341, 279. 84	
DCC (GB)	2, 866	53. 65	153, 760. 90	
FERGUSON ENTERPRISES INC/DE	6, 083	143. 80	874, 735. 40	
MELROSE INDUSTRIES PLC	38, 723	6. 34	245, 426. 37	
ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	255, 875	6. 43	1, 644, 252. 75	
SMITHS GROUP PLC	10, 271	20. 88	214, 458. 48	
SPIRAX GROUP PLC	2, 202	76. 00	167, 352. 00	
EXPERIAN PLC	27, 647	38. 64	1, 068, 280. 08	
INTERTEK GROUP PLC	4, 716	52. 75	248, 769. 00	
RELX PLC	48, 945	39. 96	1, 955, 842. 20	
RENTOKIL INITIAL PLC	74, 714	4. 16	310, 884. 95	
BARRATT REDROW PLC	41, 191	4. 26	175, 473. 66	
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	3, 032	37. 40	113, 396. 80	
PERSIMMON PLC	9, 537	12. 14	115, 779. 18	
TAYLOR WIMPEY PLC	108, 410	1. 13	122, 991. 14	
COMPASS GROUP PLC	50, 824	28. 05	1, 425, 613. 20	
ENTAIN PLC	18, 236	7. 50	136, 842. 94	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	5, 304	231. 30	1, 226, 815. 20	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	4, 781	101. 00	482, 881. 00	
PEARSON	18, 004	13. 63	245, 394. 52	
WHITBREAD PLC	5, 388	26. 16	140, 950. 08	
AUTO TRADER GROUP PLC	27, 055	7. 69	208, 161. 17	
INFORMA PLC	39, 943	8. 88	354, 613. 95	
WPP PLC	32, 172	7. 66	246, 308. 83	
JD SPORTS FASHION PLC	78, 700	0. 81	63, 841. 44	
KINGFISHER PLC	55, 838	2. 45	136, 691. 42	
NEXT PLC	3, 566	99. 84	356, 029. 44	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	61, 545	3. 45	212, 453. 34	
SAINSBURY (J) PLC	50, 437	2. 49	125, 588. 13	
TESCO PLC	205, 611	3. 81	783, 172. 29	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	10, 197	18. 80	191, 754. 58	
BRITISH AMERICAN TOBACCO	59, 823	30. 30	1, 812, 636. 90	
COCA COLA HBC AG CDI	6, 210	32. 50	201, 825. 00	
DIAGEO	66, 673	21. 13	1, 409, 133. 85	
IMPERIAL BRANDS PLC	24, 072	27. 78	668, 720. 16	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	20, 743	53. 26	1, 104, 772. 18	
UNILEVER PLC	40, 733	44. 01	1, 792, 659. 33	
SMITH&NEOWH PLC	25, 854	10. 22	264, 098. 61	
ASTRAZENECA PLC	46, 551	117. 04	5, 448, 329. 04	
GSK PLC	124, 706	14. 38	1, 792, 648. 75	

HALEON PLC	258, 092	3. 91	1, 007, 849. 26	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	5, 103	22. 94	117, 062. 82	
BARCLAYS PLC	436, 102	3. 06	1, 334, 254. 06	
HSBC HOLDINGS PLC	546, 276	8. 95	4, 891, 355. 30	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	1, 840, 454	0. 63	1, 156, 541. 29	
NATWEST GROUP PLC	211, 841	4. 40	931, 464. 87	
STANDARD CHARTERED PLC	63, 055	11. 40	718, 827. 00	
3I GROUP PLC	29, 285	41. 02	1, 201, 270. 70	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	10, 488	11. 00	115, 315. 56	
LONDON STOCK EXCAHNGE GROUP	14, 385	117. 05	1, 683, 764. 25	
M&G PLC	67, 005	2. 09	139, 973. 44	
SCHRODERS PLC	22, 611	3. 81	86, 102. 68	
WISE PLC - A	20, 040	10. 92	218, 836. 80	
ADMIRAL GROUP PLC	7, 908	28. 19	222, 926. 52	
AVIVA PLC	81, 098	4. 96	402, 327. 17	
LEGAL & GENERAL GROUP	175, 951	2. 39	420, 522. 89	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	22, 489	4. 99	112, 265. 08	
PRUDENTIAL PLC	81, 607	7. 05	575, 329. 35	
THE SAGE GROUP PLC	30, 397	13. 19	401, 088. 41	
HALMA PLC	11, 365	29. 41	334, 244. 65	
BT GROUP PLC	191, 188	1. 47	281, 906. 70	
VODAFONE GROUP PLC	667, 124	0. 66	437, 900. 19	
CENTRICA PLC	154, 834	1. 36	210, 419. 40	
NATIONAL GRID PLC	144, 764	9. 53	1, 379, 600. 92	
SEVERN TRENT PLC	8, 141	24. 43	198, 884. 63	
SSE PLC	32, 789	14. 80	485, 441. 14	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	19, 909	9. 75	194, 072. 93	
イギリス・ポンド小計		8, 159, 108	64, 430, 246. 48 (12, 261, 075, 904)	
スイス・フラン	CLARIANT AG-REG	6, 335	10. 72	67, 911. 20
	EMS CHEMIE HOLDING AG RE	212	639. 00	135, 468. 00
	GIVAUDAN-REG	278	3, 921. 00	1, 090, 038. 00
	HOLCIM LTD	15, 681	95. 48	1, 497, 221. 88
	SIG GROUP AG	9, 107	20. 52	186, 875. 64
	SIKA AG-BEARER	4, 587	234. 60	1, 076, 110. 20
	ABB LTD	47, 457	52. 02	2, 468, 713. 14
	GEBERIT AG-REG	1, 006	522. 60	525, 735. 60
	SCHINDLER HLDG AG	704	265. 50	186, 912. 00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1, 205	274. 80	331, 134. 00
	VAT GROUP AG	818	357. 20	292, 189. 60
	ADECCO GROUP AG-REG	5, 035	21. 98	110, 669. 30
	SGS SA-REG	4, 622	97. 00	448, 334. 00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	1, 444	211. 50	305, 406. 00
	CIE FINANCIERE RICHEMON REG	16, 173	178. 80	2, 891, 732. 40
	THE SWATCH GROUP AG-B	855	166. 50	142, 357. 50
	AVOLTA AG (REGD)	2, 750	40. 80	112, 200. 00
	BARRY CALLEBAUT AG REG	107	1, 039. 00	111, 173. 00
	LINDT SPRUENGLI PTG CERT CHF10	29	10, 680. 00	309, 720. 00

LINDT & SPRUENGLI AG-REG	3	103,800.00	311,400.00	
NESTLE SA-REG	78,619	82.50	6,486,067.50	
ALCON INC	15,034	80.96	1,217,152.64	
SONOVA HOLDING AG-REG	1,525	297.70	453,992.50	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	3,347	134.40	449,836.80	
BACHEM HOLDING AG-REG B	1,015	57.75	58,616.25	
GALDERMA GROUP AG	2,499	115.54	288,734.46	
LOMZA AG-REG	2,173	580.00	1,260,340.00	
NOVARTIS AG-REG SHS	59,142	96.59	5,712,525.78	
ROCHE HOLDING AG GENUSS	21,082	294.70	6,212,865.40	
ROCHE HOLDING AG-BR	967	316.40	305,958.80	
SANDOZ GROUP AG	12,391	42.26	523,643.66	
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	903	93.05	84,024.15	
JULIUS BAER GROUP LTD	6,096	58.66	357,591.36	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	683	1,384.00	945,272.00	
UBS GROUP AG	98,951	30.50	3,018,005.50	
BALOISE HOLDING AG REG	1,306	168.00	219,408.00	
HELVETIA HOLDING AG-REG	1,122	160.30	179,856.60	
SWISS LIFE HOLDING AG	863	764.60	659,849.80	
SWISS RE LTD	9,016	139.15	1,254,576.40	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	4,403	563.80	2,482,411.40	
TEMENOS GROUP AG-REG	1,693	76.20	129,006.60	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	4,564	93.82	428,194.48	
SWISSCOM	782	496.00	387,872.00	
BKW AG	633	152.60	96,595.80	
SWISS PRIME SITE REG	2,268	109.00	247,212.00	
スイス・フラン小計	449,485		46,060,911.34 (7,700,463,158)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LIMITED	81,623	39.30	3,207,783.90
	SWIRE PACIFIC A	12,500	63.50	793,750.00
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	41,500	105.70	4,386,550.00
	MTR CORP	47,246	24.95	1,178,787.70
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	40,000	17.56	702,400.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	65,000	29.65	1,927,250.00
	SANDS CHINA LTD	71,744	17.30	1,241,171.20
	WH GROUP LIMITED	249,500	6.02	1,501,990.00
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	111,989	26.75	2,995,705.75
	HANG SENG BANK	22,500	100.50	2,261,250.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	36,341	338.60	12,305,062.60
	AIA GROUP LTD	328,084	55.80	18,307,087.20
	HKT TRUST AND HKT LTD	112,000	9.80	1,097,600.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LIMITED	18,500	51.85	959,225.00
	CLP HOLDINGS	49,317	64.30	3,171,083.10
	HONGKONG CHINA GAS	335,197	6.12	2,051,405.64
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	41,000	49.95	2,047,950.00
	CK ASSET HOLDINGS LIMITED	58,633	33.75	1,978,863.75

HENDERSON LAND DEVELOPMENT	43, 308	21. 20	918, 129. 60	
SINO LAND	116, 997	7. 68	898, 536. 96	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	43, 108	70. 80	3, 052, 046. 40	
WHARF HOLDINGS LTD	32, 000	17. 80	569, 600. 00	
WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	49, 125	19. 84	974, 640. 00	
香港・ドル小計	2, 007, 212		68, 527, 868. 80 (1, 331, 496, 491)	
シンガポール・ドル	KEPPEL LTD	43, 400	6. 85	297, 290. 00
	SINGAPORE TECH ENGR.	47, 700	5. 11	243, 747. 00
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	77, 500	3. 20	248, 000. 00
	SINGAPORE AIRLINES LTD	45, 100	6. 43	289, 993. 00
	GENTING SINGAPORE LTD	178, 300	0. 78	138, 182. 50
	WILMAR INTERL LTD SGDO. 5	56, 600	3. 18	179, 988. 00
	DBS GROUP HOLDING	59, 621	46. 04	2, 744, 950. 84
	OVERSEA-CHINESE BANKING	101, 924	17. 85	1, 819, 343. 40
	UNITED OVERSEAS BANK	38, 043	38. 58	1, 467, 698. 94
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	25, 300	12. 71	321, 563. 00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	223, 574	3. 37	753, 444. 38
	SEMCORP INDUSTRIES LTD	27, 100	5. 63	152, 573. 00
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	70, 275	2. 48	174, 282. 00
	シンガポール・ドル小計	994, 437		8, 831, 056. 06 (994, 730, 155)
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	45, 416	8. 44	383, 311. 04
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	17, 815	35. 40	630, 651. 00
	INFRATIL LTD	27, 553	10. 98	302, 531. 94
	MERCURY NZ LTD	20, 427	6. 38	130, 324. 26
	MERIDIAN ENERGY LTD	39, 492	6. 00	236, 952. 00
	ニュージーランド・ドル小計	150, 703		1, 683, 770. 24 (145, 174, 670)
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	8, 018	380. 00	3, 046, 840. 00
	HOLMEN AB-B SHARES	2, 240	421. 00	943, 040. 00
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	18, 203	149. 70	2, 724, 989. 10
	ADDTECH AB-B SHARES	7, 886	337. 60	2, 662, 313. 60
	ALFA LAVAL AB	8, 757	463. 90	4, 062, 372. 30
	ASSA ABLOY AB-B	30, 223	323. 70	9, 783, 185. 10
	ATLAS COPCO AB-A SHS	80, 930	184. 85	14, 959, 910. 50
	ATLAS COPCO AB-B SHS	47, 094	161. 40	7, 600, 971. 60
	BEIJER REF AB	11, 659	167. 60	1, 954, 048. 40
	EPIROC AB-A	19, 757	215. 30	4, 253, 682. 10
	EPIROC AB-B	11, 519	190. 60	2, 195, 521. 40
	INDUTRADE AB	8, 119	320. 00	2, 598, 080. 00
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	4, 596	298. 40	1, 371, 446. 40
	LIFCO AB-B SHS	7, 001	388. 40	2, 719, 188. 40
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	45, 455	40. 28	1, 830, 927. 40
	SAAB AB-B	9, 680	294. 15	2, 847, 372. 00
	SANDVIK AB	32, 180	233. 90	7, 526, 902. 00
	SKANSKA AB-B	10, 043	252. 00	2, 530, 836. 00
	SKF AB-B SHARES	10, 066	230. 10	2, 316, 186. 60
	TRELLEBORG AB-B SHS	6, 435	422. 00	2, 715, 570. 00

VOLVO AB-A SHS	6, 004	328. 00	1, 969, 312. 00	
VOLVO AB-B SHS	47, 872	328. 80	15, 740, 313. 60	
SECURITAS B	15, 183	156. 15	2, 370, 825. 45	
EVOLUTION AB	5, 085	827. 40	4, 207, 329. 00	
HENNES & MAURITZ B	17, 161	142. 15	2, 439, 436. 15	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	18, 283	283. 90	5, 190, 543. 70	
GETINGE AB-B SHS	6, 907	210. 70	1, 455, 304. 90	
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	5, 666	314. 20	1, 780, 257. 20	
NORDEA BANK ABP	94, 926	135. 60	12, 871, 965. 60	
SKAND. ENSKILDA BANKEN A	47, 882	168. 45	8, 065, 722. 90	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	43, 803	131. 10	5, 742, 573. 30	
SWEDBANK AB	25, 644	254. 10	6, 516, 140. 40	
EQT AB	11, 257	357. 90	4, 028, 880. 30	
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	3, 703	401. 20	1, 485, 643. 60	
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	4, 874	400. 40	1, 951, 549. 60	
INVESTOR AB-B SHS	52, 145	320. 95	16, 735, 937. 75	
LUNDBERGFORETAGEN B	2, 238	530. 00	1, 186, 140. 00	
"ERICSSON (LM) TEL, SEK1 SER B"	83, 462	84. 84	7, 080, 916. 08	
HEXAGON AB-B SHS	62, 675	127. 85	8, 012, 998. 75	
TELE2 AB-B SHS	15, 684	122. 90	1, 927, 563. 60	
TELIA COMPANY AB	69, 673	33. 82	2, 356, 340. 86	
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	20, 207	75. 78	1, 531, 286. 46	
SAGAX AB-B	6, 690	222. 60	1, 489, 194. 00	
スウェーデン・クローナ小計	1, 046, 885		196, 779, 558. 10 (2, 774, 591, 768)	
ノルウェー・ クローネ	AKER BP ASA	9, 402	239. 60	2, 252, 719. 20
	EQUINOR ASA	25, 207	260. 15	6, 557, 601. 05
	NORSK HYDRO	42, 310	66. 06	2, 794, 998. 60
	YARA INTERNATIONAL ASA	4, 989	321. 90	1, 605, 959. 10
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	2, 618	1, 281. 00	3, 353, 658. 00
	MOWI ASA	13, 314	219. 00	2, 915, 766. 00
	ORKLA ASA	20, 692	105. 90	2, 191, 282. 80
	SALMAR ASA	1, 982	585. 50	1, 160, 461. 00
	DNB BANK ASA	26, 942	249. 80	6, 730, 111. 60
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	6, 150	226. 40	1, 392, 360. 00
	TELENOR ASA	18, 612	139. 20	2, 590, 790. 40
ノルウェー・クローネ小計	172, 218		33, 545, 707. 75 (455, 886, 167)	
デンマーク・ クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	10, 601	400. 80	4, 248, 880. 80
	ROCKWOOL A/S-B SHS	285	2, 782. 00	792, 870. 00
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	29, 933	97. 18	2, 908, 888. 94
	A P MOLLER MAERSK A/S	134	12, 455. 00	1, 668, 970. 00
	A. P. MOLLER-MAERSK A DKK1000	88	12, 140. 00	1, 068, 320. 00
	DSV A/S	6, 148	1, 472. 00	9, 049, 856. 00
	PANDORA A/S	2, 503	1, 247. 00	3, 121, 241. 00
	CARLSBERG B	2, 915	845. 80	2, 465, 507. 00
	COLOPLAST B	3, 788	796. 00	3, 015, 248. 00
	DEMANT A/S	2, 833	268. 40	760, 377. 20

	GENMAB A/S	1, 888	1, 549. 50	2, 925, 456. 00	
	NOVO NORDISK A/S-B	96, 642	597. 50	57, 743, 595. 00	
	ZEALAND PHARMA A/S	1, 922	771. 00	1, 481, 862. 00	
	DANSKE BANK A/S	20, 212	237. 30	4, 796, 307. 60	
	TRYG A/S	10, 320	149. 30	1, 540, 776. 00	
	ORSTED A/S	5, 046	299. 40	1, 510, 772. 40	
	デンマーク・クローネ小計	195, 258		99, 098, 927. 94 (2, 093, 960, 346)	
イスラエル・ シェケル	ICL GROUP LIMITED	23, 381	21. 91	512, 277. 71	
	ELBIT SYSTEMS LTD	786	1, 069. 00	840, 234. 00	
	TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD	22, 893	59. 75	1, 367, 856. 75	
	BANK HAPOALIM BM	38, 036	48. 50	1, 844, 746. 00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	45, 974	47. 38	2, 178, 248. 12	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	35, 010	28. 13	984, 831. 30	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	4, 624	172. 70	798, 564. 80	
	NICE LTD	1, 853	625. 10	1, 158, 310. 30	
	AZRIELI GROUP	1, 274	305. 20	388, 824. 80	
	イスラエル・シェケル小計	173, 831		10, 073, 893. 78 (429, 408, 789)	
ユーロ	ENI SPA	69, 171	14. 05	972, 129. 23	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	13, 982	15. 41	215, 462. 62	
	NESTE OYJ	12, 471	9. 11	113, 585. 86	
	OMV AG	4, 297	40. 04	172, 051. 88	
	REPSOL SA	35, 354	12. 18	430, 434. 95	
	TENARIS SA	12, 212	18. 69	228, 242. 28	
	TOTAL SE	64, 922	58. 71	3, 811, 570. 62	
	AIR LIQUIDE	17, 393	172. 40	2, 998, 553. 20	
	AKZO NOBEL	5, 050	57. 82	291, 991. 00	
	ARKEMA	1, 729	79. 95	138, 233. 55	
	BASF SE	26, 852	48. 09	1, 291, 312. 68	
	COVESTRO AG-TEND	5, 388	59. 40	320, 047. 20	
	DSM-FIRMENICH AG	5, 633	101. 80	573, 439. 40	
	EVONIK INDUSTRIES AG	7, 711	18. 76	144, 658. 36	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	4, 134	140. 55	581, 033. 70	
	NLG) ARCELORMITTAL	14, 075	27. 22	383, 121. 50	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	17, 584	10. 75	189, 028. 00	
	SYENSQO SA	2, 156	78. 72	169, 720. 32	
	SYMRISE AG	3, 995	95. 68	382, 241. 60	
	UPM-KYMMENE	15, 813	29. 26	462, 688. 38	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	5, 352	51. 20	274, 022. 40	
	AIRBUS SE	17, 877	168. 92	3, 019, 782. 84	
	ALSTOM	10, 183	20. 31	206, 816. 73	
	BOUYGUES SA	5, 775	32. 06	185, 146. 50	
	BRENNNTAG SE	3, 899	62. 68	244, 389. 32	
	CIE DE SAINT-GOBAIN	13, 647	94. 08	1, 283, 909. 76	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	14, 855	42. 08	625, 098. 40	
	DASSAULT AVIATION SA	595	235. 20	139, 944. 00	
	EIFFAGE EUR4 (POST SUBDIV ISIO	2, 222	90. 02	200, 024. 44	

FERROVIAL SE	14, 281	43. 06	614, 939. 86	
GEA GROUP AG NPV	4, 733	54. 45	257, 711. 85	
IMCD NV	1, 726	145. 55	251, 219. 30	
KINGSPAN GROUP PLC	4, 656	67. 30	313, 348. 80	
KNORR-BREMSE AG	2, 182	79. 55	173, 578. 10	
KONE OYJ	10, 273	53. 86	553, 303. 78	
LEGRAND PROMESSES EUR4	7, 856	109. 60	861, 017. 60	
LEONARDO SPA	12, 292	35. 91	441, 405. 72	
METSO CORPORATION	18, 669	10. 88	203, 118. 72	
MTU AERO ENGINES AG	1, 600	328. 90	526, 240. 00	
PRYSMIAN SPA EURO. 10	8, 430	68. 70	579, 141. 00	
RATIONAL AG	151	860. 50	129, 935. 50	
REXEL SA	6, 863	26. 05	178, 781. 15	
RHEINMETALL AG	1, 302	932. 80	1, 214, 505. 60	
SAFRAN SA	10, 898	252. 00	2, 746, 296. 00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	16, 450	247. 20	4, 066, 440. 00	
SIEMENS AG	22, 805	220. 35	5, 025, 081. 75	
SIEMENS ENERGY AG	19, 238	60. 66	1, 166, 977. 08	
THALES SA	2, 783	184. 35	513, 046. 05	
VINCI SA	15, 057	108. 50	1, 633, 684. 50	
WARTSILA OYJ	15, 034	17. 91	269, 258. 94	
BUREAU VERITAS	9, 494	30. 86	292, 984. 84	
RANDSTAD NV	3, 260	38. 20	124, 532. 00	
RELX PLC	7, 093	48. 30	342, 591. 90	
TELEPERFORMANCE	1, 640	98. 20	161, 048. 00	
WOLTERS KLUWER CVA	7, 157	176. 85	1, 265, 715. 45	
ADP	1, 059	114. 70	121, 467. 30	
AENA SME SA	2, 249	214. 80	483, 085. 20	
DHL GROUP-REG	30, 687	36. 37	1, 116, 086. 19	
GETLINK SE	9, 101	15. 73	143, 204. 23	
INPOST SA	5, 978	17. 20	102, 821. 60	
LUFTHANSA	18, 612	6. 39	119, 005. 12	
BAYER MOTOREN WERKEUR1	8, 699	82. 40	716, 797. 60	
BAYER MOTOREN WERKNON-VTG PRF EUR1	1, 799	76. 85	138, 253. 15	
CONTINENTAL	3, 284	69. 56	228, 435. 04	
DR ING HC F PORSCHE AG	3, 391	57. 28	194, 236. 48	
FERRARI NV	3, 792	479. 30	1, 817, 505. 60	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	22, 531	61. 18	1, 378, 446. 58	
MICHELIN (CGDE)	20, 047	33. 60	673, 579. 20	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE (PREF)	4, 638	36. 93	171, 281. 34	
RENAULT SA	5, 681	51. 20	290, 867. 20	
STELLANTIS NV	44, 108	13. 33	588, 047. 85	
STELLANTIS NV	14, 857	13. 33	198, 043. 81	
VOLKSWAGEN VORZUG	6, 204	97. 46	604, 641. 84	
ADIDAS AG	4, 874	250. 70	1, 221, 911. 80	
HERMES INTERNATIONAL	953	2, 723. 00	2, 595, 019. 00	
KERING	2, 207	270. 25	596, 441. 75	

LVMH	8, 254	690. 90	5, 702, 688. 60	
MONCLER SPA	7, 009	65. 96	462, 313. 64	
PUMA SE	3, 065	29. 02	88, 946. 30	
SEB	804	88. 60	71, 234. 40	
ACCOR SA	5, 864	48. 55	284, 697. 20	
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	13, 554	70. 36	953, 659. 44	
DELIVERY HERO SE	5, 736	29. 32	168, 179. 52	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	3, 150	36. 92	116, 298. 00	
SODEXO	2, 617	72. 15	188, 816. 55	
BOLLORE SE	21, 754	5. 82	126, 608. 28	
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	1, 865	103. 80	193, 587. 00	
PUBLICIS GROUPE	6, 886	105. 75	728, 194. 50	
SCOUT24 SE	2, 214	94. 20	208, 558. 80	
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	24, 294	28. 20	685, 090. 80	
D' IETEREN GROUP	633	160. 80	101, 786. 40	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	32, 606	53. 70	1, 750, 942. 20	
PROSUS NV	41, 050	44. 31	1, 818, 720. 25	
ZALANDO SE	6, 728	37. 61	253, 040. 08	
CARREFOUR	16, 275	13. 70	223, 048. 87	
JERONIMO MARTINS	8, 284	19. 94	165, 182. 96	
KESKO OYJ-B SHS	8, 375	18. 01	150, 875. 62	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	27, 905	33. 83	944, 026. 15	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	27, 035	50. 50	1, 365, 267. 50	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	4, 700	82. 80	389, 160. 00	
DANONE	19, 423	67. 88	1, 318, 433. 24	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	18, 702	5. 38	100, 541. 95	
HEINEKEN HOLDING EUR1. 6	3, 926	68. 35	268, 342. 10	
HEINEKEN NV	8, 537	77. 98	665, 715. 26	
JDE PEET'S BV	3, 643	16. 96	61, 785. 28	
KERRY GROUP A	4, 598	97. 50	448, 305. 00	
LOTUS BAKERIES	12	9, 060. 00	108, 720. 00	
PERNOD RICARD	6, 062	97. 34	590, 075. 08	
BEIERSDORF	3, 016	126. 90	382, 730. 40	
HENKEL AG & CO KGAA (PREF)	5, 011	84. 00	420, 924. 00	
HENKEL KGAA	3, 071	74. 10	227, 561. 10	
L' OREAL	7, 206	333. 95	2, 406, 443. 70	
UNILEVER PLC	33, 759	53. 18	1, 795, 303. 62	
AMPLIFON SPA	3, 732	25. 14	93, 822. 48	
BIOMERIEUX	1, 223	114. 10	139, 544. 30	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	1, 212	54. 70	66, 296. 40	
DIASORIN ITALIA SPA	655	99. 98	65, 486. 90	
ESSILORLUXOTTICA	8, 935	293. 90	2, 625, 996. 50	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	6, 072	44. 68	271, 296. 96	
FRESENIUS SE & CO KGaA	12, 707	36. 75	466, 982. 25	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	24, 182	24. 08	582, 302. 56	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	8, 484	56. 28	477, 479. 52	

ARGENX SE	1, 788	618. 60	1, 106, 056. 80	
BAYER AG	29, 557	21. 30	629, 564. 10	
EUROFINS SCIENTIFIC	3, 948	48. 18	190, 214. 64	
GRIFOLS SA	9, 432	9. 47	89, 321. 04	
IPSEN	1, 163	110. 10	128, 046. 30	
MERCK KGAA	3, 888	135. 45	526, 629. 60	
ORION OYJ	3, 271	52. 36	171, 269. 56	
QIAGEN N. V.	6, 515	37. 58	244, 866. 27	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	3, 263	55. 85	182, 238. 55	
SANOFI	34, 289	103. 08	3, 534, 510. 12	
SARTORIUS AG-VORZUG	792	238. 70	189, 050. 40	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	878	203. 80	178, 936. 40	
UCB SA	3, 817	180. 00	687, 060. 00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	13, 758	17. 60	242, 140. 80	
AIB GROUP PLC	62, 885	6. 17	388, 314. 87	
BANCA INTESA SPA	440, 039	4. 51	1, 985, 015. 92	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENT	173, 054	12. 13	2, 098, 279. 75	
BANCO BPM SPA	38, 747	8. 94	346, 553. 16	
BANCO DE SABADELL SA	162, 616	2. 50	406, 540. 00	
BANCO SANTANDER SA	466, 155	5. 80	2, 706, 029. 77	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	30, 154	10. 07	303, 650. 78	
BNP PARIBAS	30, 619	70. 30	2, 152, 515. 70	
BPER BANCA SPA	29, 861	6. 76	201, 800. 63	
CAIXABANK	119, 952	6. 47	775, 849. 53	
COMMERZBANK AG	28, 439	19. 58	556, 977. 81	
CREDIT AGRICOLE SA	31, 643	15. 49	490, 150. 07	
ERSTE GROUP BANK AG	10, 073	67. 00	674, 891. 00	
FINECOBANK SPA	17, 792	17. 65	314, 028. 80	
ING GROUP N. V.	99, 382	16. 42	1, 632, 249. 96	
KBC BANCASSURANCE HOLDING NV	6, 905	81. 34	561, 652. 70	
MEDIOBANCA	14, 997	16. 63	249, 475. 09	
SOCIETE GENERALE-A	21, 628	37. 76	816, 673. 28	
UNICREDIT SPA	44, 324	47. 91	2, 123, 562. 84	
ADYEN NV	650	1, 835. 80	1, 193, 270. 00	
AMUNDI SA	1, 867	69. 05	128, 916. 35	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	6, 379	22. 73	144, 994. 67	
DEUTSCHE BANK AG-REG	57, 443	19. 49	1, 119, 334. 29	
DEUTSCHE BOERSE AG	5, 650	248. 20	1, 402, 330. 00	
EDENRED	7, 473	31. 61	236, 221. 53	
EURAZEO	1, 267	79. 25	100, 409. 75	
EURONEXT NV	2, 346	120. 50	282, 693. 00	
EXOR NV	2, 972	93. 40	277, 584. 80	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT	2, 600	67. 60	175, 760. 00	
NEXI SPA	15, 458	4. 73	73, 039. 05	
SOFINA	454	228. 60	103, 784. 40	
AEGON LTD	40, 516	6. 47	262, 057. 48	
AGEAS	4, 846	52. 05	252, 234. 30	
ALLIANZ	11, 785	320. 00	3, 771, 200. 00	
ASR NEDERLAND NV	4, 842	49. 34	238, 904. 28	

AXA SA	52, 841	36. 77	1, 942, 963. 57	
GENERALI	28, 256	31. 89	901, 083. 84	
HANNOVER RUECK SE	1, 786	248. 20	443, 285. 20	
MUENCHENER RUECK AG-REG	4, 024	517. 20	2, 081, 212. 80	
NN GROUP NV	7, 998	45. 62	364, 868. 76	
POSTE ITALIANE	13, 950	14. 61	203, 739. 75	
SAMPO OYJ-A SHS	73, 870	8. 10	598, 494. 74	
TALANX AG	1, 914	84. 15	161, 063. 10	
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	11, 841	14. 13	167, 313. 33	
BECHTLE AG	2, 430	33. 40	81, 162. 00	
CAPGEMINI SA	4, 631	162. 10	750, 685. 10	
DASSAULT SYSTEMES SE	20, 023	39. 98	800, 519. 54	
NEMETSCHEK SE	1, 704	121. 20	206, 524. 80	
SAP SE	31, 334	276. 30	8, 657, 584. 20	
NOKIA OYJ	159, 839	4. 72	754, 440. 08	
CELLNEX TELECOM SA	15, 941	31. 09	495, 605. 69	
DEUTSCHE TELEKOM	105, 014	34. 34	3, 606, 180. 76	
ELISA CORP-A SHARES	4, 146	42. 38	175, 707. 48	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	9, 879	9. 37	92, 615. 62	
KPN (KON. PTT NEDERLAND	117, 994	3. 50	412, 743. 01	
ORANGE S. A.	55, 179	10. 91	602, 002. 89	
TELECOM ITALIA SPA	299, 334	0. 27	82, 197. 11	
TELEFONICA S. A.	119, 413	4. 09	488, 637. 99	
ACCIONA SA	730	109. 00	79, 570. 00	
E. ON SE	67, 546	11. 59	782, 858. 14	
EDP ELERGIAS DE PORTUGAL	95, 049	2. 97	282, 770. 77	
EDP RENOVAVEIS SA	8, 865	8. 68	76, 992. 52	
ELIA GROUP SA/NV	866	63. 70	55, 164. 20	
ENDESA SA	9, 460	21. 52	203, 579. 20	
ENEL SPA	244, 697	6. 82	1, 670, 057. 02	
ENGIE	54, 950	15. 84	870, 133. 25	
FORTUM OYJ	12, 949	14. 82	191, 904. 18	
IBERDROLA SA	184, 552	13. 43	2, 477, 610. 60	
REDEIA CORPORACION SA	12, 113	16. 80	203, 498. 40	
RWE AG	19, 022	28. 48	541, 746. 56	
SNAM SPA	59, 662	4. 43	264, 481. 64	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	41, 249	7. 85	323, 639. 65	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	20, 599	27. 21	560, 498. 79	
VERBUND AG	2, 100	71. 15	149, 415. 00	
ASM INTERNATIONAL NV	1, 392	572. 40	796, 780. 80	
ASML HOLDING NV	11, 990	717. 50	8, 602, 825. 00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	2, 335	116. 20	271, 327. 00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	39, 036	38. 06	1, 485, 710. 16	
STMICROELECTRONICS NV	20, 493	24. 94	511, 197. 88	
LEG IMMOBILIEN SE	2, 254	76. 04	171, 394. 16	
VONOVA SE	22, 280	28. 44	633, 643. 20	
ヨーロ小計	5, 509, 528		170, 103, 053. 37 (26, 808, 241, 211)	

合 計	32,966,704		310,749,633,353 (310,749,633,353)	
-----	------------	--	--------------------------------------	--

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

② 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柏	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE	4,700.00	447,957.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	9,900.00	349,569.00	
		AMERICAN TOWER CORP	13,992.00	2,638,331.52	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	15,050.00	324,327.50	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,215.00	917,057.55	
		BXP INC	4,550.00	317,999.50	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,206.00	381,193.40	
		CROWN CASTLE INC	12,966.00	1,157,345.16	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	9,800.00	1,662,178.00	
		EQUINIX INC	2,857.00	2,682,951.56	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	5,300.00	345,666.00	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	10,243.00	728,482.16	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,937.00	564,054.40	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	6,300.00	968,751.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,100.00	396,819.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	21,000.00	409,500.00	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	21,048.00	359,499.84	
		INVITATION HOMES INC	17,500.00	555,625.00	
		IRON MOUNTAIN INC	8,757.00	813,262.59	
		KIMCO REALTY CORP	20,300.00	437,059.00	
		MID AMERICA APARTMENT COMM	3,437.00	541,190.02	
		PROLOGIS INC	27,828.00	3,384,719.64	
		PUBLIC STORAGE	4,730.00	1,406,843.90	
		REALTY INCOME CORP	26,238.00	1,460,669.46	
		REGENCY CENTERS CORP	5,300.00	389,232.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	3,200.00	664,864.00	
		SIMON PPTY (SIMON DEBART)	9,780.00	1,818,395.40	
		SUN COMMUNITIES INC	3,700.00	462,537.00	
		UDR INC	9,300.00	396,552.00	
		VENTAS INC COM	12,100.00	810,216.00	
		VICI PROPERTIES INC	31,200.00	950,976.00	
		WELLTOWER INC	18,591.00	2,783,258.61	
		WEYERHAEUSER CO	21,660.00	632,472.00	
		WP CAREY INC	6,600.00	398,772.00	
		アメリカ・ドル小計	385,385.00	32,558,327.21 (4,920,539,991)	
カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA		2,400.00	95,832.00	

カナダ・ドル小計		2,400.00	95,832.00 (10,179,275)	
オーストラリア・ドル	GOODMAN GROUP	51,515.00	1,853,509.70	
	GPT GROUP	55,573.00	266,750.40	
	MIRVAC GROUP	116,457.00	251,547.12	
	SCENTRE GROUP	155,373.00	570,218.91	
	STOCKLAND	71,820.00	371,309.40	
	VINCINITY CENTERS	117,781.00	268,540.68	
オーストラリア・ドル小計		568,519.00	3,581,876.21 (343,752,660)	
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	21,473.00	124,972.86	
	SEGRO PLC	38,001.00	267,147.03	
イギリス・ポンド小計		59,474.00	392,119.89 (74,620,415)	
香港・ドル	LINK REIT	76,424.00	2,663,376.40	
香港・ドル小計		76,424.00	2,663,376.40 (51,749,403)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	113,085.00	287,235.90	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	171,199.00	335,550.04	
シンガポール・ドル小計		284,284.00	622,785.94 (70,150,608)	
ユーロ	COVIVIO	1,588.00	78,796.56	
	GECINA SA	1,365.00	124,692.75	
	KLEPIERRE	6,452.00	191,624.40	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,517.00	281,008.30	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	5,386.00	112,136.52	
ユーロ小計		18,308.00	788,258.53 (124,229,544)	
投資証券合計			5,595,221,897 (5,595,221,897)	
合 計			5,595,221,897 (5,595,221,897)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 投資証券における券面総額は、証券数です。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の合計 額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 567銘柄	98.0%	—	76.1%
	投資証券 34銘柄	—	2.0%	1.7%
カナダ・ドル	株式 84銘柄	99.9%	—	3.1%
	投資証券 1銘柄	—	0.1%	0.0%
オーストラリア・ドル	株式 51銘柄	93.9%	—	1.7%
	投資証券 6銘柄	—	6.1%	0.1%
イギリス・ポンド	株式 81銘柄	99.4%	—	3.9%
	投資証券 2銘柄	—	0.6%	0.0%
スイス・フラン	株式 45銘柄	100.0%	—	2.4%
香港・ドル	株式 23銘柄	96.3%	—	0.4%

	投資証券	1銘柄	—	3.7%	0.0%
シンガポール・ドル	株式	13銘柄	93.4%	—	0.3%
	投資証券	2銘柄	—	6.6%	0.0%
ニュージーランド・ドル	株式	5銘柄	100.0%	—	0.0%
スウェーデン・クローナ	株式	43銘柄	100.0%	—	0.9%
ノルウェー・クローネ	株式	11銘柄	100.0%	—	0.1%
デンマーク・クローネ	株式	16銘柄	100.0%	—	0.7%
イスラエル・シェケル	株式	9銘柄	100.0%	—	0.1%
ユーロ	株式	217銘柄	99.5%	—	8.5%
	投資証券	5銘柄	—	0.5%	0.0%

(注) 組入株式時価比率及び組入投資証券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

「外国債券インデックス・マザー・ファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		456,460,285	336,844,128
金銭信託		625,559	32,537
コール・ローン		80,832,760	9,997,224
国債証券		92,206,308,892	84,627,332,672
派生商品評価勘定		47,940	98,760
未収利息		677,680,675	633,812,922
前払費用		35,779,517	47,001,990
流動資産合計		93,457,735,628	85,655,120,233
資産合計		93,457,735,628	85,655,120,233
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	2,870
未払金		211,471,183	7,099,323
未払解約金		17,668,896	13,631,485
未払利息		217	—
その他未払費用		219	—
流動負債合計		229,140,515	20,733,678
負債合計		229,140,515	20,733,678
純資産の部			
元本等			
元本	1	32,087,499,983	28,704,560,795
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		61,141,095,130	56,929,825,760
元本等合計		93,228,595,113	85,634,386,555
純資産合計		93,228,595,113	85,634,386,555
負債純資産合計		93,457,735,628	85,655,120,233

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月21日から、翌年2月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
<p>2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
<p>3 その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
1 期首元本額	39,505,032,684円	32,087,499,983円
期中追加設定元本額	3,568,386,896円	4,703,861,796円
期中一部解約元本額	10,985,919,597円	8,086,800,984円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリートDC外国債券インデックス・オープン	6,522,141,699円	6,274,107,523円
ステート・ストリートDCグローバル債券インデックス・オープン	29,972,360円	31,298,065円

AMC／ステート・ストリート・リ スクバジエット型バランス・オープ ン（ステイブル）	796, 641, 718円	867, 750, 986円
外国債券インデックス・ファンド／ 為替ヘッジ付き（年金1）<適格機 関投資家限定>	2, 648, 325, 399円	1, 412, 131, 120円
外国債券パッシブ・ファンド<適格 機関投資家限定>	517, 318, 076円	400, 186, 300円
バランスファンドVA30A<適格機関 投資家限定>	1, 365, 542円	1, 337, 953円
バランスファンドVA30B<適格機関 投資家限定>	49, 349, 187円	40, 536, 967円
バランスファンドVA40A<適格機関 投資家限定>	79, 545円	77, 986円
バランスファンドVA40B<適格機関 投資家限定>	1, 907, 466円	1, 912, 039円
バランスファンドVA50A<適格機関 投資家限定>	1, 436, 172円	1, 426, 151円
バランスファンドVA50B<適格機関 投資家限定>	5, 226, 113, 526円	4, 813, 619, 474円
外国債券インデックス・ファンド VA1<適格機関投資家限定>	65, 074, 366円	53, 284, 689円
バランスファンドVA50C<適格機関 投資家限定>	1, 259, 139円	850, 933円
バランスファンドVA25A<適格機関 投資家限定>	1, 389, 443, 841円	1, 052, 443, 546円
バランスファンドVA37. 5A<適格機 関投資家限定>	901, 135, 728円	804, 372, 828円
バランスファンドVA75A<適格機関 投資家限定>	19, 758, 715円	19, 133, 965円
4資産バランス20VA<適格機関投資 家限定>	422, 909, 834円	338, 322, 539円
4資産バランス40VA<適格機関投資 家限定>	2, 726, 042, 591円	2, 429, 196, 220円
4資産バランス30VA<適格機関投資 家限定>	508, 872, 030円	389, 251, 122円
バランスファンドVA35A<適格機関 投資家限定>	1, 718, 423, 064円	1, 454, 582, 343円
バランスファンドVA40C<適格機関 投資家限定>	59, 284, 371円	53, 146, 648円
グローバル4資産30VA<適格機 関投資家限定>	60, 485, 928円	56, 274, 450円
グローバル4資産45VA<適格機 関投資家限定>	48, 955, 179円	44, 337, 599円
4資産バランス30VA2<適格機 関投資家限定>	23, 931, 189円	20, 127, 578円
バランスファンドVA25B<適格 機関投資家限定>	409, 339, 503円	345, 886, 044円
バランスファンドVA20A<適格 機関投資家限定>	1, 291, 345円	980, 231円

バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	1,051,916円	310,462円
外国債券インデックス・ファンドVA3<適格機関投資家限定>	643,266,255円	530,821,556円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	663,700,649円	593,682,305円
世界分散ファンドVA25A<適格機関投資家限定>	1,073,298,832円	896,046,559円
外国債券インデックス・ファンドA／為替ヘッジ付き<適格機関投資家限定>	178,832,429円	164,446,229円
4資産インデックスバランスVA50<適格機関投資家限定>	28,574,469円	45,688,841円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）年金<適格機関投資家限定>	182,418,457円	182,418,457円
債券マルチ・ファクター戦略ファンド（年金）<適格機関投資家限定>	一円	286,731,255円
フレックスタイプ戦略ファンド<適格機関投資家限定>	64,152,607円	376,515,782円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）<適格機関投資家限定>	174,506,643円	179,819,666円
ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン	271,289,355円	207,304,041円
ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	2,341,135,762円	2,177,406,453円
世界国債タームスプレッド・プレミア戦略ファンド／為替ヘッジ付<適格機関投資家限定>	1,564,858,301円	1,499,001,652円
ステート・ストリート・グローバル債券インデックス・オープン（隔月分配型）	349,518円	9,696,520円
世界バランス40VA<適格機関投資家限定>	10,472,898円	3,921,897円
世界バランス60VA<適格機関投資家限定>	6,432,090円	6,344,125円
グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	608,168円	593,350円
グローバルバランス40VA2<適格機関投資家限定>	691,277,057円	603,659,197円
グローバルバランス40VA3<適格機関投資家限定>	30,445,613円	24,996,942円
グローバルバランス50VA<適格機関投資家限定>	9,971,451円	8,580,207円
計	32,087,499,983円	28,704,560,795円
2 受益権の総数	32,087,499,983口	28,704,560,795口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引には、保有外貨建資産の売却代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払い目的に関連して利用している為替予約取引があり、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパーティーリスク等の信用リスクに晒されております。</p>
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券</p> <p>「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2) 有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p>

	(3) デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。	(3) デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△261,111,573	520,628,655
合計	△261,111,573	520,628,655

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(2024年2月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	30,023,400	—	30,071,340 47,940
	合計	30,023,400	—	30,071,340 47,940

(単位：円)

区分	種類	(2025年2月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル ユーロ	15,210,000 7,874,200	— —	15,111,240 98,760 7,877,070 △2,870
	合計	23,084,200	—	22,988,310 95,890

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

	(2024年2月20日現在)	(2025年2月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,9054円 (29,054円)	2,9833円 (29,833円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B 0.38% 27/07/31	3,300,000.00	3,003,257.79	
		US TREASURY N/B 0.38% 27/09/30	3,800,000.00	3,436,921.85	
		US TREASURY N/B 0.5% 27/06/30	2,000,000.00	1,832,031.24	
		US TREASURY N/B 0.5% 27/10/31	1,650,000.00	1,492,283.19	
		US TREASURY N/B 0.63% 27/11/30	4,300,000.00	3,890,660.16	
		US TREASURY N/B 0.63% 27/12/31	2,950,000.00	2,660,992.18	
		US TREASURY N/B 0.63% 30/05/15	2,650,000.00	2,186,871.10	
		US TREASURY N/B 0.63% 30/08/15	3,900,000.00	3,187,488.29	
		US TREASURY N/B 0.75% 26/03/31	3,400,000.00	3,270,375.00	
		US TREASURY N/B 0.88% 26/06/30	3,900,000.00	3,725,566.41	
		US TREASURY N/B 0.88% 26/09/30	2,200,000.00	2,084,328.13	
		US TREASURY N/B 0.88% 30/11/15	4,000,000.00	3,290,781.24	
		US TREASURY N/B 1.13% 27/02/28	4,100,000.00	3,852,238.27	
		US TREASURY N/B 1.13% 31/02/15	3,650,000.00	3,027,218.75	
		US TREASURY N/B 1.13% 40/05/15	1,000,000.00	609,921.88	
		US TREASURY N/B 1.13% 40/08/15	900,000.00	543,726.55	
		US TREASURY N/B 1.25% 28/03/31	1,700,000.00	1,550,453.12	
		US TREASURY N/B 1.25% 28/05/31	2,800,000.00	2,540,343.73	
		US TREASURY N/B 1.25% 28/06/30	2,600,000.00	2,352,796.88	
		US TREASURY N/B 1.25% 28/09/30	600,000.00	538,710.93	
		US TREASURY N/B 1.25% 31/08/15	4,000,000.00	3,284,687.52	
		US TREASURY N/B 1.25% 50/05/15	1,100,000.00	525,980.46	
		US TREASURY N/B 1.38% 26/08/31	3,500,000.00	3,351,523.42	

		US TREASURY N/B 1.38% 28/10/31	1,400,000.00	1,259,890.63	
		US TREASURY N/B 1.38% 28/12/31	1,000,000.00	895,625.00	
		US TREASURY N/B 1.38% 31/11/15	1,200,000.00	986,343.74	
		US TREASURY N/B 1.38% 40/11/15	1,250,000.00	783,349.61	
		US TREASURY N/B 1.38% 50/08/15	1,200,000.00	589,921.87	
		US TREASURY N/B 1.5% 26/08/15	3,500,000.00	3,361,367.17	
		US TREASURY N/B 1.5% 27/01/31	4,800,000.00	4,552,874.97	
		US TREASURY N/B 1.5% 28/11/30	2,400,000.00	2,164,687.48	
		US TREASURY N/B 1.63% 26/02/15	3,000,000.00	2,922,890.64	
		US TREASURY N/B 1.63% 26/05/15	3,800,000.00	3,679,468.75	
		US TREASURY N/B 1.63% 26/09/30	4,000,000.00	3,837,343.76	
		US TREASURY N/B 1.63% 29/08/15	6,600,000.00	5,879,671.90	
		US TREASURY N/B 1.63% 31/05/15	4,400,000.00	3,731,578.13	
		US TREASURY N/B 1.63% 50/11/15	600,000.00	315,421.87	
		US TREASURY N/B 1.75% 29/01/31	3,800,000.00	3,445,531.25	
		US TREASURY N/B 1.75% 29/11/15	2,150,000.00	1,914,255.85	
		US TREASURY N/B 1.88% 32/02/15	3,250,000.00	2,748,535.14	
		US TREASURY N/B 1.88% 41/02/15	1,400,000.00	949,484.36	
		US TREASURY N/B 1.88% 51/02/15	3,350,000.00	1,878,093.75	
		US TREASURY N/B 1.88% 51/11/15	2,400,000.00	1,334,062.51	
		US TREASURY N/B 2.0% 26/11/15	3,550,000.00	3,415,210.93	
		US TREASURY N/B 2.0% 41/11/15	800,000.00	543,250.00	
		US TREASURY N/B 2.0% 50/02/15	2,000,000.00	1,171,015.62	
		US TREASURY N/B 2.0% 51/08/15	1,600,000.00	921,250.00	
		US TREASURY N/B 2.25% 26/03/31	2,300,000.00	2,249,507.82	
		US TREASURY N/B 2.25% 27/02/15	3,500,000.00	3,365,605.46	
		US TREASURY N/B 2.25% 27/08/15	2,000,000.00	1,905,078.12	
		US TREASURY N/B 2.25% 27/11/15	2,600,000.00	2,464,007.80	
		US TREASURY N/B 2.25% 41/05/15	1,250,000.00	896,484.37	
		US TREASURY N/B 2.25% 46/08/15	200,000.00	130,343.75	
		US TREASURY N/B 2.25% 49/08/15	1,000,000.00	624,765.62	
		US TREASURY N/B 2.25% 52/02/15	1,900,000.00	1,159,816.41	
		US TREASURY N/B 2.38% 27/05/15	4,000,000.00	3,838,593.76	
		US TREASURY N/B 2.38% 29/05/15	3,000,000.00	2,772,656.25	
		US TREASURY N/B 2.38% 49/11/15	1,700,000.00	1,089,328.12	
		US TREASURY N/B 2.38% 51/05/15	3,500,000.00	2,216,210.92	
		US TREASURY N/B 2.5% 26/02/28	4,000,000.00	3,928,093.76	
		US TREASURY N/B 2.5% 45/02/15	950,000.00	664,814.45	
		US TREASURY N/B 2.5% 46/05/15	1,000,000.00	687,226.56	
		US TREASURY N/B 2.63% 26/01/31	2,800,000.00	2,756,906.26	
		US TREASURY N/B 2.63% 27/05/31	1,800,000.00	1,735,664.05	
		US TREASURY N/B 2.63% 29/02/15	3,600,000.00	3,374,578.11	
		US TREASURY N/B 2.75% 28/02/15	2,300,000.00	2,200,812.50	
		US TREASURY N/B 2.75% 32/08/15	3,100,000.00	2,762,148.42	
		US TREASURY N/B 2.75% 42/08/15	1,200,000.00	909,234.37	
		US TREASURY N/B 2.75% 42/11/15	500,000.00	377,050.78	
		US TREASURY N/B 2.75% 47/08/15	500,000.00	354,863.28	
		US TREASURY N/B 2.75% 47/11/15	1,000,000.00	707,734.38	
		US TREASURY N/B 2.88% 28/05/15	3,400,000.00	3,253,375.00	
		US TREASURY N/B 2.88% 28/08/15	1,500,000.00	1,430,097.66	
		US TREASURY N/B 2.88% 32/05/15	3,400,000.00	3,067,304.69	
		US TREASURY N/B 2.88% 43/05/15	300,000.00	229,218.75	
		US TREASURY N/B 2.88% 45/08/15	900,000.00	669,410.15	
		US TREASURY N/B 2.88% 46/11/15	800,000.00	586,156.24	
		US TREASURY N/B 2.88% 49/05/15	500,000.00	357,441.40	
		US TREASURY N/B 2.88% 52/05/15	1,500,000.00	1,054,921.87	
		US TREASURY N/B 3.0% 42/05/15	500,000.00	395,468.75	
		US TREASURY N/B 3.0% 45/05/15	400,000.00	304,656.24	
		US TREASURY N/B 3.0% 45/11/15	900,000.00	682,453.12	
		US TREASURY N/B 3.0% 47/02/15	900,000.00	672,890.62	
		US TREASURY N/B 3.0% 47/05/15	1,000,000.00	745,625.00	

US TREASURY N/B 3. 0% 48/02/15	550, 000. 00	407, 021. 48	
US TREASURY N/B 3. 0% 48/08/15	1, 500, 000. 00	1, 104, 843. 75	
US TREASURY N/B 3. 0% 49/02/15	1, 200, 000. 00	880, 406. 25	
US TREASURY N/B 3. 0% 52/08/15	1, 800, 000. 00	1, 298, 953. 11	
US TREASURY N/B 3. 13% 27/08/31	3, 200, 000. 00	3, 111, 124. 99	
US TREASURY N/B 3. 13% 28/11/15	1, 700, 000. 00	1, 629, 277. 34	
US TREASURY N/B 3. 13% 41/11/15	950, 000. 00	770, 835. 93	
US TREASURY N/B 3. 13% 42/02/15	900, 000. 00	727, 804. 69	
US TREASURY N/B 3. 13% 43/02/15	700, 000. 00	557, 566. 40	
US TREASURY N/B 3. 13% 44/08/15	400, 000. 00	313, 312. 50	
US TREASURY N/B 3. 13% 48/05/15	1, 500, 000. 00	1, 133, 320. 32	
US TREASURY N/B 3. 25% 29/06/30	2, 200, 000. 00	2, 103, 492. 18	
US TREASURY N/B 3. 38% 33/05/15	1, 900, 000. 00	1, 753, 937. 50	
US TREASURY N/B 3. 38% 42/08/15	1, 100, 000. 00	915, 878. 90	
US TREASURY N/B 3. 38% 48/11/15	1, 770, 000. 00	1, 393, 875. 00	
US TREASURY N/B 3. 5% 28/01/31	1, 900, 000. 00	1, 858, 363. 28	
US TREASURY N/B 3. 5% 29/09/30	2, 300, 000. 00	2, 217, 343. 75	
US TREASURY N/B 3. 5% 33/02/15	1, 800, 000. 00	1, 681, 171. 88	
US TREASURY N/B 3. 5% 39/02/15	600, 000. 00	531, 070. 31	
US TREASURY N/B 3. 63% 28/03/31	2, 500, 000. 00	2, 451, 074. 22	
US TREASURY N/B 3. 63% 43/08/15	300, 000. 00	256, 160. 15	
US TREASURY N/B 3. 63% 44/02/15	900, 000. 00	765, 597. 65	
US TREASURY N/B 3. 63% 53/02/15	1, 100, 000. 00	899, 078. 12	
US TREASURY N/B 3. 75% 31/08/31	2, 500, 000. 00	2, 401, 464. 84	
US TREASURY N/B 3. 75% 41/08/15	800, 000. 00	708, 968. 75	
US TREASURY N/B 3. 75% 43/11/15	700, 000. 00	607, 496. 09	
US TREASURY N/B 3. 88% 27/10/15	1, 600, 000. 00	1, 583, 375. 00	
US TREASURY N/B 3. 88% 33/08/15	1, 800, 000. 00	1, 720, 265. 61	
US TREASURY N/B 3. 88% 34/08/15	2, 600, 000. 00	2, 468, 781. 25	
US TREASURY N/B 3. 88% 40/08/15	900, 000. 00	816, 785. 15	
US TREASURY N/B 3. 88% 43/05/15	800, 000. 00	709, 625. 00	
US TREASURY N/B 4. 0% 28/06/30	2, 300, 000. 00	2, 277, 718. 75	
US TREASURY N/B 4. 0% 29/07/31	1, 000, 000. 00	985, 585. 94	
US TREASURY N/B 4. 0% 34/02/15	2, 400, 000. 00	2, 307, 937. 48	
US TREASURY N/B 4. 0% 42/11/15	300, 000. 00	271, 933. 59	
US TREASURY N/B 4. 0% 52/11/15	2, 100, 000. 00	1, 837, 417. 97	
US TREASURY N/B 4. 13% 26/10/31	1, 600, 000. 00	1, 595, 562. 49	
US TREASURY N/B 4. 13% 31/07/31	3, 200, 000. 00	3, 143, 124. 99	
US TREASURY N/B 4. 13% 31/10/31	2, 000, 000. 00	1, 962, 031. 24	
US TREASURY N/B 4. 13% 31/11/30	1, 300, 000. 00	1, 275, 015. 62	
US TREASURY N/B 4. 13% 32/11/15	2, 000, 000. 00	1, 955, 859. 38	
US TREASURY N/B 4. 13% 44/08/15	200, 000. 00	182, 250. 00	
US TREASURY N/B 4. 13% 53/08/15	1, 050, 000. 00	939, 708. 97	
US TREASURY N/B 4. 25% 26/12/31	3, 500, 000. 00	3, 497, 949. 21	
US TREASURY N/B 4. 25% 28/01/15	600, 000. 00	599, 156. 25	
US TREASURY N/B 4. 25% 29/02/28	4, 400, 000. 00	4, 383, 671. 86	
US TREASURY N/B 4. 25% 29/06/30	1, 500, 000. 00	1, 493, 261. 71	
US TREASURY N/B 4. 25% 34/11/15	2, 200, 000. 00	2, 150, 500. 00	
US TREASURY N/B 4. 25% 39/05/15	500, 000. 00	478, 496. 09	
US TREASURY N/B 4. 25% 40/11/15	1, 000, 000. 00	947, 148. 44	
US TREASURY N/B 4. 25% 54/08/15	850, 000. 00	778, 812. 50	
US TREASURY N/B 4. 38% 27/07/15	1, 200, 000. 00	1, 202, 390. 62	
US TREASURY N/B 4. 38% 28/11/30	350, 000. 00	350, 396. 48	
US TREASURY N/B 4. 38% 29/12/31	1, 600, 000. 00	1, 600, 124. 98	
US TREASURY N/B 4. 38% 30/11/30	1, 500, 000. 00	1, 496, 308. 59	
US TREASURY N/B 4. 38% 34/05/15	1, 100, 000. 00	1, 087, 410. 15	
US TREASURY N/B 4. 38% 38/02/15	400, 000. 00	391, 765. 62	
US TREASURY N/B 4. 38% 39/11/15	750, 000. 00	725, 126. 95	
US TREASURY N/B 4. 38% 40/05/15	500, 000. 00	481, 914. 06	
US TREASURY N/B 4. 38% 43/08/15	500, 000. 00	473, 867. 19	
US TREASURY N/B 4. 5% 29/05/31	600, 000. 00	603, 257. 81	

US TREASURY N/B 4. 5% 31/12/31	900, 000. 00	902, 390. 62	
US TREASURY N/B 4. 5% 33/11/15	2, 550, 000. 00	2, 547, 708. 97	
US TREASURY N/B 4. 5% 36/02/15	520, 000. 00	522, 437. 50	
US TREASURY N/B 4. 5% 38/05/15	300, 000. 00	297, 410. 15	
US TREASURY N/B 4. 5% 54/11/15	700, 000. 00	669, 484. 37	
US TREASURY N/B 4. 63% 28/09/30	1, 800, 000. 00	1, 817, 437. 50	
US TREASURY N/B 4. 63% 31/04/30	1, 500, 000. 00	1, 515, 000. 00	
US TREASURY N/B 4. 63% 54/05/15	400, 000. 00	389, 781. 24	
US TREASURY N/B 4. 75% 41/02/15	1, 000, 000. 00	1, 002, 031. 25	
US TREASURY N/B 4. 75% 43/11/15	350, 000. 00	347, 894. 53	
US TREASURY N/B 4. 75% 53/11/15	1, 200, 000. 00	1, 191, 140. 62	
US TREASURY N/B 4. 88% 26/04/30	2, 200, 000. 00	2, 214, 351. 56	
US TREASURY N/B 5. 0% 37/05/15	300, 000. 00	312, 843. 75	
US TREASURY N/B 5. 38% 31/02/15	500, 000. 00	525, 019. 53	
US TREASURY N/B 6. 0% 26/02/15	2, 000, 000. 00	2, 034, 583. 34	
US TREASURY N/B 6. 13% 27/11/15	300, 000. 00	314, 554. 68	
US TREASURY N/B 6. 25% 30/05/15	1, 400, 000. 00	1, 521, 351. 56	
アメリカ・ドル小計		298, 040, 000. 00	265, 520, 225. 32 (40, 128, 071, 653)
カナダ・ ドル	CANADIAN GOVERNMENT BOND 0. 25% 26/03/01	3, 100, 000. 00	3, 018, 687. 00
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1. 0% 27/06/01	1, 100, 000. 00	1, 057, 892. 00
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1. 25% 30/06/01	1, 260, 000. 00	1, 156, 869. 00
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1. 5% 26/06/01	1, 100, 000. 00	1, 082, 554. 00
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1. 5% 31/06/01	1, 500, 000. 00	1, 371, 645. 00
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1. 75% 53/12/01	620, 000. 00	437, 193. 00
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2. 0% 28/06/01	550, 000. 00	536, 585. 50
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2. 0% 32/06/01	1, 710, 000. 00	1, 591, 548. 30
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2. 0% 51/12/01	670, 000. 00	509, 253. 60
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2. 75% 33/06/01	750, 000. 00	730, 342. 50
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2. 75% 48/12/01	430, 000. 00	387, 941. 70
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2. 75% 55/12/01	370, 000. 00	326, 735. 90
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2. 75% 64/12/01	410, 000. 00	363, 793. 00
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3. 0% 34/06/01	870, 000. 00	858, 507. 30
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3. 25% 35/06/01	430, 000. 00	431, 371. 70
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3. 5% 45/12/01	230, 000. 00	235, 865. 00
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 5. 0% 37/06/01	500, 000. 00	588, 715. 00
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 5. 75% 29/06/01	410, 000. 00	458, 552. 20
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 5. 75% 33/06/01	700, 000. 00	832, 076. 00
カナダ・ドル小計		16, 710, 000. 00	15, 976, 127. 70 (1, 696, 984, 283)
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 1. 0% 30/12/21	1, 280, 000. 00	1, 071, 116. 80

オースト ラリア・ ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 1. 0% 31/11/21	1, 010, 000. 00	816, 807. 20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 1. 25% 32/05/21	2, 000, 000. 00	1, 618, 340. 00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 1. 75% 51/06/21	350, 000. 00	182, 819. 00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 2. 25% 28/05/21	700, 000. 00	664, 321. 00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 2. 5% 30/05/21	200, 000. 00	185, 004. 00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 2. 75% 27/11/21	720, 000. 00	698, 104. 80	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 2. 75% 35/06/21	590, 000. 00	503, 039. 90	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 2. 75% 41/05/21	250, 000. 00	191, 920. 00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 3. 0% 47/03/21	170, 000. 00	124, 967. 00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 3. 25% 29/04/21	370, 000. 00	359, 503. 10	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 3. 25% 39/06/21	350, 000. 00	296, 667. 00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 3. 75% 34/05/21	200, 000. 00	188, 880. 00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 3. 75% 37/04/21	430, 000. 00	395, 213. 00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 4. 25% 26/04/21	220, 000. 00	220, 743. 60	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 4. 25% 34/06/21	150, 000. 00	147, 261. 00	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 4. 5% 33/04/21	1, 780, 000. 00	1, 790, 840. 20	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 4. 75% 27/04/21	1, 010, 000. 00	1, 027, 250. 80	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 4. 75% 54/06/21	210, 000. 00	201, 297. 60	
オーストラリア・ドル小計		11, 990, 000. 00	10, 684, 096. 00 (1, 025, 352, 692)	
イギリ ス・ポン ド	UK GILT BOND 0. 25% 31/07/31	1, 240, 000. 00	963, 035. 79	
	UK GILT BOND 0. 38% 30/10/22	200, 000. 00	161, 892. 25	
	UK GILT BOND 0. 88% 29/10/22	730, 000. 00	630, 398. 80	
	UK GILT BOND 0. 88% 33/07/31	1, 200, 000. 00	896, 692. 34	
	UK GILT BOND 1. 13% 39/01/31	650, 000. 00	407, 201. 78	
	UK GILT BOND 1. 25% 27/07/22	1, 100, 000. 00	1, 029, 719. 24	
	UK GILT BOND 1. 5% 26/07/22	1, 930, 000. 00	1, 862, 958. 36	
	UK GILT BOND 1. 63% 28/10/22	850, 000. 00	779, 493. 50	
	UK GILT BOND 1. 63% 71/10/22	970, 000. 00	403, 229. 00	
	UK GILT BOND 1. 75% 37/09/07	950, 000. 00	682, 116. 09	
	UK GILT BOND 1. 75% 49/01/22	800, 000. 00	432, 975. 20	
	UK GILT BOND 1. 75% 57/07/22	980, 000. 00	468, 342. 00	
	UK GILT BOND 2. 5% 65/07/22	820, 000. 00	464, 120. 00	
	UK GILT BOND 3. 25% 33/01/31	1, 340, 000. 00	1, 228, 356. 72	
	UK GILT BOND 3. 25% 44/01/22	450, 000. 00	349, 597. 54	
	UK GILT BOND 3. 5% 45/01/22	750, 000. 00	599, 909. 13	
	UK GILT BOND 3. 5% 68/07/22	650, 000. 00	475, 085. 00	
	UK GILT BOND 3. 75% 52/07/22	470, 000. 00	372, 633. 25	
	UK GILT BOND 4. 0% 60/01/22	750, 000. 00	614, 175. 00	
	UK GILT BOND 4. 25% 27/12/07	1, 050, 000. 00	1, 055, 030. 70	
	UK GILT BOND 4. 25% 32/06/07	1, 050, 000. 00	1, 041, 127. 50	
	UK GILT BOND 4. 25% 34/07/31	180, 000. 00	175, 154. 73	
	UK GILT BOND 4. 25% 36/03/07	350, 000. 00	336, 385. 05	
	UK GILT BOND 4. 25% 39/09/07	780, 000. 00	727, 019. 17	

	UK GILT BOND 4.25% 40/12/07	650,000.00	598,849.35	
	UK GILT BOND 4.25% 46/12/07	850,000.00	751,067.85	
	UK GILT BOND 4.25% 49/12/07	650,000.00	567,899.62	
	UK GILT BOND 4.25% 55/12/07	830,000.00	713,551.00	
	UK GILT BOND 4.38% 54/07/31	310,000.00	272,056.00	
	UK GILT BOND 4.5% 34/09/07	950,000.00	943,609.30	
	UK GILT BOND 4.5% 42/12/07	510,000.00	477,529.23	
	UK GILT BOND 4.75% 30/12/07	800,000.00	819,327.34	
	UK GILT BOND 4.75% 38/12/07	600,000.00	593,160.00	
	UK GILT BOND 4.75% 43/10/22	180,000.00	172,600.61	
	UK GILT BOND 6.0% 28/12/07	750,000.00	799,979.23	
	イギリス・ポンド小計	27,320,000.00	22,866,277.67 (4,351,452,641)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.88% 50/03/01	160,000.00	131,694.35	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.88% 51/10/01	140,000.00	113,827.82	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.38% 39/07/01	180,000.00	169,113.60	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 42/04/01	195,000.00	190,998.84	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.75% 46/03/01	150,000.00	146,883.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.88% 30/09/01	525,000.00	526,321.96	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.0% 29/04/01	160,000.00	161,203.37	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.0% 72/08/01	90,000.00	92,725.29	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.25% 54/06/01	50,000.00	54,030.25	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.38% 33/09/01	350,000.00	362,686.26	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.38% 34/05/01	190,000.00	197,427.10	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.5% 27/03/01	700,000.00	710,370.50	
	シンガポール・ドル小計	2,890,000.00	2,857,282.34 (321,844,283)	
マレーシア・リンギット	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 27/05/31	1,000,000.00	1,001,195.46	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 3.58% 32/07/15	300,000.00	296,427.72	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 3.76% 40/05/22	200,000.00	194,909.93	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 3.9% 26/11/30	2,500,000.00	2,524,347.75	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 4.07% 50/06/15	950,000.00	938,342.32	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 4.5% 30/04/15	1,500,000.00	1,558,207.53	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 4.64% 33/11/07	3,100,000.00	3,291,973.04	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 4.74% 46/03/15	1,400,000.00	1,523,725.78	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 4.92% 48/07/06	450,000.00	504,065.71	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 4.94% 43/09/30	730,000.00	812,082.56	
	マレーシア・リンギット小計	12,130,000.00	12,645,277.80 (430,229,021)	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	420,000.00	426,958.01	

ニュージーランド・ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	800,000.00	713,257.12	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	30,000.00	28,867.84	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,350,000.00	1,149,983.66	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	370,000.00	235,493.60	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	205,000.00	132,966.81	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	70,000.00	67,638.29	
	ニュージーランド・ドル小計	3,245,000.00	2,755,165.33 (237,550,355)	
スウェーデン・クローナ	SWEDISH GOVERNMENT BOND 0.75% 28/05/12	3,200,000.00	3,070,240.00	
	SWEDISH GOVERNMENT BOND 0.75% 29/11/12	1,000,000.00	937,900.00	
	SWEDISH GOVERNMENT BOND 1.0% 26/11/12	2,530,000.00	2,487,875.50	
	SWEDISH GOVERNMENT BOND 1.75% 33/11/11	180,000.00	171,729.00	
	SWEDISH GOVERNMENT BOND 2.25% 35/05/11	320,000.00	315,275.20	
	SWEDISH GOVERNMENT BOND 3.5% 39/03/30	2,680,000.00	2,977,279.00	
スウェーデン・クローナ小計		9,910,000.00	9,960,298.70 (140,440,212)	
ノルウェー・クローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 1.38% 30/08/19	1,550,000.00	1,361,616.87	
	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 26/02/19	450,000.00	439,130.81	
	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 1.75% 27/02/17	2,410,000.00	2,318,179.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 1.75% 29/09/06	1,700,000.00	1,553,356.30	
	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 2.0% 28/04/26	600,000.00	568,624.20	
	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 2.13% 32/05/18	1,170,000.00	1,039,194.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 3.0% 33/08/15	1,050,000.00	979,545.00	
	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 42/10/06	750,000.00	714,281.25	
	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 3.63% 34/04/13	670,000.00	653,556.52	
ノルウェー・クローネ小計		10,350,000.00	9,627,483.95 (130,837,506)	
デンマーク・クローネ	DANISH GOVERNMENT BOND 0.0% 31/11/15	20,000.00	17,320.12	
	DANISH GOVERNMENT BOND 0.25% 52/11/15	1,960,000.00	1,091,977.48	
	DANISH GOVERNMENT BOND 0.5% 27/11/15	2,770,000.00	2,664,843.26	
	DANISH GOVERNMENT BOND 0.5% 29/11/15	1,750,000.00	1,628,045.12	
	DANISH GOVERNMENT BOND 2.25% 26/11/15	250,000.00	251,467.17	
	DANISH GOVERNMENT BOND 4.5% 39/11/15	2,430,000.00	3,027,965.28	
デンマーク・クローネ小計		9,180,000.00	8,681,618.43 (183,442,596)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN GOVERNMENT BOND 10.0% 36/11/20	7,200,000.00	7,256,585.66	
	MEXICAN GOVERNMENT BOND 5.75% 26/03/05	11,000,000.00	10,649,732.50	
	MEXICAN GOVERNMENT BOND 7.5% 27/06/03	21,500,000.00	20,806,217.36	

MEXICAN GOVERNMENT BOND 7.5% 33/05/26	3,500,000.00	3,038,105.00	
MEXICAN GOVERNMENT BOND 7.75% 31/05/29	11,500,000.00	10,483,308.00	
MEXICAN GOVERNMENT BOND 7.75% 34/11/23	2,500,000.00	2,169,171.87	
MEXICAN GOVERNMENT BOND 7.75% 42/11/13	4,300,000.00	3,380,445.55	
MEXICAN GOVERNMENT BOND 8.0% 47/11/07	8,100,000.00	6,402,530.38	
MEXICAN GOVERNMENT BOND 8.0% 53/07/31	5,800,000.00	4,520,442.51	
MEXICAN GOVERNMENT BOND 8.5% 29/05/31	15,000,000.00	14,484,985.95	
MEXICAN GOVERNMENT BOND 8.5% 38/11/18	7,000,000.00	6,141,735.88	
メキシコ・ペソ小計	97,400,000.00	89,333,260.66 (660,262,130)	
イスラエル・シェケル	ISRAEL FIXED BOND ISRAEL FIXED BOND	2,000,000.00 1,500,000.00 940,000.00 800,000.00 1,345,000.00 570,000.00 160,000.00 250,000.00	1,950,189.91 1,420,016.90 814,517.96 898,668.14 1,235,693.89 474,669.94 160,777.16 259,385.23
イスラエル・シェケル小計	7,565,000.00	7,213,919.13 (307,499,794)	
ポーランド・ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND 1.25% 30/10/25 POLAND GOVERNMENT BOND 1.75% 32/04/25 POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 26/07/25 POLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 27/07/25 POLAND GOVERNMENT BOND 5.0% 30/01/25 POLAND GOVERNMENT BOND 5.0% 34/10/25 POLAND GOVERNMENT BOND 5.75% 29/04/25 POLAND GOVERNMENT BOND 6.0% 33/10/25	2,080,000.00 1,470,000.00 3,350,000.00 200,000.00 680,000.00 410,000.00 4,320,000.00 840,000.00	1,653,298.92 1,135,161.93 3,226,996.37 187,558.00 663,405.05 385,092.50 4,365,465.84 851,763.36
ポーランド・ズロチ小計	13,350,000.00	12,468,741.97 (470,283,540)	
中国・人民元	CHINA GOVERNMENT BOND CHINA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00 27,800,000.00 39,100,000.00 21,000,000.00 15,000,000.00 5,000,000.00 16,000,000.00 23,000,000.00 22,900,000.00 23,500,000.00 17,900,000.00 26,500,000.00 6,000,000.00 15,000,000.00 18,300,000.00 13,500,000.00	16,103,353.12 28,120,619.06 39,879,219.59 21,390,273.03 15,332,157.75 5,024,815.10 16,554,208.48 24,161,761.51 23,733,224.51 24,252,015.04 18,809,420.39 26,945,284.27 6,311,275.14 15,749,940.30 19,849,284.40 13,889,914.83

	CHINA GOVERNMENT BOND	5,400,000.00	5,482,699.54	
	CHINA GOVERNMENT BOND	27,800,000.00	30,011,673.75	
	CHINA GOVERNMENT BOND	9,500,000.00	10,356,825.33	
	CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,667,747.08	
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,500,000.00	9,040,350.78	
	CHINA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	12,634,566.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	18,700,000.00	19,394,174.29	
	CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	17,858,526.01	
	CHINA GOVERNMENT BOND	12,400,000.00	16,425,598.74	
	CHINA GOVERNMENT BOND	13,800,000.00	17,737,036.91	
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,700,000.00	2,099,685.84	
	中国・人民元小計	438,300,000.00	466,815,650.79 (9,690,252,641)	
ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.0% 30/02/20	300,000.00	264,361.35	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.0% 31/02/20	550,000.00	469,812.75	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.0% 40/10/20	250,000.00	154,205.80	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.5% 29/02/20	400,000.00	370,681.79	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 26/10/20	180,000.00	175,631.98	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 28/02/20	780,000.00	744,142.48	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.75% 51/03/20	360,000.00	206,773.02	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.85% 20/06/30	190,000.00	74,549.11	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 47/02/20	235,000.00	173,576.03	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 86/11/02	120,000.00	69,138.00	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.1% 17/09/20	190,000.00	137,094.50	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.4% 34/05/23	630,000.00	605,605.45	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.9% 33/02/20	650,000.00	654,352.72	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.15% 44/06/20	210,000.00	208,692.24	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.8% 62/01/26	95,000.00	106,177.03	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 4.15% 37/03/15	360,000.00	399,865.32	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 4.85% 26/03/15	250,000.00	256,694.25	
	AUSTRIA GOVERNMENT BOND 6.25% 27/07/15	650,000.00	708,736.43	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.1% 30/06/22	500,000.00	438,244.75	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.35% 32/06/22	200,000.00	167,474.10	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.4% 40/06/22	180,000.00	116,272.48	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.65% 71/06/22	260,000.00	98,997.94	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 27/06/22	390,000.00	376,890.63	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.8% 28/06/22	250,000.00	237,244.75	

BELGIUM GOVERNMENT BOND 0.9% 29/06/22	530,000.00	495,195.96	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.0% 31/06/22	280,000.00	252,492.52	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.25% 33/04/22	450,000.00	398,662.18	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.45% 37/06/22	480,000.00	393,609.60	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.6% 47/06/22	300,000.00	211,092.00	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.7% 50/06/22	220,000.00	151,490.02	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.9% 38/06/22	200,000.00	170,317.25	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.15% 66/06/22	260,000.00	179,994.34	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 57/06/22	610,000.00	447,284.94	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.0% 34/06/22	550,000.00	550,238.70	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.1% 35/06/22	50,000.00	49,951.62	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.75% 45/06/22	250,000.00	258,910.00	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.0% 32/03/28	850,000.00	914,597.45	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 41/03/28	370,000.00	407,967.55	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.5% 26/03/28	450,000.00	460,923.97	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 5.0% 35/03/28	550,000.00	641,434.75	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 5.5% 28/03/28	750,000.00	818,625.93	
FINNISH GOVERNMENT BOND 0.0% 30/09/15	30,000.00	26,005.47	
FINNISH GOVERNMENT BOND 0.13% 31/09/15	180,000.00	152,557.74	
FINNISH GOVERNMENT BOND 0.13% 36/04/15	260,000.00	189,200.70	
FINNISH GOVERNMENT BOND 0.13% 52/04/15	160,000.00	72,974.68	
FINNISH GOVERNMENT BOND 0.25% 40/09/15	150,000.00	96,938.16	
FINNISH GOVERNMENT BOND 0.5% 26/04/15	400,000.00	392,379.20	
FINNISH GOVERNMENT BOND 0.5% 28/09/15	300,000.00	280,713.60	
FINNISH GOVERNMENT BOND 0.5% 29/09/15	170,000.00	155,465.42	
FINNISH GOVERNMENT BOND 0.75% 31/04/15	230,000.00	205,457.63	
FINNISH GOVERNMENT BOND 1.13% 34/04/15	170,000.00	145,959.40	
FINNISH GOVERNMENT BOND 1.38% 47/04/15	150,000.00	107,487.97	
FINNISH GOVERNMENT BOND 2.5% 30/04/15	100,000.00	99,755.70	
FINNISH GOVERNMENT BOND 2.63% 42/07/04	195,000.00	181,494.30	
FINNISH GOVERNMENT BOND 2.75% 28/07/04	200,000.00	202,555.00	

FINNISH GOVERNMENT BOND 2.95% 55/04/15	45,000.00	42,560.32	
FINNISH GOVERNMENT BOND 3.0% 33/09/15	250,000.00	252,861.00	
FINNISH GOVERNMENT BOND 3.2% 45/04/15	60,000.00	59,969.10	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.0% 26/02/25	350,000.00	342,259.01	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.0% 29/11/25	980,000.00	862,998.29	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.0% 30/11/25	2,200,000.00	1,875,902.60	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.0% 31/11/25	1,600,000.00	1,317,276.00	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.0% 32/05/25	1,400,000.00	1,131,009.60	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.25% 26/11/25	1,730,000.00	1,670,341.95	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.5% 26/05/25	1,700,000.00	1,663,992.30	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.5% 29/05/25	1,500,000.00	1,371,682.50	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.5% 40/05/25	920,000.00	595,460.34	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.5% 44/06/25	200,000.00	115,238.05	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.5% 72/05/25	480,000.00	156,896.64	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.75% 28/05/25	2,130,000.00	2,014,511.40	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.75% 28/11/25	1,450,000.00	1,355,738.40	
FRENCH GOVERNMENT BOND 0.75% 53/05/25	680,000.00	331,665.24	
FRENCH GOVERNMENT BOND 1.0% 27/05/25	1,650,000.00	1,601,624.47	
FRENCH GOVERNMENT BOND 1.25% 34/05/25	2,150,000.00	1,822,075.00	
FRENCH GOVERNMENT BOND 1.25% 36/05/25	950,000.00	766,726.00	
FRENCH GOVERNMENT BOND 1.5% 31/05/25	1,300,000.00	1,199,991.00	
FRENCH GOVERNMENT BOND 1.5% 50/05/25	1,080,000.00	693,993.14	
FRENCH GOVERNMENT BOND 1.75% 39/06/25	750,000.00	607,187.25	
FRENCH GOVERNMENT BOND 1.75% 66/05/25	550,000.00	325,580.06	
FRENCH GOVERNMENT BOND 2.0% 32/11/25	1,170,000.00	1,086,787.84	
FRENCH GOVERNMENT BOND 2.0% 48/05/25	1,100,000.00	816,218.70	
FRENCH GOVERNMENT BOND 2.5% 30/05/25	1,200,000.00	1,185,255.68	
FRENCH GOVERNMENT BOND 2.75% 27/10/25	2,850,000.00	2,875,179.75	
FRENCH GOVERNMENT BOND 3.0% 54/05/25	600,000.00	518,001.14	
FRENCH GOVERNMENT BOND 3.25% 45/05/25	830,000.00	786,785.22	
FRENCH GOVERNMENT BOND 3.5% 26/04/25	970,000.00	984,052.56	

FRENCH GOVERNMENT BOND 3.6% 42/05/25	340,000.00	340,265.03	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.0% 38/10/25	900,000.00	953,723.70	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.0% 55/04/25	730,000.00	757,645.83	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.0% 60/04/25	570,000.00	590,774.36	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.5% 41/04/25	1,050,000.00	1,172,787.78	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.75% 35/04/25	1,500,000.00	1,694,127.00	
FRENCH GOVERNMENT BOND 5.5% 29/04/25	1,480,000.00	1,645,689.70	
FRENCH GOVERNMENT BOND 5.75% 32/10/25	1,300,000.00	1,541,816.90	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.0% 26/08/15	1,950,000.00	1,890,464.05	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.0% 29/08/15	1,230,000.00	1,115,154.58	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.0% 30/02/15	200,000.00	179,043.75	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.0% 30/08/15	600,000.00	530,869.80	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.0% 31/02/15	1,000,000.00	873,164.25	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.0% 31/08/15	1,200,000.00	1,034,322.14	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.0% 31/08/15	1,120,000.00	965,618.08	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.0% 35/05/15	700,000.00	540,130.50	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.0% 50/08/15	900,000.00	451,989.24	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.0% 52/08/15	730,000.00	347,935.15	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.25% 27/02/15	1,790,000.00	1,725,689.77	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.25% 28/08/15	1,600,000.00	1,499,310.40	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.25% 29/02/15	1,000,000.00	927,362.00	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.5% 26/02/15	1,070,000.00	1,053,160.87	
GERMAN GOVERNMENT BOND 0.5% 27/08/15	800,000.00	769,195.00	
GERMAN GOVERNMENT BOND 1.25% 48/08/15	770,000.00	570,808.70	
GERMAN GOVERNMENT BOND 1.7% 32/08/15	1,630,000.00	1,554,314.25	
GERMAN GOVERNMENT BOND 1.8% 53/08/15	780,000.00	631,509.06	
GERMAN GOVERNMENT BOND 2.2% 34/02/15	850,000.00	830,206.98	
GERMAN GOVERNMENT BOND 2.4% 30/04/18	200,000.00	200,804.50	
GERMAN GOVERNMENT BOND 2.5% 44/07/04	730,000.00	700,245.20	
GERMAN GOVERNMENT BOND 2.5% 46/08/15	710,000.00	678,709.59	
GERMAN GOVERNMENT BOND 2.5% 54/08/15	650,000.00	612,810.67	

GERMAN GOVERNMENT BOND 2.6% 33/08/15	1,100,000.00	1,111,325.08	
GERMAN GOVERNMENT BOND 2.6% 41/05/15	150,000.00	146,595.56	
GERMAN GOVERNMENT BOND 3.25% 42/07/04	500,000.00	532,653.50	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.0% 37/01/04	680,000.00	773,472.80	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.25% 39/07/04	600,000.00	707,556.00	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.75% 28/07/04	900,000.00	974,686.95	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.75% 34/07/04	1,220,000.00	1,448,147.62	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.75% 40/07/04	680,000.00	849,536.24	
GERMAN GOVERNMENT BOND 5.5% 31/01/04	750,000.00	879,072.00	
GERMAN GOVERNMENT BOND 5.63% 28/01/04	1,300,000.00	1,423,849.70	
GERMAN GOVERNMENT BOND 6.25% 30/01/04	450,000.00	530,770.05	
GERMAN GOVERNMENT BOND 6.5% 27/07/04	1,350,000.00	1,484,127.56	
IRISH GOVERNMENT BOND 0.0% 31/10/18	100,000.00	84,137.50	
IRISH GOVERNMENT BOND 0.35% 32/10/18	250,000.00	209,985.93	
IRISH GOVERNMENT BOND 0.4% 35/05/15	120,000.00	93,844.20	
IRISH GOVERNMENT BOND 0.55% 41/04/22	70,000.00	47,967.85	
IRISH GOVERNMENT BOND 0.9% 28/05/15	370,000.00	354,271.85	
IRISH GOVERNMENT BOND 1.0% 26/05/15	250,000.00	246,390.68	
IRISH GOVERNMENT BOND 1.1% 29/05/15	220,000.00	208,458.80	
IRISH GOVERNMENT BOND 1.3% 33/05/15	90,000.00	80,881.20	
IRISH GOVERNMENT BOND 1.35% 31/03/18	210,000.00	195,929.47	
IRISH GOVERNMENT BOND 1.5% 50/05/15	295,000.00	212,444.25	
IRISH GOVERNMENT BOND 1.7% 37/05/15	190,000.00	165,047.49	
IRISH GOVERNMENT BOND 2.0% 45/02/18	220,000.00	185,437.83	
IRISH GOVERNMENT BOND 2.4% 30/05/15	320,000.00	318,243.68	
IRISH GOVERNMENT BOND 3.15% 55/10/18	60,000.00	59,660.64	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 0.6% 31/08/01	430,000.00	366,632.94	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 0.9% 31/04/01	700,000.00	614,544.00	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 26/12/01	1,150,000.00	1,128,323.93	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 1.35% 30/04/01	1,150,000.00	1,064,215.17	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 1.6% 26/06/01	1,900,000.00	1,883,213.50	

ITALIAN GOVERNMENT BOND 1.65% 30/12/01	1,200,000.00	1,111,006.20	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 1.65% 32/03/01	450,000.00	406,157.06	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 1.7% 51/09/01	350,000.00	217,745.50	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 1.8% 41/03/01	870,000.00	648,902.55	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 2.0% 28/02/01	3,000,000.00	2,954,233.50	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 2.05% 27/08/01	500,000.00	495,205.00	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 2.15% 72/03/01	200,000.00	122,397.90	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 2.2% 27/06/01	1,600,000.00	1,592,248.00	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 2.25% 36/09/01	900,000.00	780,546.37	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 2.45% 33/09/01	1,180,000.00	1,099,352.31	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 2.45% 50/09/01	450,000.00	332,500.72	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 2.7% 47/03/01	550,000.00	441,328.11	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 2.8% 28/12/01	1,200,000.00	1,205,208.00	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 2.8% 67/03/01	510,000.00	376,346.72	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 2.95% 38/09/01	800,000.00	727,691.20	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.0% 29/08/01	1,650,000.00	1,663,282.50	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.15% 31/11/15	200,000.00	198,874.90	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 46/09/01	500,000.00	441,329.75	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.35% 35/03/01	700,000.00	687,302.00	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.45% 48/03/01	530,000.00	478,571.45	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 30/03/01	1,000,000.00	1,028,953.74	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.65% 35/08/01	280,000.00	279,972.56	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.85% 35/02/01	200,000.00	204,240.30	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.85% 49/09/01	600,000.00	573,568.20	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.0% 37/02/01	1,000,000.00	1,030,904.75	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.2% 34/03/01	850,000.00	896,744.68	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.4% 33/05/01	920,000.00	987,049.60	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.5% 26/03/01	600,000.00	612,680.10	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.5% 53/10/01	100,000.00	104,371.45	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.75% 28/09/01	1,270,000.00	1,359,071.45	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.75% 44/09/01	550,000.00	600,731.45	

ITALIAN GOVERNMENT BOND 5. 0% 34/08/01	850, 000. 00	951, 360. 37	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 5. 0% 39/08/01	800, 000. 00	897, 137. 60	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 5. 0% 40/09/01	850, 000. 00	951, 398. 20	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 5. 25% 29/11/01	1, 250, 000. 00	1, 382, 957. 50	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 5. 75% 33/02/01	850, 000. 00	990, 623. 15	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 6. 0% 31/05/01	800, 000. 00	931, 420. 00	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 7. 25% 26/11/01	1, 000, 000. 00	1, 081, 009. 00	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0. 0% 30/07/15	520, 000. 00	456, 099. 14	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0. 0% 31/07/15	500, 000. 00	426, 493. 82	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0. 0% 38/01/15	380, 000. 00	262, 837. 16	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0. 0% 52/01/15	510, 000. 00	240, 763. 86	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0. 25% 29/07/15	400, 000. 00	364, 634. 40	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0. 5% 26/07/15	200, 000. 00	195, 416. 90	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0. 5% 40/01/15	350, 000. 00	249, 790. 62	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0. 75% 27/07/15	600, 000. 00	579, 559. 50	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0. 75% 28/07/15	500, 000. 00	474, 639. 00	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2. 0% 54/01/15	200, 000. 00	164, 977. 70	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2. 5% 33/01/15	650, 000. 00	644, 440. 22	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2. 5% 34/07/15	500, 000. 00	490, 507. 00	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2. 75% 47/01/15	540, 000. 00	526, 294. 80	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 3. 25% 44/01/15	160, 000. 00	167, 343. 76	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 3. 75% 42/01/15	350, 000. 00	388, 067. 75	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4. 0% 37/01/15	300, 000. 00	334, 997. 10	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 5. 5% 28/01/15	670, 000. 00	729, 820. 61	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 0. 3% 31/10/17	940, 000. 00	807, 829. 42	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 0. 7% 27/10/15	770, 000. 00	741, 692. 87	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 1. 0% 52/04/12	100, 000. 00	56, 001. 20	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 1. 15% 42/04/11	220, 000. 00	155, 441. 22	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 1. 65% 32/07/16	400, 000. 00	371, 218. 20	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 1. 95% 29/06/15	300, 000. 00	294, 691. 50	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 2. 88% 34/10/20	420, 000. 00	416, 536. 05	

PORtuguese GOVERNMENT BOND 3. 5% 38/06/18	210, 000. 00	214, 950. 33	
PORtuguese GOVERNMENT BOND 3. 63% 54/06/12	80, 000. 00	79, 398. 20	
SPANISH GOVERNMENT BOND 0. 1% 31/04/30	1, 020, 000. 00	865, 675. 02	
SPANISH GOVERNMENT BOND 0. 5% 30/04/30	620, 000. 00	555, 032. 68	
SPANISH GOVERNMENT BOND 0. 6% 29/10/31	700, 000. 00	637, 528. 50	
SPANISH GOVERNMENT BOND 0. 7% 32/04/30	1, 600, 000. 00	1, 374, 420. 00	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 0% 42/07/30	790, 000. 00	528, 254. 22	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 0% 50/10/31	400, 000. 00	222, 990. 00	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 3% 26/10/31	1, 330, 000. 00	1, 309, 214. 09	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 4% 28/04/30	1, 000, 000. 00	968, 143. 12	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 4% 28/07/30	960, 000. 00	925, 726. 08	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 45% 27/10/31	1, 100, 000. 00	1, 073, 292. 00	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 45% 29/04/30	600, 000. 00	573, 390. 44	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 45% 71/10/31	490, 000. 00	241, 372. 16	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 5% 27/04/30	1, 100, 000. 00	1, 081, 178. 72	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 85% 35/07/30	770, 000. 00	678, 377. 31	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 9% 52/10/31	280, 000. 00	190, 912. 18	
SPANISH GOVERNMENT BOND 1. 95% 30/07/30	750, 000. 00	721, 559. 81	
SPANISH GOVERNMENT BOND 2. 35% 33/07/30	2, 000, 000. 00	1, 899, 997. 49	
SPANISH GOVERNMENT BOND 2. 7% 48/10/31	420, 000. 00	354, 324. 33	
SPANISH GOVERNMENT BOND 2. 9% 46/10/31	440, 000. 00	390, 031. 34	
SPANISH GOVERNMENT BOND 3. 15% 35/04/30	280, 000. 00	278, 668. 46	
SPANISH GOVERNMENT BOND 3. 45% 34/10/31	250, 000. 00	255, 916. 56	
SPANISH GOVERNMENT BOND 3. 45% 66/07/30	350, 000. 00	319, 392. 85	
SPANISH GOVERNMENT BOND 3. 55% 33/10/31	200, 000. 00	207, 204. 90	
SPANISH GOVERNMENT BOND 3. 9% 39/07/30	550, 000. 00	574, 471. 15	
SPANISH GOVERNMENT BOND 4. 2% 37/01/31	500, 000. 00	543, 202. 25	
SPANISH GOVERNMENT BOND 4. 7% 41/07/30	750, 000. 00	855, 336. 56	
SPANISH GOVERNMENT BOND 4. 9% 40/07/30	550, 000. 00	638, 454. 57	
SPANISH GOVERNMENT BOND 5. 15% 28/10/31	750, 000. 00	818, 169. 65	
SPANISH GOVERNMENT BOND 5. 15% 44/10/31	400, 000. 00	483, 671. 80	

	SPANISH GOVERNMENT BOND 5.75% 32/07/30	1,250,000.00	1,485,372.18	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 5.9% 26/07/30	1,470,000.00	1,544,383.47	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 6.0% 29/01/31	800,000.00	903,245.49	
ユーロ小計		167,055,000.00	157,695,617.55 (24,852,829,326)	
国債証券合計			84,627,332,672 (84,627,332,672)	
合 計			84,627,332,672 (84,627,332,672)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 162銘柄	100.0%	47.2%
カナダ・ドル	国債証券 19銘柄	100.0%	2.0%
オーストラリア・ドル	国債証券 19銘柄	100.0%	1.2%
イギリス・ポンド	国債証券 35銘柄	100.0%	5.1%
シンガポール・ドル	国債証券 12銘柄	100.0%	0.4%
マレーシア・リンギット	国債証券 10銘柄	100.0%	0.5%
ニュージーランド・ドル	国債証券 7銘柄	100.0%	0.3%
スウェーデン・クローナ	国債証券 6銘柄	100.0%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券 9銘柄	100.0%	0.2%
デンマーク・クローネ	国債証券 6銘柄	100.0%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券 11銘柄	100.0%	0.8%
イスラエル・シェケル	国債証券 8銘柄	100.0%	0.4%
ポーランド・ズロチ	国債証券 8銘柄	100.0%	0.6%
中国・人民元	国債証券 27銘柄	100.0%	11.5%
ユーロ	国債証券 244銘柄	100.0%	29.4%

(注) 組入債券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年10月31日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているAMC／ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン（ステイブル）の2025年2月21日から2025年8月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、AMC／ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン（ステイブル）の2025年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年2月21日から2025年8月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【中間財務諸表】

AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オープン（ステイブル）

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2025年2月20日現在)	当中間計算期間末 (2025年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,838,644	1,488,789
コール・ローン	872,205,890	826,720,432
親投資信託受益証券	4,970,465,095	4,834,009,748
未収利息	10,183	9,672
流動資産合計	5,845,519,812	5,662,228,641
資産合計	5,845,519,812	5,662,228,641
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	47,378,722	—
未払解約金	281,904	900,077
未払受託者報酬	1,608,863	1,545,568
未払委託者報酬	22,524,066	21,637,861
その他未払費用	321,712	309,056
流動負債合計	72,115,267	24,392,562
負債合計	72,115,267	24,392,562
純資産の部		
元本等		
元本	4,307,156,564	4,097,478,154
剩余金		
中間剩余金又は中間欠損金（△）	1,466,247,981	1,540,357,925
（分配準備積立金）	513,644,659	485,221,095
元本等合計	5,773,404,545	5,637,836,079
純資産合計	5,773,404,545	5,637,836,079
負債純資産合計	5,845,519,812	5,662,228,641

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2024年2月21日 至 2024年8月20日	当中間計算期間 自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
営業収益		
受取利息	78,211	1,776,174
有価証券売買等損益	57,922,619	163,544,653
営業収益合計	58,000,830	165,320,827
営業費用		
支払利息	57,337	—
受託者報酬	1,464,545	1,545,568
委託者報酬	20,503,682	21,637,861
その他費用	293,554	309,056
営業費用合計	22,319,118	23,492,485
営業利益又は営業損失（△）	35,681,712	141,828,342
経常利益又は経常損失（△）	35,681,712	141,828,342
中間純利益又は中間純損失（△）	35,681,712	141,828,342
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	466,001	△3,521,376
期首剰余金又は期首次損金（△）	1,303,195,163	1,466,247,981
剰余金増加額又は欠損金減少額	176,179,098	10,738,584
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	176,179,098	10,738,584
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,866,489	81,978,358
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	10,866,489	81,978,358
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,503,723,483	1,540,357,925

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2025年2月20日現在)	当中間計算期間末 (2025年8月20日現在)
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	3,793,733,973円 580,763,496円 67,340,905円	4,307,156,564円 31,561,634円 241,240,044円
2 受益権の総数	4,307,156,564口	4,097,478,154口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (2025年2月20日現在)	当中間計算期間末 (2025年8月20日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---------------------------	--	----

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前計算期間末 (2025年2月20日現在)	当中間計算期間末 (2025年8月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3404円 (13,404円)	1,3759円 (13,759円)

<参考>

当ファンドは「日本株式インデックス・マザーファンド」、「日本債券インデックス・マザーファンド」、「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」及び「外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「日本株式インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		1,941,261	803,953
コール・ローン		596,474,731	446,433,079
株式		46,483,053,660	48,131,033,440
派生商品評価勘定		—	9,491,040
未収入金		—	1,778,680
未収配当金		69,298,052	60,417,373
未収利息		6,964	5,223
前払金		1,775,000	—
差入委託証拠金		18,006,870	12,071,422
流動資産合計		47,170,556,538	48,662,034,210
資産合計		47,170,556,538	48,662,034,210
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		5,332,920	—
前受金		—	12,370,000
未払金		511,320	—
未払解約金		313,162,400	186,392,000
流動負債合計		319,006,640	198,762,000
負債合計		319,006,640	198,762,000
純資産の部			
元本等			
元本	1	9,003,079,654	8,108,028,015
剰余金		37,848,470,244	40,355,244,195
剰余金又は欠損金（△）			
元本等合計		46,851,549,898	48,463,272,210
純資産合計		46,851,549,898	48,463,272,210
負債純資産合計		47,170,556,538	48,662,034,210

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月6日から、翌年3月5日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として主たる取引所の発表する清算値又は最終相場によっております。
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1 期首元本額	11,974,166,189円	9,003,079,654円
期中追加設定元本額	1,258,133,153円	704,339,764円
期中一部解約元本額	4,229,219,688円	1,599,391,403円
元本の内訳		
ファンド名		
AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オーブン（ステイブル）	56,502,671円	151,371,669円
日本株式インデックス・ファンド（年金1）＜適格機関投資家限定＞	545,513,640円	526,557,303円
バランスファンドVA30A＜適格機関投資家限定＞	776,905円	716,956円
バランスファンドVA30B＜適格機関投資家限定＞	10,360,724円	8,980,161円
バランスファンドVA40A＜適格機関投資家限定＞	76,165円	71,451円
バランスファンドVA40B＜適格機関投資家限定＞	747,633円	710,418円
バランスファンドVA50A＜適格機関投資家限定＞	2,493,969円	2,038,580円
バランスファンドVA50B＜適格機関投資家限定＞	2,783,082,675円	2,474,523,544円
日本株式インデックス・ファンドVA1＜適格機関投資家限定＞	218,961,519円	220,930,387円
バランスファンドVA50C＜適格機関投資家限定＞	1,159,656円	1,098,196円

バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	257, 658, 122円	204, 899, 022円
バランスファンドVA37. 5A<適格機関投資家限定>	284, 613, 990円	253, 746, 228円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	19, 729, 203円	14, 666, 215円
日本株式インデックス・ファンドM<適格機関投資家限定>	69, 970, 623円	一円
日本株式インデックス・ファンドS<適格機関投資家限定>	73, 382, 844円	71, 794, 645円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	48, 785, 981円	36, 652, 797円
4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	950, 337, 513円	817, 929, 473円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	96, 221, 656円	66, 809, 180円
バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	552, 457, 725円	474, 134, 121円
バランスファンドVA40C<適格機関投資家限定>	20, 556, 463円	17, 788, 143円
グローバル4資産30VA<適格機関投資家限定>	6, 609, 249円	6, 187, 008円
グローバル4資産45VA<適格機関投資家限定>	9, 590, 379円	8, 284, 279円
4資産バランス30VA2<適格機関投資家限定>	2, 905, 285円	2, 320, 514円
バランスファンドVA25B<適格機関投資家限定>	200, 051, 139円	172, 367, 891円
バランスファンドVA20A<適格機関投資家限定>	585, 524円	493, 733円
バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	299, 982円	280, 020円
日本株式インデックス・ファンドVA2<適格機関投資家限定>	35, 650, 598円	22, 580, 284円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	127, 711, 824円	114, 866, 890円
世界分散ファンドVA25A<適格機関投資家限定>	513, 795, 682円	447, 646, 241円
Tad リスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)年金<適格機関投資家限定>	53, 008, 111円	54, 108, 484円
フレックス資産配分戦略ファンド<適格機関投資家限定>	290, 487, 407円	344, 252, 734円
Tad リスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)<適格機関投資家限定>	52, 386, 182円	45, 726, 643円
ステート・ストリート日本株式インデックス・オープン	1, 524, 486, 041円	1, 358, 808, 545円
ステート・ストリートTOPIXインデックス・オープン	10, 066, 100円	29, 078, 932円

世界バランス 40VA <適格機関投資家限定>	651,029円	612,232円
世界バランス 60VA <適格機関投資家限定>	1,467,941円	1,418,190円
グローバルバランス 40VA <適格機関投資家限定>	98,696円	95,142円
グローバルバランス 40VA 2 <適格機関投資家限定>	173,202,058円	147,343,648円
グローバルバランス 40VA 3 <適格機関投資家限定>	4,153,853円	3,715,163円
グローバルバランス 50VA <適格機関投資家限定>	2,482,897円	2,422,953円
計	9,003,079,654円	8,108,028,015円
2 受益権の総数	9,003,079,654口	8,108,028,015口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等につい	同左

では、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区分	種類	(2025年2月20日現在)		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX (先物)	333,705,000	—	328,380,000 △5,325,000
	合計	333,705,000	—	328,380,000 △5,325,000

(単位：円)

区分	種類	(2025年8月20日現在)		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建 TOPIX (先物)	176,775,000	—	186,270,000 9,495,000
	合計	176,775,000	—	186,270,000 9,495,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5,2039円 (52,039円)	5,9772円 (59,772円)

「日本債券インデックス・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		399,300	386,753
コール・ローン		86,065,428	110,847,121
国債証券		54,907,278,050	50,986,153,030
地方債証券		3,916,387,145	3,469,530,123
特殊債券		3,702,298,440	3,163,330,580
社債券		3,601,302,900	3,349,166,000
未収利息		214,780,702	210,009,957
前払費用		3,605,608	4,103,263
流動資産合計		66,432,117,573	61,293,526,827
資産合計		66,432,117,573	61,293,526,827
負債の部			
流動負債			
未払解約金		24,173,885	3,643,961
流動負債合計		24,173,885	3,643,961
負債合計		24,173,885	3,643,961
純資産の部			
元本等			
元本	1	56,731,588,821	53,603,453,871
剰余金		9,676,354,867	7,686,428,995
剰余金又は欠損金（△）			
元本等合計		66,407,943,688	61,289,882,866
純資産合計		66,407,943,688	61,289,882,866
負債純資産合計		66,432,117,573	61,293,526,827

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月6日から、翌年3月5日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
-------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1 期首元本額	86,862,860,040円	56,731,588,821円
期中追加設定元本額	4,567,003,672円	1,895,610,059円
期中一部解約元本額	34,698,274,891円	5,023,745,009円
元本の内訳		
ファンド名		
AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オープン（ステイブル）	1,507,738,719円	942,446,158円
日本債券インデックス・ファンド（年金1）<適格機関投資家限定>	4,498,208,005円	4,614,690,403円
バランスファンドVA30A<適格機関投資家限定>	8,574,105円	8,744,390円
バランスファンドVA30B<適格機関投資家限定>	105,116,970円	99,593,926円
バランスファンドVA40A<適格機関投資家限定>	599,461円	615,385円
バランスファンドVA40B<適格機関投資家限定>	4,906,282円	5,020,093円
バランスファンドVA50A<適格機関投資家限定>	14,733,909円	13,274,623円
バランスファンドVA50B<適格機関投資家限定>	12,386,909,260円	12,005,875,845円
バランスファンドVA50C<適格機関投資家限定>	5,066,246円	5,247,664円
バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	3,094,183,704円	2,818,853,631円
バランスファンドVA37.5A<適格機関投資家限定>	1,904,317,718円	1,858,778,736円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	11,987,467円	10,560,356円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	872,427,991円	764,852,506円
4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	6,291,581,398円	5,897,456,220円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	1,003,766,478円	796,600,094円

バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	4, 358, 326, 141円	4, 102, 804, 911円
バランスファンドVA40C<適格機関投資家限定>	136, 576, 439円	129, 490, 641円
日本債券インデックス・ファンドVA1<適格機関投資家限定>	46, 457, 531円	19, 694, 458円
グローバル4資産30VA<適格機関投資家限定>	57, 949, 883円	58, 541, 273円
グローバル4資産45VA<適格機関投資家限定>	42, 356, 711円	41, 017, 032円
4資産バランス30VA2<適格機関投資家限定>	39, 014, 561円	33, 622, 176円
バランスファンドVA25B<適格機関投資家限定>	2, 927, 292, 134円	2, 854, 642, 783円
バランスファンドVA20A<適格機関投資家限定>	10, 959, 024円	10, 520, 034円
バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	2, 632, 853円	2, 689, 750円
日本債券インデックス・ファンドVA3<適格機関投資家限定>	325, 071, 229円	211, 043, 887円
日本債券インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>	1, 332, 418, 908円	747, 569, 528円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	2, 290, 714, 069円	2, 223, 730, 150円
世界分散ファンドVA25A<適格機関投資家限定>	7, 577, 346, 808円	7, 262, 366, 262円
4資産インデックスバランスVA50<適格機関投資家限定>	27, 825, 765円	29, 325, 306円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)年金<適格機関投資家限定>	376, 650, 517円	369, 762, 871円
債券マルチ・ファクター戦略ファンド(年金)<適格機関投資家限定>	745, 218, 563円	574, 608, 295円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)<適格機関投資家限定>	389, 984, 706円	312, 954, 570円
ステート・ストリート日本債券インデックス・オープン	1, 133, 116, 081円	1, 691, 502, 337円
ステート・ストリート国内債券インデックス・オープン(隔月分配型)	3, 352, 126円	24, 470, 120円
世界バランス40VA<適格機関投資家限定>	7, 187, 617円	7, 281, 608円
世界バランス60VA<適格機関投資家限定>	9, 776, 286円	10, 267, 495円
グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	1, 087, 338円	1, 132, 969円
グローバルバランス40VA2<適格機関投資家限定>	3, 101, 474, 557円	2, 963, 058, 689円
グローバルバランス40VA3<適格機関投資家限定>	45, 812, 067円	44, 347, 835円

グローバルバランス 50VA <適格 機関投資家限定>	32,869,194円	34,398,861円
計	56,731,588,821円	53,603,453,871円
2 受益権の総数	56,731,588,821口	53,603,453,871口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1706円 (11,706円)	1,1434円 (11,434円)

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の状況
 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		5, 338, 860, 471	5, 676, 495, 761
金銭信託		14, 036, 911	9, 402, 651
コール・ローン		4, 313, 000, 957	5, 221, 266, 693
株式		310, 749, 633, 353	328, 452, 917, 356
投資証券		5, 595, 221, 897	5, 528, 928, 057
派生商品評価勘定		225, 785, 668	614, 863, 235
未収入金		84, 968, 988	79, 748, 267
未収配当金		256, 346, 942	315, 311, 335
未収利息		50, 355	61, 087
差入委託証拠金		1, 568, 221, 530	1, 338, 363, 928
流動資産合計		328, 146, 127, 072	347, 237, 358, 370
資産合計		328, 146, 127, 072	347, 237, 358, 370
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		13, 764, 581	7, 737, 846
未払解約金		33, 589, 100	76, 361, 000
流動負債合計		47, 353, 681	84, 098, 846
負債合計		47, 353, 681	84, 098, 846
純資産の部			
元本等			
元本	1	42, 690, 497, 118	43, 256, 118, 884
剰余金		285, 408, 276, 273	303, 897, 140, 640
元本等合計		328, 098, 773, 391	347, 153, 259, 524
純資産合計		328, 098, 773, 391	347, 153, 259, 524
負債純資産合計		328, 146, 127, 072	347, 237, 358, 370

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月1日から、翌年11月30日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 3 収益及び費用の計上基準 4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> <p>受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
--	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1 期首元本額	43,017,386,757円	42,690,497,118円
期中追加設定元本額	3,270,926,198円	2,195,601,700円
期中一部解約元本額	3,597,815,837円	1,629,979,934円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン	4,597,093,504円	4,478,987,950円
ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン	5,936,290,999円	5,778,107,614円
ステート・ストリートD C グローバル株式インデックス・オープン	85,777,817円	84,049,014円
AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オープン（ステイブル）	41,989,511円	37,554,429円
外国株式インデックス・ファンドVA1 (適格機関投資家専用)	53,947,604円	52,852,672円
外国株式インデックス・ファンドVA2（適格機関投資家専用）	13,896,586円	12,555,871円
バランスファンドVA30A<適格機関投資家限定>	266,548円	259,946円
バランスファンドVA30B<適格機関投資家限定>	6,989,062円	6,335,828円
バランスファンドVA40A<適格機関投資家限定>	31,514円	30,455円
バランスファンドVA40B<適格機関投資家限定>	512,753円	501,199円
バランスファンドVA50A<適格機関投資家限定>	1,116,636円	951,764円
バランスファンドVA50B<適格機関投資家限定>	1,904,838,916円	1,784,609,019円
バランスファンドVA50C<適格機関投資家限定>	343,596円	335,547円
バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	117,471,970円	102,635,292円
バランスファンドVA37.5A<適格機関投資家限定>	170,188,872円	160,733,227円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	15,477,889円	12,314,163円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	33,041,514円	27,402,224円
4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	642,464,541円	579,100,692円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	65,166,647円	49,390,344円
バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	284,194,333円	260,852,163円
バランスファンドVA40C<適格機関投資家限定>	14,059,658円	12,808,796円

グローバル4資産30VA＜適格機関投資家限定＞	8,845,183円	8,686,797円
グローバル4資産45VA＜適格機関投資家限定＞	13,179,640円	11,698,454円
4資産バランス30VA2＜適格機関投資家限定＞	3,947,752円	3,306,646円
バランスファンドVA25B＜適格機関投資家限定＞	58,476,012円	55,260,200円
バランスファンドVA20A＜適格機関投資家限定＞	133,332円	118,442円
バランスファンドVA35B＜適格機関投資家限定＞	83,229円	79,960円
外国株式インデックス・ファンドVA3＜適格機関投資家限定＞	131,959,865円	82,602,551円
4資産インデックスバランスVA20＜適格機関投資家限定＞	58,532,279円	55,385,880円
4資産インデックスバランスVA50＜適格機関投資家限定＞	21,773,927円	21,875,646円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）年金＜適格機関投資家限定＞	13,409,659円	13,409,659円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）＜適格機関投資家限定＞	12,033,654円	9,954,598円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン	237,120,437円	231,980,700円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	1,005,938,891円	879,477,843円
全世界株式インデックス・ファンド	3,095,905,845円	3,374,815,838円
ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープン	2,818,056円	6,849,341円
ステート・ストリート全世界株式インデックス・オープン	2,268,847円	8,458,659円
世界バランス40VA＜適格機関投資家限定＞	1,336,804円	1,286,537円
世界バランス60VA＜適格機関投資家限定＞	4,990,883円	4,974,286円
グローバルバランス40VA＜適格機関投資家限定＞	202,263円	198,825円
グローバルバランス40VA2＜適格機関投資家限定＞	354,962,066円	322,580,571円
グローバルバランス40VA3＜適格機関投資家限定＞	8,516,683円	7,782,967円
グローバルバランス50VA＜適格機関投資家限定＞	6,816,365円	6,707,733円
ワールドエクイティ・ファンドVL＜適格機関投資家限定＞	23,662,084,976円	24,706,258,542円
計	42,690,497,118円	43,256,118,884円
2 受益権の総数	42,690,497,118口	43,256,118,884口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品について、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区分	種類	(2025年2月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建			
	MINI S&P 500	8,954,979,037	—	9,034,717,633 79,738,596
	S&P 60	418,786,829	—	425,249,645 6,462,816
	SPI 200	359,166,713	—	362,161,988 2,995,275
	FTSE100INDEX	507,472,058	—	528,272,800 20,800,742
	FSMI INDEX	253,790,941	—	277,187,783 23,396,842
	EURO STOXX 50	938,257,416	—	1,025,303,048 87,045,632
合計		11,432,452,994	—	11,652,892,897 220,439,903

(単位：円)

区分	種類	(2025年8月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建			
	MINI S&P 500	9,579,390,003	—	10,072,896,175 493,506,172
	S&P 60	474,370,352	—	492,908,130 18,537,778
	SPI 200	347,451,885	—	358,649,635 11,197,750
	FTSE100INDEX	623,472,751	—	642,326,637 18,853,886
	FSMI INDEX	286,386,191	—	289,936,441 3,550,250
	EURO STOXX 50	1,255,740,931	—	1,294,795,494 39,054,563
合計		12,566,812,113	—	13,151,512,512 584,700,399

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(2025年2月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建			
	アメリカ・ドル	3,663,236,664	—	3,649,490,451 △13,746,213
	カナダ・ドル	132,155,625	—	132,547,375 391,750

	オーストラリア・ドル	73,909,836	—	74,673,144	763,308
	イギリス・ポンド	129,376,104	—	130,956,273	1,580,169
	ユーロ	358,612,569	—	361,100,119	2,487,550
売建					
	アメリカ・ドル	36,241,200	—	36,250,104	△8,904
	オーストラリア・ドル	18,323,324	—	18,202,338	120,986
	ユーロ	20,472,920	—	20,480,382	△7,462
合 計		4,432,328,242	—	4,423,700,186	△8,418,816

(単位：円)

区分	種類	(2025年8月20日現在)			
		契約額等	時価	評価損益	
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル カナダ・ドル オーストラリア・ドル イギリス・ポンド ユーロ	4,364,063,802 173,925,401 79,838,353 181,897,969 494,061,916	— — — — —	4,381,191,237 173,317,411 79,888,032 184,710,090 497,105,661	17,127,435 △607,990 49,679 2,812,121 3,043,745
	合 計	5,293,787,441	—	5,316,212,431	22,424,990

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
 4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	7,6855円 (76,855円)	8,0255円 (80,255円)

「外国債券インデックス・マザー・ファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		336,844,128	483,055,003
金銭信託		32,537	81,088
コール・ローン		9,997,224	45,028,080
国債証券		84,627,332,672	85,414,807,128
派生商品評価勘定		98,760	—
未収利息		633,812,922	592,513,955
前払費用		47,001,990	35,791,264
流動資産合計		85,655,120,233	86,571,276,518
資産合計		85,655,120,233	86,571,276,518
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,870	31,364
未払金		7,099,323	135,382,650
未払解約金		13,631,485	24,890,211
流動負債合計		20,733,678	160,304,225
負債合計		20,733,678	160,304,225
純資産の部			
元本等			
元本	1	28,704,560,795	27,913,598,176
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		56,929,825,760	58,497,374,117
元本等合計		85,634,386,555	86,410,972,293
純資産合計		85,634,386,555	86,410,972,293
負債純資産合計		85,655,120,233	86,571,276,518

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月21日から、翌年2月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1 期首元本額	32, 087, 499, 983円	28, 704, 560, 795円
期中追加設定元本額	4, 703, 861, 796円	2, 305, 253, 853円
期中一部解約元本額	8, 086, 800, 984円	3, 096, 216, 472円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリートDC外国債券インデックス・オープン	6, 274, 107, 523円	6, 129, 601, 539円
ステート・ストリートDCグローバル債券インデックス・オープン	31, 298, 065円	29, 710, 994円
AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オープン（ステイブル）	867, 750, 986円	823, 802, 372円
外国債券インデックス・ファンド／為替ヘッジ付き（年金1）<適格機関投資家限定>	1, 412, 131, 120円	2, 125, 455, 144円
外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	400, 186, 300円	346, 774, 864円

バランスファンドVA30A<適格機関投資家限定>	1, 337, 953円	1, 325, 863円
バランスファンドVA30B<適格機関投資家限定>	40, 536, 967円	37, 788, 772円
バランスファンドVA40A<適格機関投資家限定>	77, 986円	77, 483円
バランスファンドVA40B<適格機関投資家限定>	1, 912, 039円	1, 888, 363円
バランスファンドVA50A<適格機関投資家限定>	1, 426, 151円	1, 230, 175円
バランスファンドVA50B<適格機関投資家限定>	4, 813, 619, 474円	4, 581, 038, 669円
外国債券インデックス・ファンドVA1<適格機関投資家限定>	53, 284, 689円	47, 882, 619円
バランスファンドVA50C<適格機関投資家限定>	850, 933円	850, 933円
バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	1, 052, 443, 546円	918, 176, 722円
バランスファンドVA37. 5A<適格機関投資家限定>	804, 372, 828円	764, 375, 949円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	19, 133, 965円	15, 943, 497円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	338, 322, 539円	284, 398, 005円
4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	2, 429, 196, 220円	2, 237, 002, 913円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	389, 251, 122円	295, 273, 542円
バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	1, 454, 582, 343円	1, 326, 862, 263円
バランスファンドVA40C<適格機関投資家限定>	53, 146, 648円	49, 145, 097円
グローバル4資産30VA<適格機関投資家限定>	56, 274, 450円	55, 805, 719円
グローバル4資産45VA<適格機関投資家限定>	44, 337, 599円	40, 086, 506円
4資産バランス30VA2<適格機関投資家限定>	20, 127, 578円	16, 753, 326円
バランスファンドVA25B<適格機関投資家限定>	345, 886, 044円	325, 819, 145円
バランスファンドVA20A<適格機関投資家限定>	980, 231円	901, 731円
バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	310, 462円	306, 884円
外国債券インデックス・ファンドVA3<適格機関投資家限定>	530, 821, 556円	333, 662, 264円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	593, 682, 305円	559, 158, 287円
世界分散ファンドVA25A<適格機関投資家限定>	896, 046, 559円	834, 745, 651円

外国債券インデックス・ファンドA ／為替ヘッジ付き＜適格機関投資家 限定＞	164,446,229円	162,396,403円
4資産インデックスバランスVA5 0＜適格機関投資家限定＞	45,688,841円	45,885,283円
Tadリスクバジエット型マルチ配 分戦略ファンド（ステイブル）年金 ＜適格機関投資家限定＞	182,418,457円	182,418,457円
債券マルチ・ファクター戦略ファン ド（年金）＜適格機関投資家限定＞	286,731,255円	213,294,306円
フレックスマルチ配分戦略ファンド＜ 適格機関投資家限定＞	376,515,782円	129,115,736円
Tadリスクバジエット型マルチ配 分戦略ファンド（ステイブル）＜適 格機関投資家限定＞	179,819,666円	151,183,228円
ステート・ストリート先進国債券イ ンデックス・オープン	207,304,041円	289,680,592円
ステート・ストリート先進国債券イ ンデックス・オープン（為替ヘッジ あり）	2,177,406,453円	2,402,376,366円
世界国債タームスプレッド・プレミ ア戦略ファンド／為替ヘッジ付＜適 格機関投資家限定＞	1,499,001,652円	1,501,986,931円
ステート・ストリート・グローバル 債券インデックス・オープン（隔月 分配型）	9,696,520円	53,496,523円
世界バランス40VA＜適格機関投 資家限定＞	3,921,897円	3,861,408円
世界バランス60VA＜適格機関投 資家限定＞	6,344,125円	6,394,071円
グローバルバランス40VA＜適格 機関投資家限定＞	593,350円	590,849円
グローバルバランス40VA2＜適 格機関投資家限定＞	603,659,197円	553,502,603円
グローバルバランス40VA3＜適 格機関投資家限定＞	24,996,942円	23,127,938円
グローバルバランス50VA＜適格 機関投資家限定＞	8,580,207円	8,442,191円
計	28,704,560,795円	27,913,598,176円
2 受益権の総数	28,704,560,795口	27,913,598,176口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品について、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(2025年2月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル ユーロ	15,210,000 7,874,200	— —	15,111,240 7,877,070
	合計	23,084,200	—	95,890

(単位：円)

区分	種類	(2025年8月20日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル ユーロ 売建 ユーロ	2,956,800 10,339,800 6,872,800	— — —	2,954,272 10,313,508 6,875,344
	合計	20,169,400	—	△31,364

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
 4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2025年2月20日現在)	(2025年8月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.9833円 (29,833円)	3.0957円 (30,957円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年8月29日現在)

I 資産総額	5,635,415,919円
II 負債総額	1,175,302円
III 純資産総額 (I - II)	5,634,240,617円
IV 発行済口数	4,097,358,038口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	1.3751円

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本株式インデックス・マザーファンド）

(2025年8月29日現在)

I 資産総額	47,916,879,123円
II 負債総額	150,646,153円
III 純資産総額 (I - II)	47,766,232,970円
IV 発行済口数	8,051,222,143口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	5.9328円

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本債券インデックス・マザーファンド）

(2025年8月29日現在)

I 資産総額	62,991,223,989円
II 負債総額	1,614,982,018円
III 純資産総額 (I - II)	61,376,241,971円
IV 発行済口数	53,594,592,603口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	1.1452円

<参考情報>

親投資信託受益証券（外国株式インデックス・オープン・マザーファンド）

(2025年8月29日現在)

I 資産総額	350,762,177,837円
II 負債総額	137,008,131円
III 純資産総額 (I - II)	350,625,169,706円
IV 発行済口数	43,375,616,980口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	8.0835円

<参考情報>

親投資信託受益証券（外国債券インデックス・マザー・ファンド）

(2025年8月29日現在)

I 資産総額	86,445,863,879円
II 負債総額	23,866,806円
III 純資産総額 (I - II)	86,421,997,073円
IV 発行済口数	27,911,227,429口
V 1口当たり純資産額 (III／IV)	3.0963円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

<受益権の譲渡>

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

<受益権の再分割>

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<償還金>

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

<質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて>

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です。

③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です。

④ 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

② 投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2025年8月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、124本であり、その純資産総額は4,025,647百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるストート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)		%		%
流動資産				
預金	4,234,566		5,255,086	
前払金	102,444		192,385	
前払費用	41,233		41,160	
未収入金	1,032,848		651,420	
未収委託者報酬	749,873		828,796	
未収収益	27,066		1,301	
流動資産計	6,188,032	81.2	6,970,151	85.3
固定資産				
有形固定資産		0	10,584	
建物附属設備	※ 1	0	-	
器具備品	※ 1	0	10,584	0
無形固定資産		0	0	
ソフトウェア	0		0	
投資その他の資産		1,432,737	1,189,419	
投資有価証券	39,012		40,048	
長期差入保証金	48,833		43,216	
繰延税金資産	1,338,616		1,099,879	
その他投資	6,275		6,275	
固定資産計	1,432,737	18.8	1,200,003	14.7
資産合計	7,620,770	100.0	8,170,154	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%
流動負債				
預り金	188,612		207,627	
未払金	339,082		404,642	
未払手数料			254,991	
その他未払金	221,226		149,650	
未払費用	117,856		13,751	
未払法人税等			45,960	
未払消費税等			59,410	
賞与引当金			125,008	
流動負債計		10.1	771,826	
固定負債				
退職給付引当金	62,307		79,516	
固定負債計	62,307	0.8	79,516	1.0
負債合計	834,133	10.9	1,060,041	13.0
(純資産の部)		%		%
株主資本	6,778,287	88.9		
資本金	310,000		310,000	
利益剰余金				
利益準備金	77,500		77,500	
その他利益剰余金				
別途積立金	31,620		31,620	
繰越利益剰余金	6,359,167		6,681,926	
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金	8,348	0.1	9,066	0.1
純資産合計	6,786,636	89.1	7,110,113	87.0
負債・純資産合計	7,620,770	100.0	8,170,154	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日		当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
		金 額	構成比	金 額	構成比
営業収益			%		%
委託者報酬		2,891,198		3,159,384	
投資顧問収入		2,862,987		2,869,671	
その他営業収益	※ 1	102,972		74,525	
営業収益計		5,857,158	100.0	6,103,581	100.0
営業費用					
支払手数料		906,480		1,024,590	
広告宣伝費		21,264		84,625	
公告費		-		1,140	
調査費		720,300		723,759	
調査費		396,650		389,188	
委託調査費		323,202		334,212	
図書費		446		358	
委託計算費		207,395		232,269	
営業雑経費		55,720		50,286	
通信費		8,017		7,612	
印刷費		26,511		15,708	
協会費		15,992		21,171	
諸会費		83		1	
その他		5,114		5,792	
営業費用計		1,911,160	32.6	2,116,670	34.7
一般管理費					
給料		1,332,279		1,418,542	
役員報酬		154,418		130,477	
給料・手当		805,664		905,955	
賞与		289,236		298,672	
賞与引当金繰入額		82,960		83,436	
交際費		2,358		2,917	
旅費交通費		11,678		13,965	
租税公課		29,533		43,879	
不動産賃借料		72,193		69,771	
退職給付費用		61,309		96,268	
固定資産減価償却費		428		932	
福利厚生費		144,113		148,872	
諸経費		161,722		206,939	
一般管理費計		1,815,616	31.0	2,002,089	32.8
営業利益		2,130,381	36.4	1,984,820	32.5
営業外収益					
為替差益		1,186		-	
有価証券運用益		1,258		-	
有価証券分配金		-		40	
雑収入		61		115	
営業外収益計		2,505	0.0	155	0.0
営業外費用					

移転価格調整金	※1、※2		996,646			416,568	
為替差損			2,193			839	
雑損失			3,349			20	
営業外費用計			1,002,189	17.1		417,428	6.8
経常利益			1,130,697	19.3		1,567,547	25.7
特別損失							
事務処理損失			814			654	
特別損失計			814	0.0		654	0.0
税引前当期純利益			1,129,883	19.3		1,566,893	25.7
法人税、住民税及び事業税			189,140	3.2		260,714	4.3
法人税等調整額			195,041	3.3		238,420	3.9
当期純利益			745,701	12.7		1,067,758	17.5

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,784,466	6,893,586	7,203,586	-	7,203,586	
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	(1,171,000)	(1,171,000)	(1,171,000)	-	(1,171,000)	
当期純利益	-	-	-	745,701	745,701	745,701	-	745,701	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	8,348	8,348	
当期変動額合計	-	-	-	(425,298)	(425,298)	(425,298)	8,348	8,348	
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,359,167	6,468,287	6,778,287	8,348	6,786,636	

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,359,167	6,468,287	6,778,287	8,348	6,786,636	
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	(745,000)	(745,000)	(745,000)	-	(745,000)	
当期純利益	-	-	-	1,067,758	1,067,758	1,067,758	-	1,067,758	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	718	718	
当期変動額合計	-	-	-	322,758	322,758	322,758	718	718	
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,681,926	6,791,046	7,101,046	9,066	7,110,113	

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3～7年</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。</p>
5. 収益の計上方法	<p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問収入 投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。</p>

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,099,879千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課

税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器 具 備 品 29,386千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器 具 備 品 28,435千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額102,739千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額996,646千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。	※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額74,278千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額416,568千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。
※2. 関係会社に係る注記 関係会社との取引高 営業外費用 996,646千円	※2. 関係会社に係る注記 関係会社との取引高 営業費用および一般管理費 880,997千円 営業外費用 416,568千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,171,000千円	188,870.96円	2023年3月31日	2023年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	745,000千円	利益剰余金	120,161.29円	2024年3月31日	2024年6月28日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	745,000千円	120,161.29円	2024年3月31日	2024年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,067,000千円	利益剰余金	172,096.77円	2025年3月31日	2025年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日現在

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	39,012	39,012	-
資産計	39,012	39,012	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2025年3月31日現在

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	40,048	40,048	-
資産計	40,048	40,048	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2024年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	39,012	-	39,012
その他有価証券		39,012		39,012
資産計	-	39,012	-	39,012

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

2025年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	40,048	-	40,048
その他有価証券		40,048		40,048
資産計	-	40,048	-	40,048

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

2024年3月31日現在

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	39,012千円	26,980千円	12,032千円
小計	39,012千円	26,980千円	12,032千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
合計	39,012千円	26,980千円	12,032千円

2025年3月31日現在

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	39,113千円	25,980千円	13,133千円
小計	39,113千円	25,980千円	13,133千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	934千円	1,000千円	△65千円
小計	934千円	1,000千円	△65千円
合計	40,048千円	26,980千円	13,068千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
<p>2011年4月1日に複数事業主制度の確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。</p> <p>また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。</p> <p>なお、複数事業主制度の確定給付企業年金制度は自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。</p>	同左

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	
退職給付債務の期首残高	483, 396
勤務費用	51, 371
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	20, 319
退職給付の支払額	<u>△66, 566</u>
退職給付債務の期末残高	488, 520

(単位：千円)

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
退職給付債務の期首残高	488, 520
勤務費用	54, 894
利息費用	-
数理計算上の差異の発生額	15, 628
退職給付の支払額	<u>△62, 700</u>
退職給付債務の期末残高	496, 343

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

前事業年度	
	自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日
年金資産の期首残高	416,191
期待運用収益	3,083
数理計算上の差異の発生額	△3,224
事業主からの拠出額	53,186
退職給付の支払額	△66,566
年金資産の期末残高	402,670

(単位：千円)

当事業年度	
	自 2024年4月 1日
	至 2025年3月31日
年金資産の期首残高	402,670
期待運用収益	2,981
数理計算上の差異の発生額	5,196
事業主からの拠出額	58,246
退職給付の支払額	△62,700
年金資産の期末残高	406,394

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

前事業年度	
	自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日
積立型制度の退職給付債務	488,520
年金資産	△402,670
	85,850
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	85,850
未認識数理計算上の差異	△23,543
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	62,307

(単位：千円)

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
積立型制度の退職給付債務 年金資産	496,343 <u>△ 406,394</u>
非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務	89,948 <u>-</u>
未認識数理計算上の差異	89,948 <u>△ 10,431</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	79,516

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	
確定給付制度に係る退職給付費用	39,232
(1)勤務費用	<u>51,371</u>
(2)利息費用	<u>-</u>
(3)期待運用収益	△3,083
(4)数理計算上の差異の費用処理額	△9,055

(単位：千円)

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
確定給付制度に係る退職給付費用	75,456
(1)勤務費用	<u>54,894</u>
(2)利息費用	<u>-</u>
(3)期待運用収益	△2,981
(4)数理計算上の差異の費用処理額	23,543

6. 年金資産に関する事項

前事業年度（2024年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

当事業年度（2025年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2024年3月31日現在)
(1)割引率	0.00%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)予想昇給率	5.80%
(4)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(5)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(6)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2025年3月31日現在)
(1)割引率	0.00%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)予想昇給率	5.80%
(4)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(5)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(6)数理計算上の差異の処理年数	1年

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は22,077千円であります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は20,811千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）
繰延税金資産 賞与引当金繰入超過額 27,942 退職給付引当金 20,778 (注)繰越欠損金 1,267,265 その他 26,314	繰延税金資産 賞与引当金繰入超過額 24,152 退職給付引当金 26,815 (注)税務上の繰越欠損金 1,039,855 その他 46,429

繰延税金資産 合計	1, 342, 300	繰延税金資産 小計	1, 137, 251
繰延税金負債		税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
その他有価証券評価差額金	△3, 684	将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	
繰延税金資産の純額	1, 338, 616	△33, 371	
		評価性引当額 小計	△33, 371
		繰延税金資産 合計	1, 103, 881
		繰延税金負債	
		その他有価証券評価差額金	△4, 001
		繰延税金資産の純額	1, 099, 879

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	137, 227	157, 331	-	366, 561	606, 144	1, 267, 265
繰延税金資産	-	137, 227	157, 331	-	366, 561	606, 144	(*2) 1, 267, 265

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1, 267, 265千円（法定実効税率を乗じた金額）について、繰延税金資産1, 267, 265千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度 (2025年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	43, 867	-	372, 027	287, 713	336, 248	1, 039, 855
繰延税金資産	-	43, 867	-	372, 027	287, 713	336, 248	(*2) 1, 039, 855

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1, 039, 855千円（法定実効税率を乗じた金額、1年以内のものは30. 62%、1年を超えるものは31. 52%）について、繰延税金資産1, 039, 855千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2024年3月31日現在）	当事業年度（2025年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
法定実効税率 30.6%	
交際費等永久に損金に算入されない項目 2.8%	
その他 0.6%	

税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.0%	
=====	

法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23,465千円、法人税等調整額が23,465千円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は15,059千円あります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は19,219千円あります。当事業年度において、原状回復費用の見直しが行われたことから、資産除去債務

の総額は、4,160千円増加しました。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	2,891,198千円
投資顧問収入	2,862,987千円
その他営業収益	102,972千円
合計	5,857,158千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	3,159,384千円
投資顧問収入	2,869,671千円
その他営業収益	74,525千円
合計	6,103,581千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

① 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記

載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

I 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 ソフトウェアの使用契約 人件費等の支払 人件費等及び事務手数料の支払 事務手数料の受取 移転価格調整金の支払	349,158 233,443 112,526 102,739 996,646	前払金 未払金	3,388 33,312
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ	投資信託計理業務委託 人件費等の支払	39,191 45,719	前払金	99,056

						兼職社員の人事費支払等				
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニティッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	23,532	-	-
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	233 22,463	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)				
						関係									
						役員の兼任等	事業上の関係								
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カナダ	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 ソフトウェアの使用契約 人件費等の支払 人件費等及び事務手数料の受取	334,750 230,948 95,312 74,278	前払金 未払金	170,340 33,242				

						支払	移転価格調整金の支払	416, 568		
ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 人件費等の支払	39, 783 126, 028	前払金	22, 044
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	31, 542	-	-
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	247 22, 631	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

II 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
- ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（非上場）
- ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
- ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産 1,094,618円75銭	1株当たり純資産 1,146,792円47銭
1株当たり当期純利益 120,274円44銭	1株当たり当期純利益 172,219円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
当期純利益 (千円)	745,701	1,067,758
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	745,701	1,067,758
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型
バランス・オープン（ステイブル）

約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、株式会社トータルアセットデザインが算出した資産配分に基づき、日本および世界主要国の株式や公社債等を主要投資対象とする資産別のインデックス型マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に「AMC リスクバジェット型資産配分モデル指数※」に連動した投資成果を目指して運用を行います。

※ 株式会社トータルアセットデザインが、日本および世界主要国の株式や公社債等、運用資産全体のリスク（＝収益のブレ）総量をバジェット化することにより決定した資産配分に基づき、各資産のベンチマークのリターンを合成した指数で、資産配分は定期的に見直しが行われます。

2. 運用方法

（1）投資対象

「日本株式インデックス・マザーファンド」、「日本債券インデックス・マザーファンド」、「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」および「外国債券インデックス・マザー・ファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 「AMC リスクバジェット型資産配分モデル指数」をベンチマークとします。
- ② 各マザーファンド受益証券のベンチマークは下記の通りで、各マザーファンド受益証券においては、それぞれのベンチマークに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行います。

日本株式インデックス・マザーファンド

[ベンチマーク：TOPIX（東証株価指数、配当込み）]

日本債券インデックス・マザーファンド

[ベンチマーク：NOMURA-BPI 総合]

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

[ベンチマーク：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース※¹）]

外国債券インデックス・マザー・ファンド

[ベンチマーク：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース※²）]

※¹ MSCI コクサイ・インデックスの構成国の国別指数および構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化した

ものです。

*2 FTSE 世界国債インデックス（除く日本）の構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。

- ③マザーファンド受益証券の組入れに伴う実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。
- ⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入った資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。
- ⑦大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（3）投資制限

- ①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- ②株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
- ③公社債の実質投資割合には制限を設けません。
- ④外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥デリバティブ取引は、約款20条、第21条および第22条の範囲で行います。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として2月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- ①分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型
バランス・オーブン（ステイブル）

約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を除く。以下この条、第16条および第28条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

- 第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金2兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項および第2項、第47条第1項、第48条第1項、第50条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当時の受益者)

- 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、第4項に規定する受益権の価額に取得申込口数を乗じて得た金額について、委託者の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める申込単位を

もって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第42条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。なお、委託者は、1億円または1億口を超える大口の取得の申込には、制限を設けることがあります。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日が米国もしくは英国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）または銀行の休業日、またはフランスおよびドイツの両国の取引所または銀行の休業日の場合は、原則として受益権の取得の申込に応じないものとします。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑥ 前2項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。以下同じ。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第15条 委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された「日本株式インデックス・マザーファンド」、「日本債券インデックス・マザーファンド」、「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」および「外国債券インデックス・マザー・ファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下同じ。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産への投資等を行うことができます。
- ② 前項の取扱いは、第19条ないし第25条、第27条および第31条ないし第33条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為を行う場合についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算

で行う場合も同様とします。

- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行ふ他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条ないし第25条、第27条および第31条ないし第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（先物取引等の運用指図）

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リ

スクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第22条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。

- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第28条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（有価証券の売却等の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第32条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資

することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借り入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成24年3月9日から平成25年2月20日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者

の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せざかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等)

第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、以下の各号により計算された額の合計額とします。

- 1. 第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の75の率を乗じて得た額
- 2. マザーファンドで有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料のうち信託財産に属するとみなした額の100分の50以内の額
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 第1項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(収益の分配)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、第42条第1項に規定する支払開始日および同条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第45条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗

じて得た額をいいます。以下同じ。)については第42条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と受益権の取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。ただし、第45条第1項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項に準じて受益者に支払います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から

交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者の承諾を得て各第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、委託者は、1億円または1億口を超える大口の解約請求には、制限を設けることがあります。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 前各項の規定にかかわらず、解約請求日が米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日、またはフランスおよびドイツの両国の取引所または銀行の休業日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた第1項による一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 株式会社トータルアセットデザインがベンチマークである「AMCリスクバジエット型資産配分モデル指数」の算出および提供をしないこととなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいま

す。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にある多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき及び第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信

託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の三分の二以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第52条 この信託は、受益者が第45条に規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第46条に規定する投資信託の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（公 告）

第54条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（運用状況に係る情報の提供）

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 24 年 3 月 9 日
平成 24 年 4 月 1 日変更
平成 25 年 1 月 4 日変更
平成 26 年 5 月 20 日変更
平成 26 年 12 月 1 日変更
平成 27 年 4 月 1 日変更
平成 28 年 5 月 31 日変更
平成 28 年 11 月 19 日変更
平成 30 年 5 月 19 日変更
令和 6 年 5 月 21 日変更
令和 7 年 4 月 1 日変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における

指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託
日本株式インデックス・マザーファンド
約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な観点から、TOPIX（東証株価指数、配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。

②株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

③信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）の指図をすることができます。

④信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利との元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

⑤信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

⑥信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

⑦大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行いません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤信用取引の指図は、約款第15条の範囲で行います。

⑥有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

⑦スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

⑧金利先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。

⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
日本株式インデックス・マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ストート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金2兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から、第40条第1項、第2項、第41条第1項、第42条第1項、第44条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号に掲げる適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするストート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビーファンド」といいます。）の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを50億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として加算した価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、記名式とします。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 13. 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益

証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第15号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第15号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号の証券および第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」もしくは「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または国内の取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認でき

るものを含みます。) とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の信用取引による株券の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を上回ることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する当該売り付けに係る建玉を決済するための指図をするものとします。
- ⑤ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(先物取引等の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）の指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」とい

います。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

- 第18条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

- 第18条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行う

ものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第22条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第23条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類す

る者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第25条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券の売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎年3月6日から翌年3月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成15年5月20日から平成16年3月5日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビーファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

(信託報酬等)

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いま

せん。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第36条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額の差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了した時は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第39条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 前項の一部解約の価額は、一部解約実行日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者の書面交付)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公 告)

第49条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 15 年 5 月 20 日
平成 17 年 6 月 8 日変更
平成 17 年 7 月 1 日変更
平成 18 年 5 月 1 日変更
平成 19 年 9 月 30 日変更
平成 19 年 10 月 1 日変更
平成 19 年 11 月 30 日変更
平成 20 年 5 月 16 日変更
平成 20 年 7 月 1 日変更
平成 20 年 6 月 30 日変更
平成 24 年 4 月 1 日変更
平成 25 年 1 月 4 日変更
平成 26 年 12 月 1 日変更
平成 28 年 4 月 28 日変更
平成 28 年 5 月 31 日変更
令和 5 年 12 月 6 日変更
令和 7 年 4 月 1 日変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託

日本債券インデックス・マザーファンド

約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な観点から、NOMURA-BPI 総合に連動した投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① NOMURA-BPI 総合をベンチマークとします。
- ② 債券組入比率は原則として高位を維持します。
- ③ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 公社債の投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナー、

債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
日本債券インデックス・マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

- 第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ2兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から、第39条第1項、第2項、第40条第1項、第41条第1項、第43条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号に掲げる適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

- 第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビーファンド」といいます。）の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを50億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として加算した価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託

協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

（受益証券の発行および種類）

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第17条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
 - イ. 為替手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

（運用の指図範囲等）

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
13. 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
14. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第15号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第15号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第12号の証券および第13号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式の範囲）

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買また

は金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」もしくは「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの(上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。)とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(先物取引等の運用指図)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指數等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)の指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第17条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付することの指図をすることができます。

- ② 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売りの指図範囲）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（保管業務の委任）

第21条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第22条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第24条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券の売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年3月6日から翌年3月5日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成15年5月20日から平成16年3月5日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これ

を委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビーファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

(信託報酬等)

第33条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第34条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第35条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額の差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了した時は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第38条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 前項の一部解約の価額は、一部解約実行日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者の書面交付)

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第47条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公 告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 15 年 5 月 20 日
平成 17 年 6 月 8 日変更
平成 17 年 7 月 1 日変更
平成 17 年 10 月 1 日変更
平成 18 年 5 月 1 日変更
平成 19 年 9 月 30 日変更
平成 19 年 10 月 1 日変更
平成 19 年 11 月 30 日変更
平成 20 年 5 月 16 日変更
平成 20 年 7 月 1 日変更
平成 21 年 6 月 30 日変更
平成 24 年 4 月 1 日変更
平成 25 年 1 月 4 日変更
平成 26 年 12 月 1 日変更
平成 28 年 4 月 28 日変更
平成 28 年 5 月 31 日変更
令和 5 年 11 月 21 日変更
令和 7 年 4 月 1 日変更

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第17条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託
外国株式インデックス・オープン
・マザーファンド

約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

<親投資信託 外国株式インデックス・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①株式への投資にあたっては、日本を除く世界各国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

②株式の組入率は、原則として高位を維持します。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

⑥信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有

した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

運用制限

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- (2) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (5) 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第 18 条の範囲で行います。
- (7) 金利先物取引及び為替先渡取引は、約款第 19 条の範囲で行います。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式インデックス・オープン・マザーファンド 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、委託者は、この信託の受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハまでに掲げる有価証券に限ります。）をもって投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第7条第3項第1号に従って取得させることができます。
- ④ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項及び第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビー・ファンド」といいます。）の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、第2条第2項及び第2条

第3項に定める追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（受入担保金代用有価証券および第22条に定める借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第24条に規定する予約為替の評価は原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【追加日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また、第9号または第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」もしくは「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場または日本証券業協会に登録されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式への投資制限】

第15条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図することができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図することができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第 19 条の 2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に

相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 23 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

第 24 条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機構等に預託し保管させることができます。

【混藏寄託】

第 27 条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管

契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混載寄託できるものとします。

【一括登録】

第 28 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券の売却等の指図】

第 30 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年1月11日から平成14年11月30日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。ただし、当該諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の金額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産中から支弁することもできるものとします。

- ② 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビー・ファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

【信託報酬等の額】

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を受領しません。

【利益の留保】

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 前項の一部解約の価額は、一部解約実行日の前営業日の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であ

ると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責】

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【償還金に関する支払時期】

第 43 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと

きは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、第48条第4項に規定する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取り請求】

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を

請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません

【運用状況に係る情報】

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第 52 条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 14 年 1 月 11 日

平成 14 年 3 月 25 日 変更

平成 15 年 9 月 19 日変更

平成 18 年 5 月 1 日変更

平成 19 年 9 月 30 日変更

平成 19 年 10 月 1 日変更

平成 19 年 11 月 30 日変更

平成 20 年 5 月 16 日変更

平成 20 年 7 月 1 日変更

平成 21 年 6 月 30 日変更

平成 24 年 4 月 1 日変更

平成 25 年 1 月 4 日変更

平成 26 年 12 月 1 日変更

平成 28 年 4 月 28 日変更

平成 28 年 5 月 31 日変更

平成 29 年 8 月 22 日変更

平成 30 年 3 月 1 日変更

令和 5 年 2 月 28 日変更

令和 5 年 12 月 6 日変更

令和 7 年 4 月 1 日変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第19条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託

外国債券インデックス・マザー・ファンド

約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等を主要投資対象としてFTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 公社債への投資は原則として高位を維持します。
- ② 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。
- ③ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。その際の投資比率は、原則として信託財産の純資産総額の100%以内とします。また、投資比率がこの上限を超過した場合には、速やかに調整するものとします。なお、ここでいう投資比率は、現物資産の時価総額と有価証券先物等の買建玉の時価総額の合計額から売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。
- ⑥ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

(3) 運用制限

- ① 公社債の投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款15条の範囲で行います。

- ⑥ スワップ取引は、約款16条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引及び為替先渡取引は、約款17条の範囲で行います。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券インデックス・マザー・ファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

- 第2条 委託者は、金15億530万円を受益者のために利殖する目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ2兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行なわれたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項、第45条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

- 第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビー・ファンド」といいます。）の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項に規定する信託によって生じた受益権については、これを20億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を追加信託時の信託財産留保額として加算した価額に、当該追加信託にかかる受益権口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会

規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

- ③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、前条の規定により、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第17条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条

第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換による取得に限り、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」もしくは「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定で目論見書等において上場されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権社割当による取得する株式については、この限りではありません。

（先物取引等の運用指図）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該取引信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対

象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第17条の2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れ)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第22条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(保管業務の委任)

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第24条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混藏寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混藏寄託できるものとします。

(一括登録)

第26条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済に係る国債証券については、日本銀行で保管することができます。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券の売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年3月14日から平成14年2月20日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビー・ファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

(信託報酬)

第35条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を受領しません。

(利益の留保)

第36条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第37条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(一部解約)

第38条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 前項の一部解約の価額は、一部解約実行日の前営業日の基準価額から、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責)

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いつき、その責に任じません。

(償還金に関する支払時期)

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場

合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第44条 委託者は、投資信託委託業者の事業の全部または一部を譲渡することができます。また、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡されることがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第47条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公 告)

第50条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 13 年 3 月 14 日
平成 13 年 10 月 2 日 変更
平成 14 年 3 月 25 日 変更
平成 14 年 4 月 1 日 変更
平成 15 年 9 月 19 日 変更
平成 16 年 4 月 5 日 変更
平成 17 年 7 月 1 日 変更
平成 17 年 10 月 1 日 変更
平成 18 年 5 月 1 日 変更
平成 19 年 9 月 30 日 変更
平成 19 年 10 月 1 日 変更
平成 19 年 11 月 30 日 変更
平成 20 年 5 月 16 日 変更
平成 20 年 7 月 1 日 変更
平成 21 年 6 月 30 日 変更
平成 24 年 4 月 1 日 変更
平成 25 年 1 月 4 日 変更
平成 26 年 5 月 20 日 変更
平成 26 年 12 月 1 日 変更
平成 28 年 4 月 28 日 変更
平成 28 年 5 月 31 日 変更
平成 30 年 5 月 19 日 変更
令和 5 年 11 月 21 日 変更
令和 7 年 4 月 1 日 変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第 17 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第17条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取

引をいいます。以下本条において同じ。) のスワップ幅 (当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。) を取り決め、その取り決めるに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めるに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。